法人番号　８

平成 31 事業年度に係る業務の実績及び第３期中期目標期間（平成 28～31 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

HIROSAKI UNIVERSITY

令和２年６月

国立大学法人
弘　　前　　大　　学

○　大学の概要

（１）現況

①　大学名　　国立大学法人弘前大学

②　所在地　　本　部　　青森県弘前市
文京町キャンパス　青森県弘前市
本町キャンパス　青森県弘前市
学園町キャンパス　青森県弘前市
青森キャンパス　青森県青森市

③　役員の状況　学長名　佐藤　敬
（平成 24 年２月１日～令和２年３月 31 日）
理事数　常勤５人
監事数　常勤１人，非常勤１人

④　学部等の構成

学　部
人文社会科学部
教育学部
医学部
理工学部
農学生命科学部

研究科
人文社会科学研究科
教育学研究科
医学研究科
保健学研究科
理工学研究科
農学生命科学研究科
地域社会研究科

附置研究所
被ばく医療総合研究所　※
地域戦略研究所

学内共同教育研究施設
生涯学習教育研究センター
保健管理センター
アイソトープ総合実験室
出版会
資料館

附属図書館

※は，共同利用・共同研究拠点に認定された施設を示す。

⑤　学生数及び教職員数（令和元年５月１日現在）

学生数（留学生数）	学　部	5,898 人	（ 38 人）
	研究科	892 人	（ 88 人）
教員数		807 人	
職員数		1,121 人	

（２）　大学の基本的な目標等

基本方針

弘前大学は北東北地域の総合大学の一つとして，地域活性化の中核的拠点の役割を追求していくことを基本とする。第２期中期目標・中期計画期間にあっては，再生可能エネルギー，環境，被ばく医療，食の４テーマを大学としての重点分野に位置付け，教育研究と地域連携を実施してきたが，第３期中期目標・中期計画期間においては，これらを含むさまざまな成果の社会還元としてのイノベーション創出と人材育成を通して，地域貢献のさらなる推進を目指すものとする。

また，大学改革にあっては，イノベーションに貢献する理工学系・農学系人材の育成の強化や，小学校教員を中心とした教員養成の質的充実，大学院における教育・研究の充実などが教育・研究組織再編の柱に位置付けられているが，加えて，従来の４重点分野に関する研究実施体制や課題の見直しを図ることは必然と考えられ，また，第３期中期目標・中期計画期間中においても，不断の改革が進められなければならない。大学のガバナンスに関しても，学内における広い議論の集約の下に，自主的な改革を果たしてきたが，その在り方について引き続き検証し，見直すことで，国立大学法人本来の管理運営の下に改革と機能強化を推進していくことが求められる。

これらの取組を通して，弘前大学のスローガンである“世界に発信し，地域と共に創造する”大学の姿をさらに明確にしていくことが本学の使命である。

≪教育・研究組織≫

上述の教育・研究組織の再編を完遂することによって，グローバル化の進展，イノベーション創出の必要性，少子高齢化などを背景とした我が国社会の時代的要請に応えていく。また，科学・技術の進歩に伴って，高等教育の軸足は必然的に大学院教育へとシフトしていることをふまえ，学士課程教育との連続性を意識しながら，教育・研究組織の在り方を見直していく。

≪教育改革≫

地域活性化の中核的拠点として，地域のリーダーの輩出が弘前大学

の大きな役割であり，グローバルな視点を持って地域課題の解決に取り組む人材がますます重要になりつつあるが，そのためには，教育の目標としては，真のグローバル人材の育成を目指すことが求められる。

また，専門的知識や技術を活かすためには，その基盤となる学識・教養を醸成し，調和した人格を形成する教養教育の役割はきわめて大きなものがある。教育改革においては，これらの視点に基づいて，教育の基盤整備に力を入れていくことが必要であり，入学者選抜方法の改善，成績評価の厳格化，アクティブ・ラーニングの強化，学生自身による学びのデザインの推進，学生支援体制の強化などを進める。

≪研究推進≫

国際的レベルの研究，発展が期待される基礎的研究及び地域の活性化に寄与する研究の推進を図ることを基本とする。その中で，若手研究者の支援，競争的研究資金の獲得，知的財産の創出と活用，国際的研究交流の推進などの視点に基づいて研究を推進していく。

また，研究分野としては，再生可能エネルギーや被ばく医療を含めた環境全般と食を本学の重要なテーマに位置付け，研究の推進を図る。

≪地域連携・地域貢献≫

地域活性化の中核的拠点としての機能の充実を図り，地域の自治体や企業，市民活動団体等との連携を引き続き強化する。特に教育に関しては，アクティブ・ラーニングなどに地域課題への取組を取り入れるとともに，研究においては，地域との共同研究等を通してイノベーション創出への貢献を果たす。さらに，地域の高等教育機関との連携強化によっても，教育・研究活動を通した地域貢献を強化していく。

≪グローバル化≫

学術の国際交流の活性化はもとより，グローバル人材の育成は我が国全体の重要な課題となっており，弘前大学においてもグローバル化をさらに加速することが必要である。教育・研究の強化に加え，キャンパスの国際化の推進や本学学生の海外経験を支援することにより，国際化と多様性を一層強めていく。

≪管理運営≫

学長のリーダーシップによる全学的な合意形成を重視し，弘前大学の課題解決と目標達成を果たしていく。特に，国立大学法人を取り巻く現況の中にあって，構成員の共通認識の醸成の下に，全学一体となって弘前大学が発展を果たしていくため，管理運営の不断の見直しを続ける。

（３）　大学の組織図

３頁～８頁のとおり

①教育研究組織図

（平成27年度）

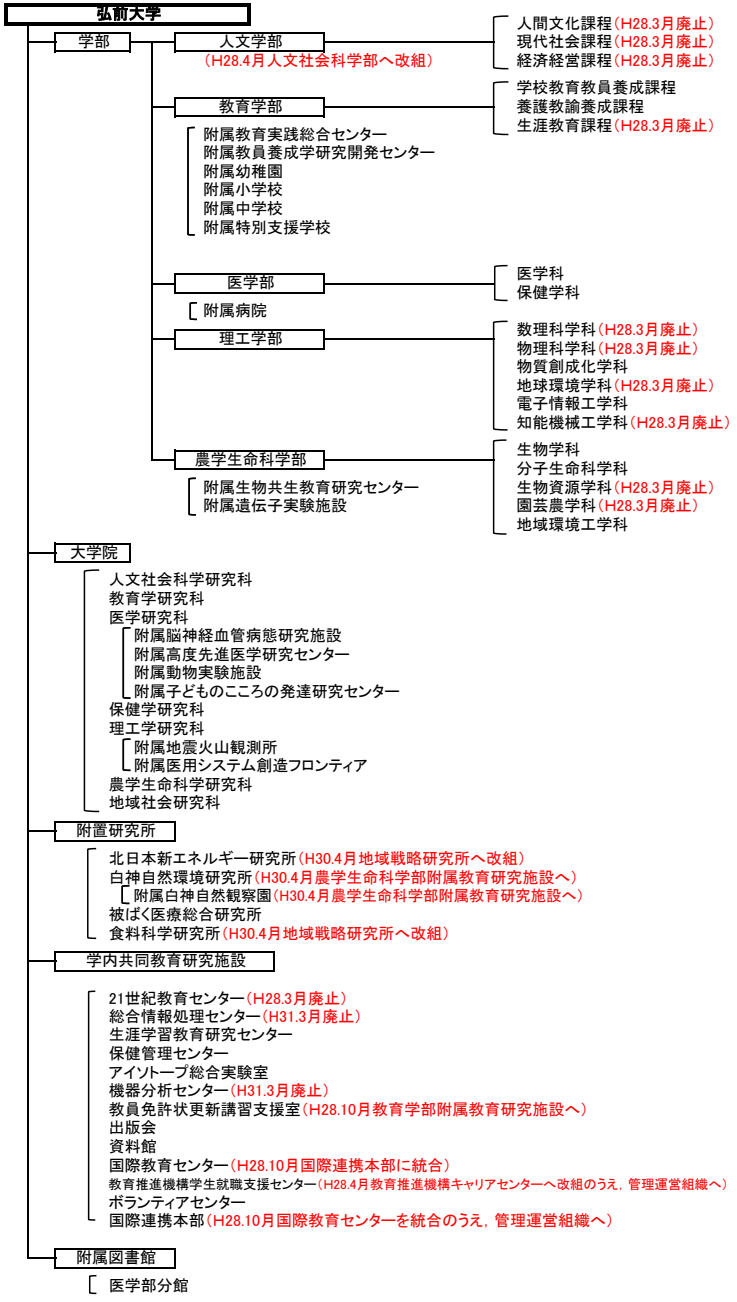

（平成31年度）

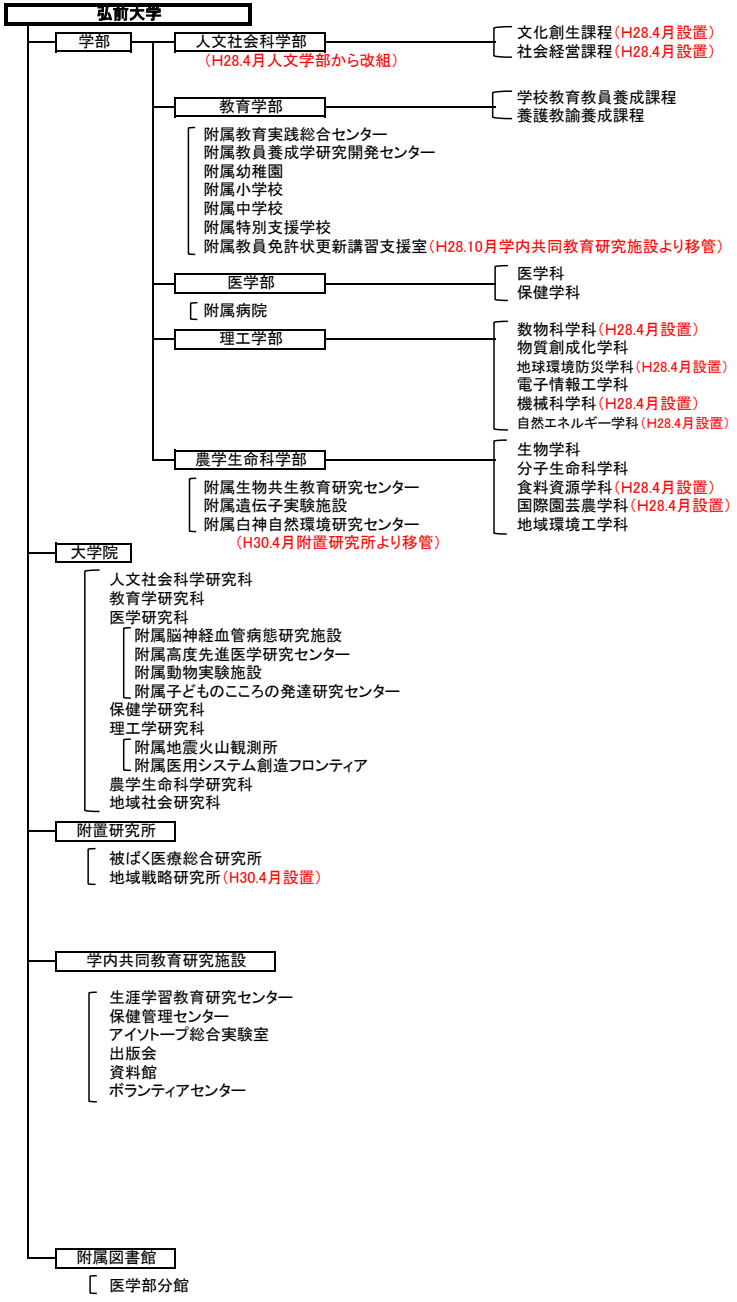

①教育研究組織図

（平成30年度）

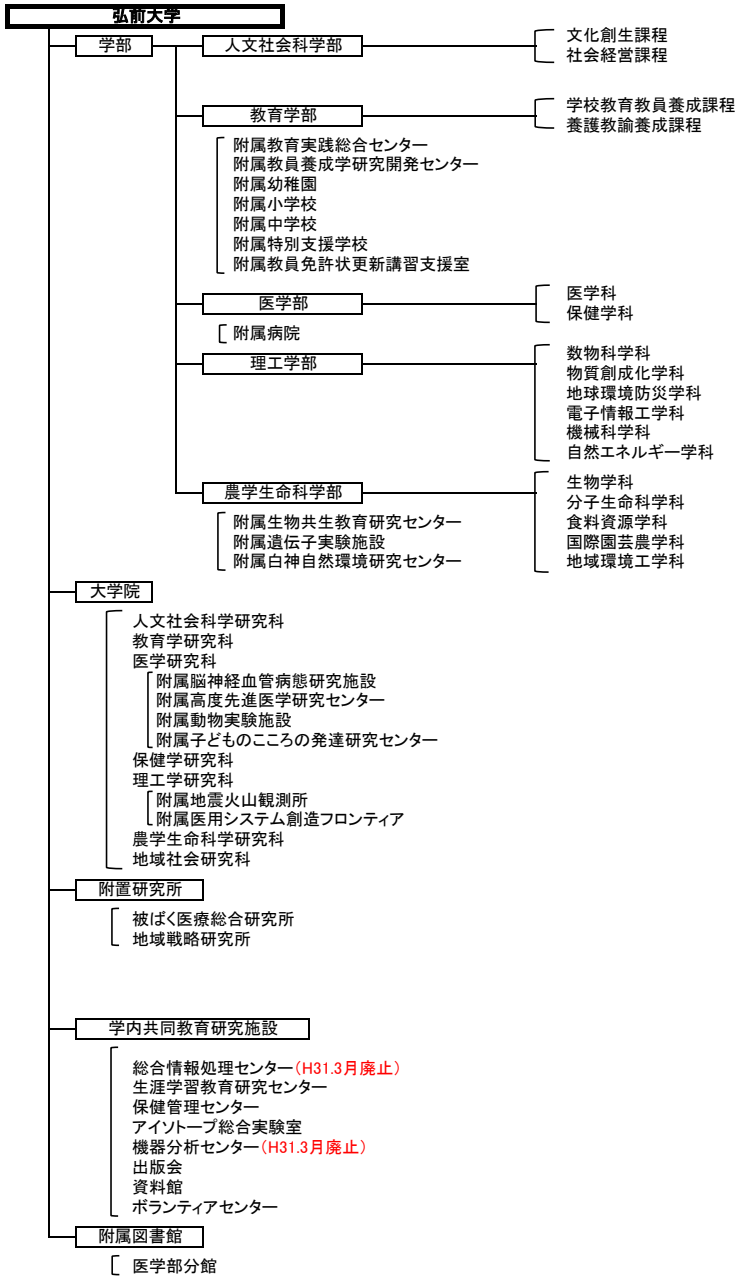

（平成31年度）

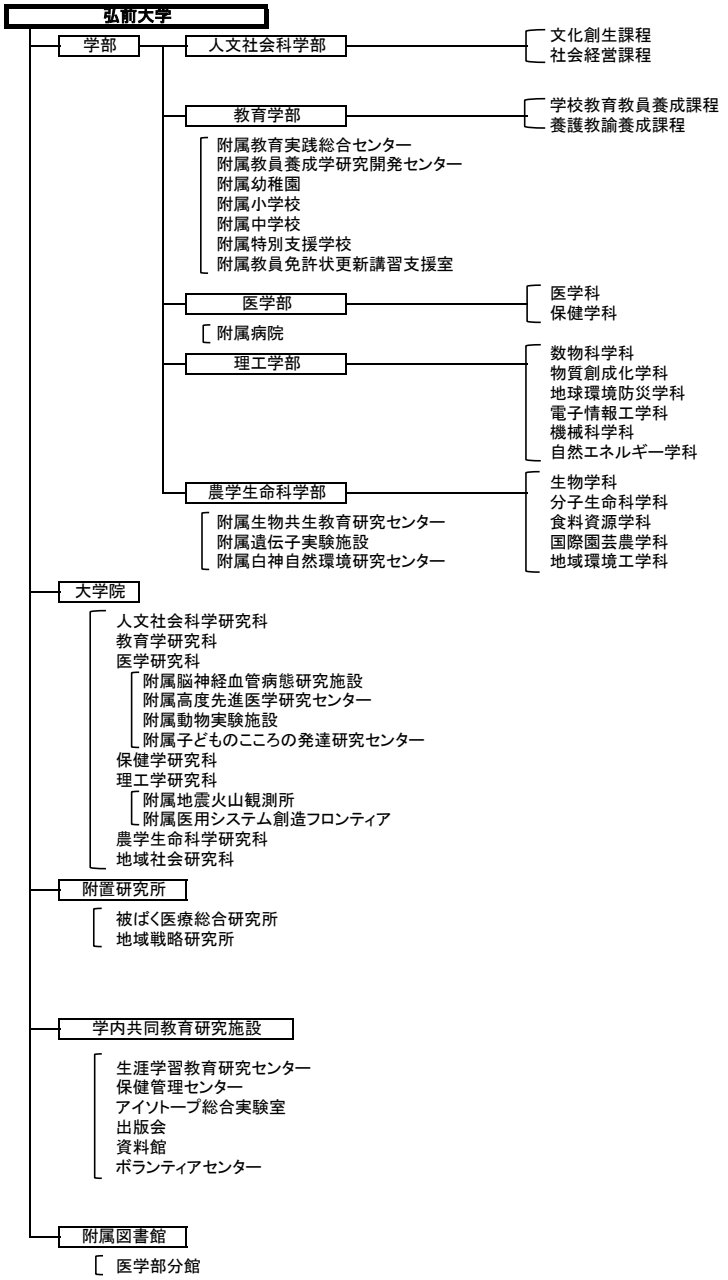

②管理運営組織図

（平成27年度）

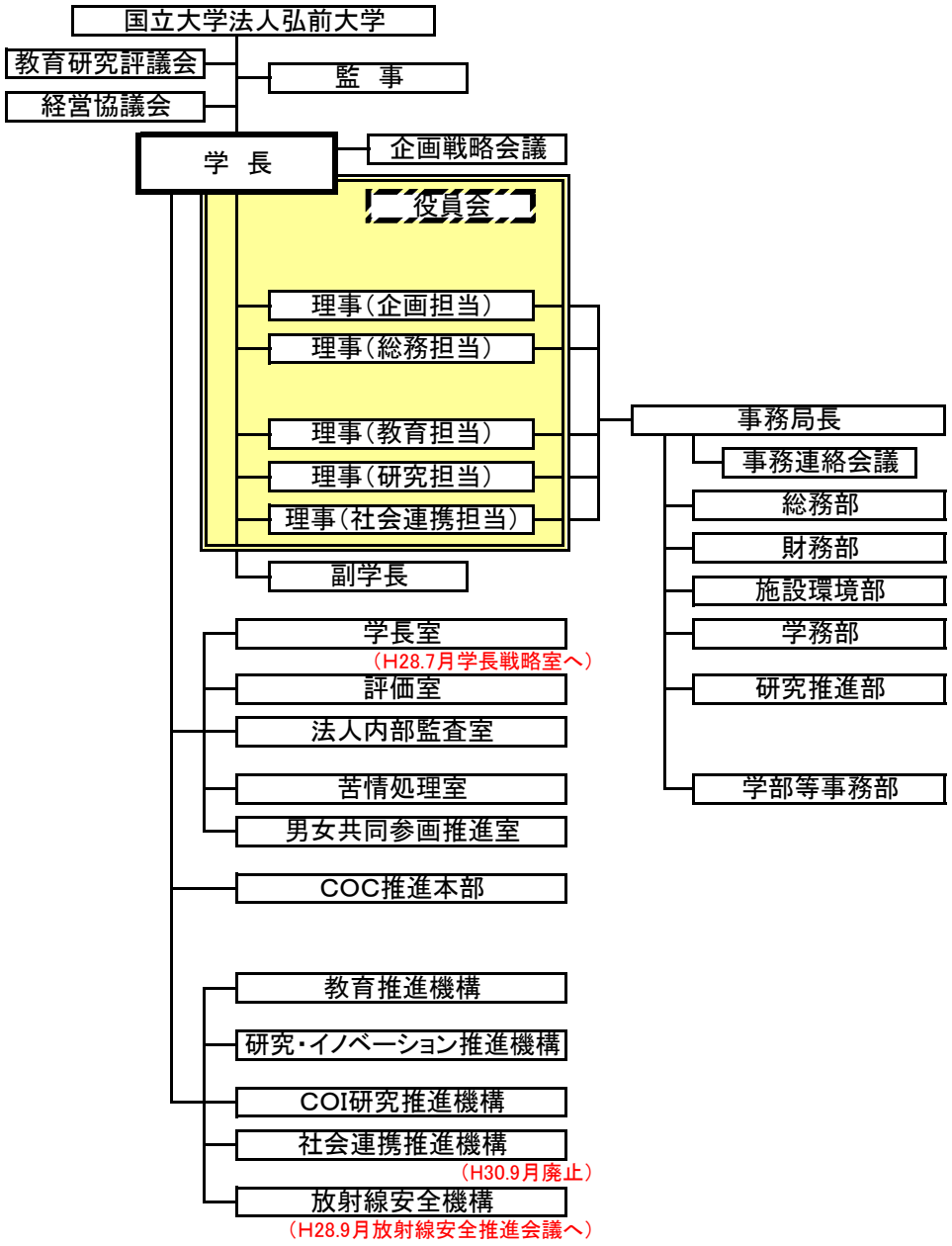

（平成31年度）

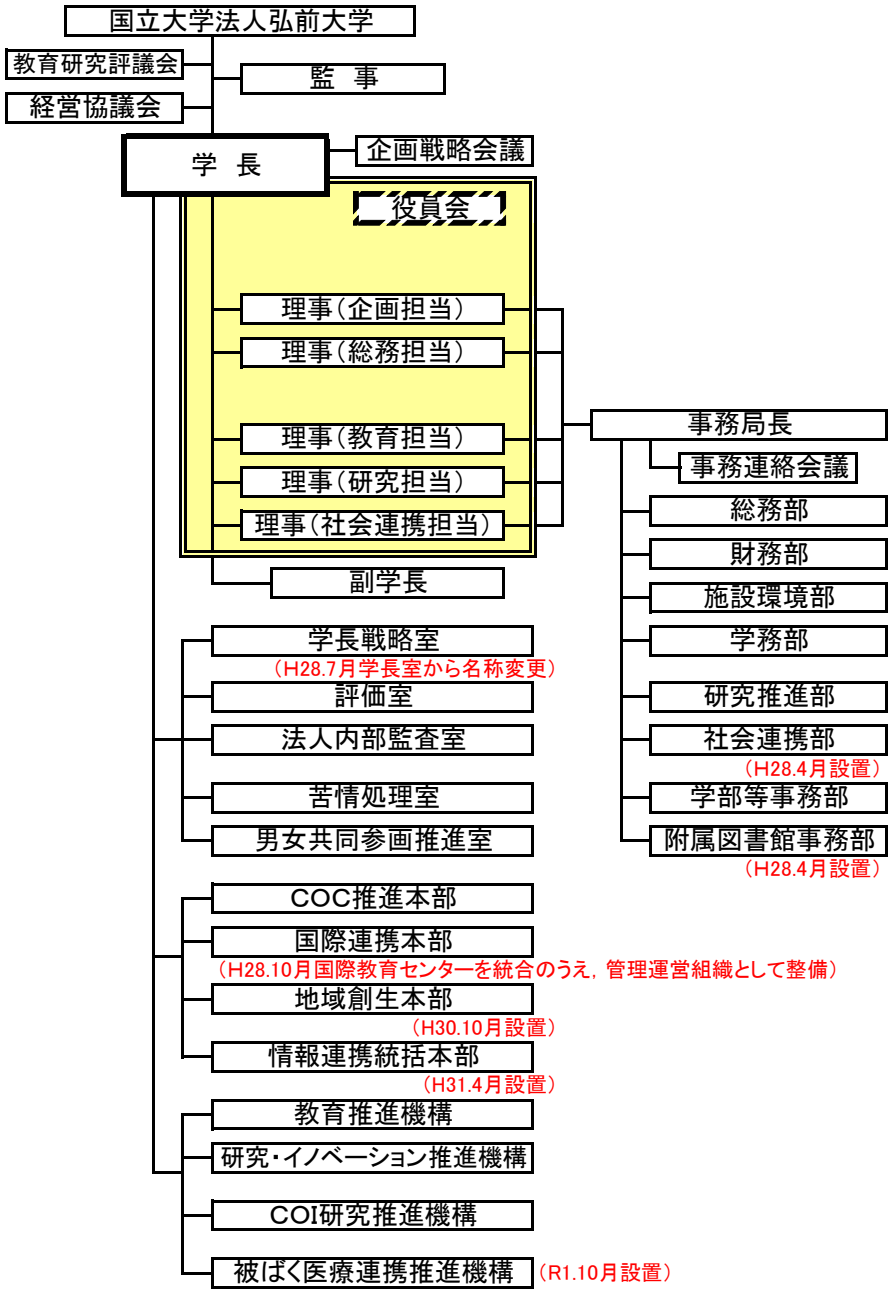

②管理運営組織図

（平成30年度）

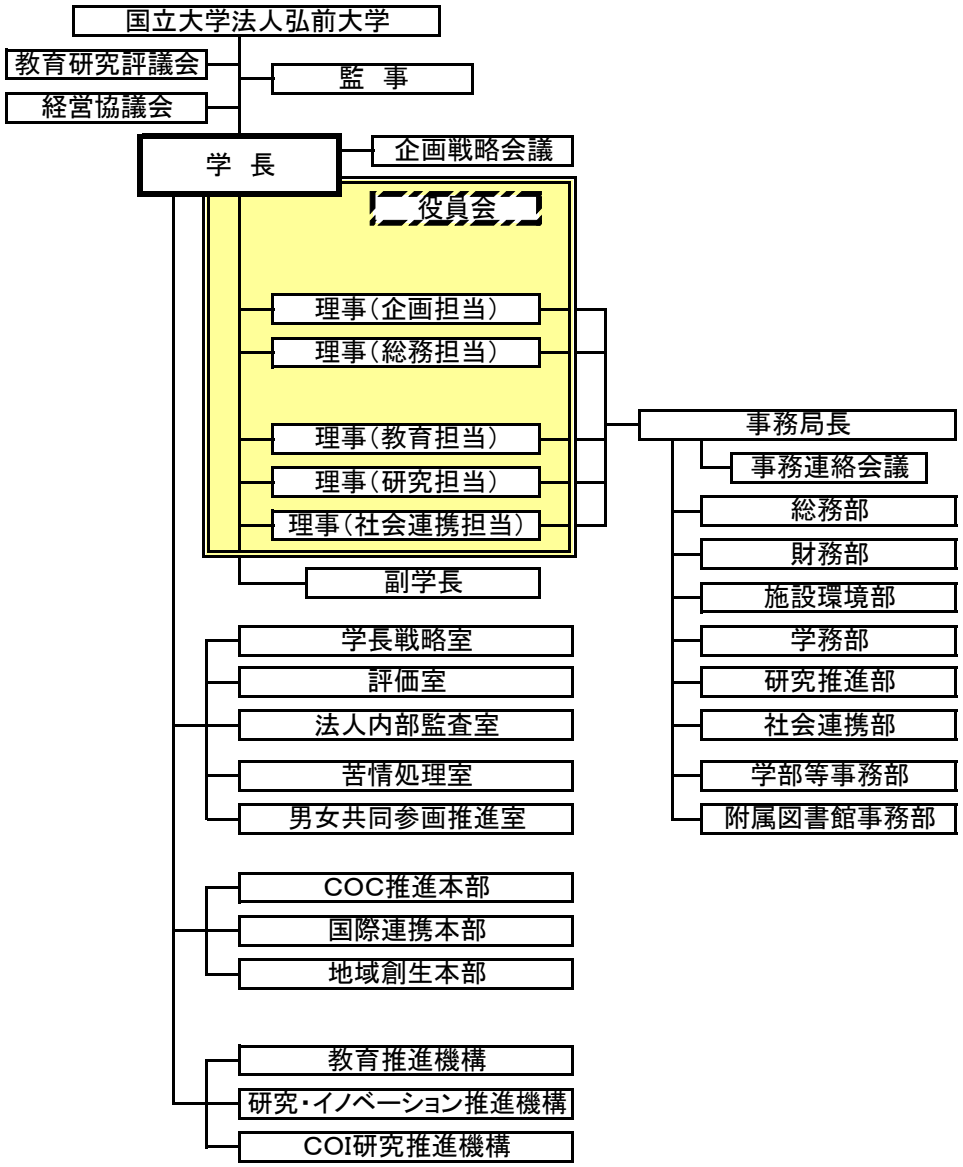

（平成31年度）

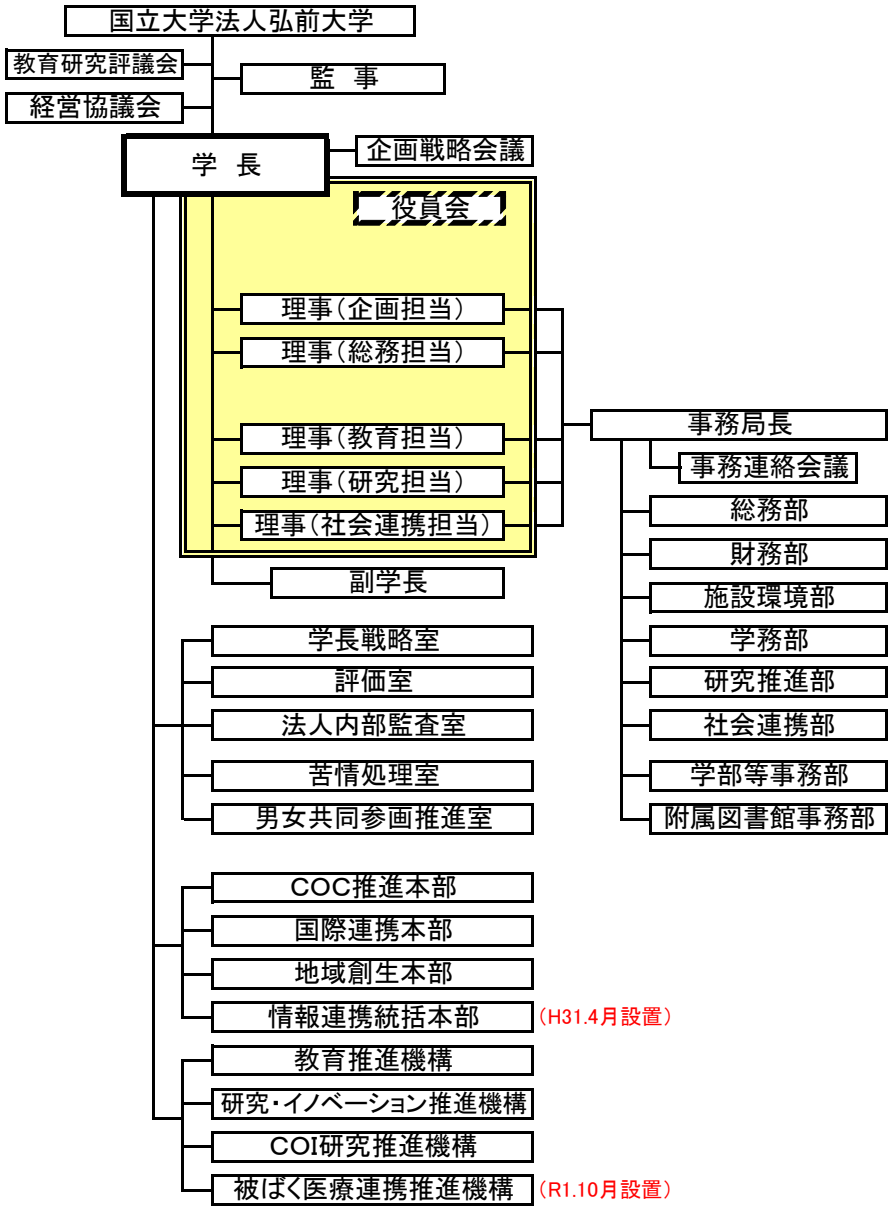

③事務組織図

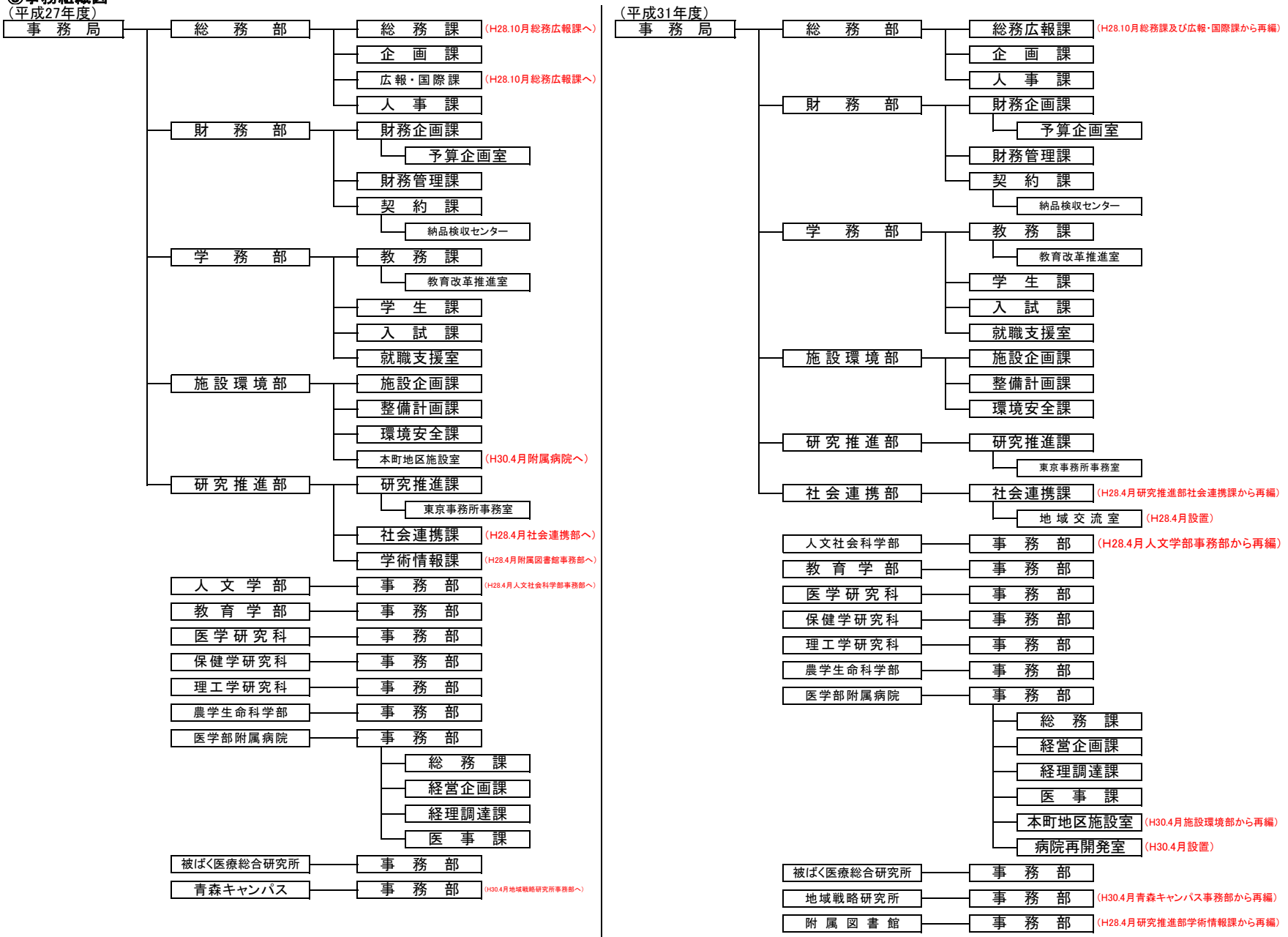
（平成27年度）
事務局
総務部
総務課
（H28.10月総務広報課へ）
企画課
広報・国際課
（H28.10月総務広報課へ）
人事課
財務部
財務企画課
予算企画室
財務管理課
契約課
納品検収センター
学務部
教務課
教育改革推進室
学生課
入試課
就職支援室
施設環境部
施設企画課
整備計画課
環境安全課
本町地区施設室
（H30.4月附属病院へ）
研究推進部
研究推進課
東京事務所事務室
社会連携課
（H28.4月社会連携部へ）
学術情報課
（H28.4月附属図書館事務部へ）
人文学部
事務部
（H28.4月人文社会科学部事務部へ）
教育学部
事務部
医学研究科
事務部
保健学研究科
事務部
理工学研究科
事務部
農学生命科学部
事務部
医学部附属病院
事務部
総務課
経営企画課
経理調達課
医事課
被ばく医療総合研究所
事務部
青森キャンパス
事務部
（H30.4月地域戦略研究所事務部へ）
（平成31年度）
事務局
総務部
総務広報課
（H28.10月総務課及び広報・国際課から再編）
企画課
人事課
財務部
財務企画課
予算企画室
財務管理課
契約課
納品検収センター
学務部
教務課
教育改革推進室
学生課
入試課
就職支援室
施設環境部
施設企画課
整備計画課
環境安全課
研究推進部
研究推進課
東京事務所事務室
社会連携部
社会連携課
（H28.4月研究推進部社会連携課から再編）
地域交流室
（H28.4月設置）
人文社会科学部
事務部
（H28.4月人文学部事務部から再編）
教育学部
事務部
医学研究科
事務部
保健学研究科
事務部
理工学研究科
事務部
農学生命科学部
事務部
医学部附属病院
事務部
総務課
経営企画課
経理調達課
医事課
本町地区施設室
（H30.4月施設環境部から再編）
病院再開発室
（H30.4月設置）
被ばく医療総合研究所
事務部
地域戦略研究所
事務部
（H30.4月青森キャンパス事務部から再編）
附属図書館
事務部
（H28.4月研究推進部学術情報課から再編）

③事務組織図

（平成30年度）

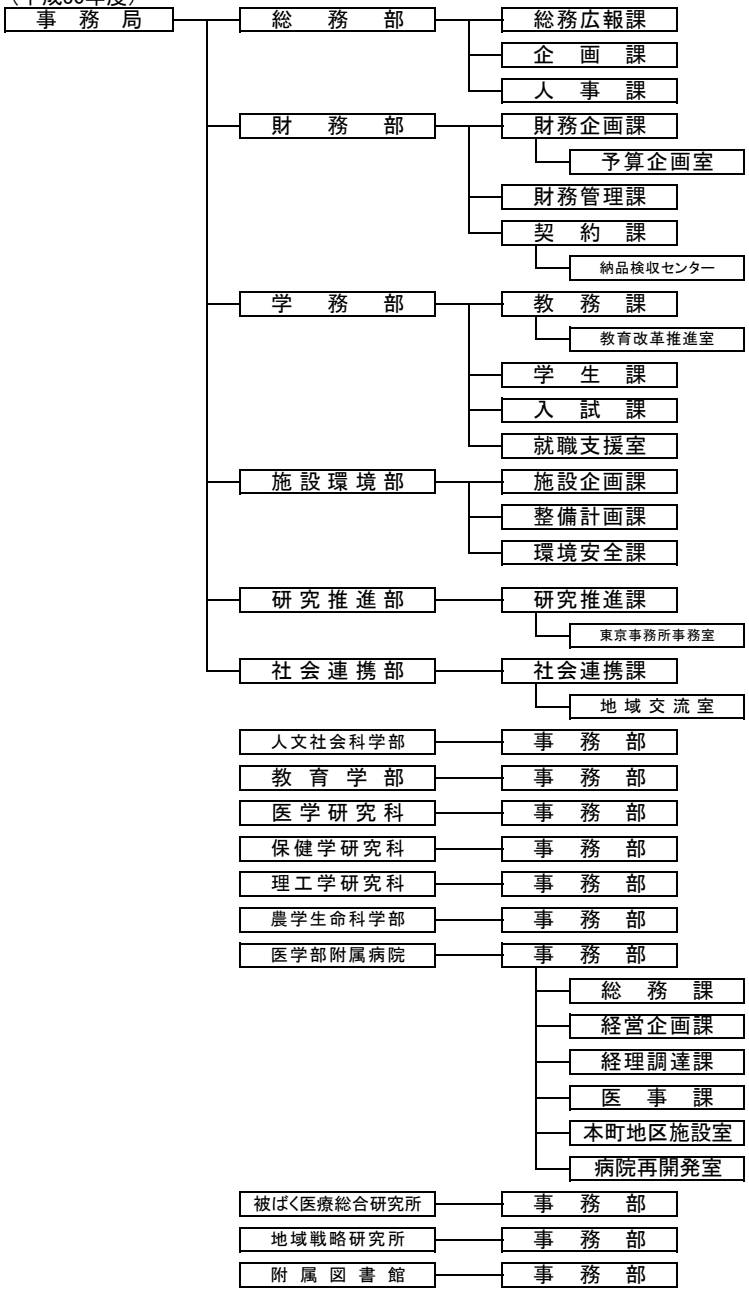

（平成31年度）※平成30年度からの変更なし

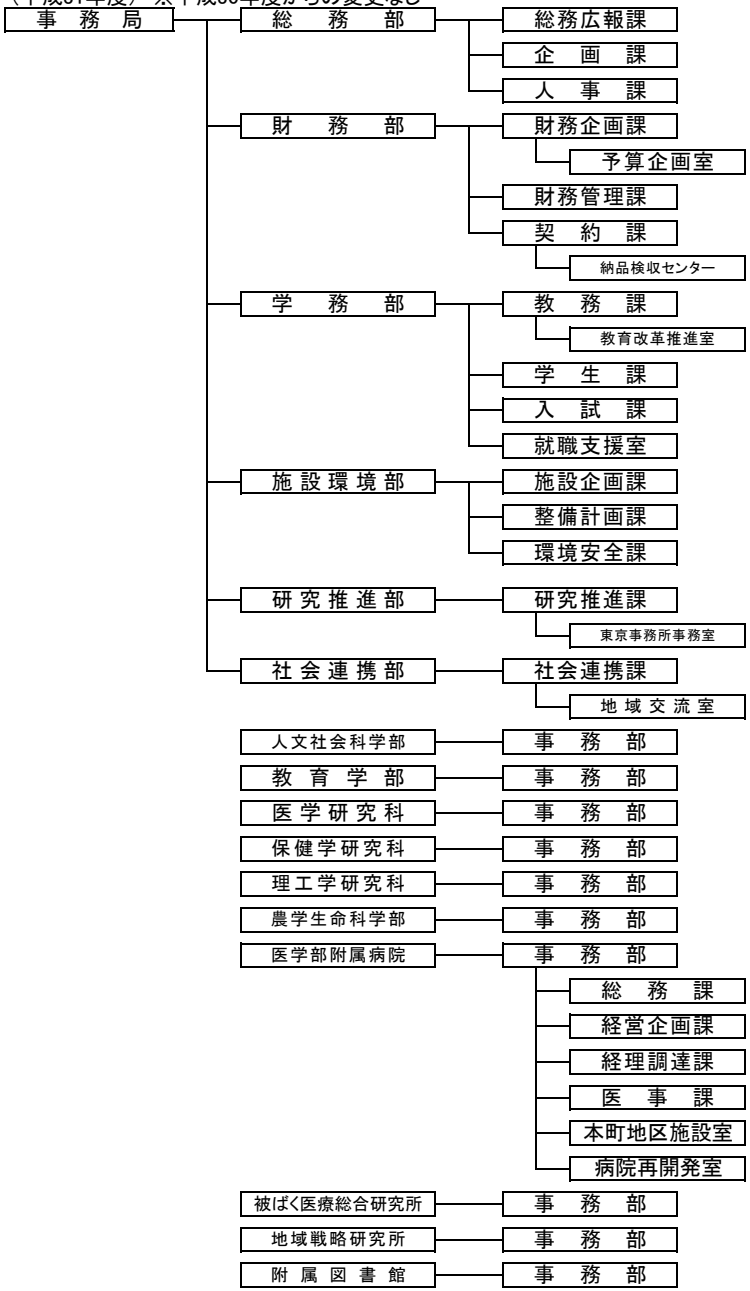

○　全体的な状況

弘前大学は，第３期の中期目標として「地域活性化の中核的拠点の役割を追及すること」を基本に据え，特に青森県の定める基本計画にうたわれている「アグリ・ライフ・グリーン」に関連した地域振興策の推進と軌を一にしつつ，本学の強みである「食，健康，環境及び被ばく医療」を大学全体の重点分野と位置付けながら，教育，研究，地域連携・地域貢献，国際化及び管理運営に取り組んできた。

全体として，以下に記載するように第３期中期目標期間の業務は目標を上回る成果を達成できる見込みである。本学の第３期の取組は，地方創生の推進に向けた「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」でうたわれている地方創生に資する大学改革と共通するものでもある。弘前大学の発展は青森県を中心とした地域の発展を牽引する大きな要因の一つであるとともに，我が国全体の発展を支えるものであるとの認識を新たにし，来たる第４期中期目標期間につなげていきたい。

≪教育・研究組織≫

○ 学内研究組織体制の強化

平成 28 年度には教員養成の質的充実，理工学系・農学系人材の育成強化，グローバル化の推進を柱とした学部改組を実施（43 名の教員が新規採用）した。平成 29 年度には教員養成に特化した高度専門職業人を養成するため，青森県教育委員会等と連携・協働の上で教職大学院を整備した。令和２年度には新たな大学院研究科として地域共創科学研究科，及び公認心理師の養成を想定した医学部心理支援科学科を設置し，新たな教育・研究拠点が形成された。本学の強み・特色を生かしつつ，社会からの要請が高い分野への研究者の重点配置が行われたこと（思い切った教育研究組織の再編が行われたこと），並びに地域における多様な課題を解決することを目的とした二つの教育・研究組織が新設したことは，地域活性化の中核拠点を掲げる本学にとっては大きな成果である。

≪教育改革≫

○ 教育の基盤整備

平成 28 年度から新たな教養教育を行い，専門教育を学ぶための基礎学力向上の役割を果たすだけでなく，卒業まで継続的に学修することが重要であるキャリア教育科目及び英語科目を高年次化した。また，平成 30 年度には，教育目標やカリキュラム・ポリシーなどの方針に適合しているか調査・分析するためのカリキュラム・チェックを実施し，教養教育と専門教育との接続性について，問題なく機能していることを確認した。中期計画を順調に実施しているものの，教育基盤については今後も不断の見直しを行う予定としている。

○ 入学者選抜方法の改善

平成 27 年 10 月に教育推進機構の下にアドミッションセンターを設置し，入学者選抜方法等に関する調査研究・企画立案，入試広報に関する企画立案・実施等を担当する組織を新設した。平成 28 年６月には入学者選抜改革検討委員会（常置委員会）を設置し，アドミッションセンター調査研究部門の検討結果を基にした入学者選抜方法の改革に着手した。これは社会が求める人材すなわち地域課題の解決に取り組む人材の育成を旨とする本学の基本方針に則って，入学者選抜改革の組織体制を充実させたものである。平成 29 年度入試から全学的に AO 入試を導入しており，学力を含めた志願者の意欲・能力を多元的に評価することで多様な学生の受け入れを開始した。令和３年度入試では入学定員の 30%以上を総合型選抜で募集し，本学がアドミッションポリシーで明示している「学力・行動力・意欲を有する学生」の受け入れを行う予定である。

○ 成績評価の厳格化

平成 28 年入学者から，学習成果の可視化を目的として地域志向科目に OneDrive を活用したポートフォリオを導入し，学年が高年次となる平成 30 にはルーブリックを用いた学習成果の振り返りを実施した。また，平成 30 年３月に成績評価ガイドラインを定め，１年間の試行を踏まえ平成 31 年に全学共通の成績評価基準を制度化した。

○ アクティブ・ラーニングの強化，学生自身による学びのデザインの推進

教養教育におけるアクティブ・ラーニング導入率は，平成 28 年度以降順調に上昇し，平成 30 年度にはすでに目標値（50%以上）を大幅に超過しており（62.5%），中期計画をすでに達成している。平成 31 年度には，総合教育棟の計 15 部屋(1,219 席)をアクティブ・ラーニングに適した教室への用途変更が終了するなど，教室環境が更に充実したことから今後もアクティブ・ラーニング導入率は上昇することが見込まれる。

○ 学生支援体制の強化

学生が安心して学修し生活するためには，入学料，授業料，寄宿料の免除及び奨学金等の経済支援を併せた多角的且つ多層的な生活支援が必要である。本学では，保護者アンケートや学生と職員との懇談会から寄せられた保護者や学生のニーズを様々な支援や取組へとつなげてきた。授業料減免等の充実，学内ワークスタディ支援の拡充，大規模災害で被災した入学志願者への経済的支援の強化及び破格の値段での朝食の提供（100 円朝食）など，意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することがなく安心して学ぶことができる多様な取組を実施している。

また，「岩谷元彰弘前大学育英基金」，「弘前大学基金トヨペット未来の青森県応援事業」及び「弘前大学大学院振興基金」を活用して，大学独自の奨学金等の経済支援も実施している。これらの取組は，学びのセーフティネットの再構築及び学生生活全般の支援の強化に資するものである。

≪研究推進≫

○ 国際的レベルの研究及び国際的研究交流の推進

弘前大学機関研究（平成 19 年～），卓越研究者支援事業（平成 29，30 年度），研究論文校閲料支援事業（平成 30 年度～）及び研究者海外派遣事業（平成 31 年度～）など，種々の研究支援を実施してきた。国際共著論文数の倍増を目標に掲げ，海外研究機関との研究推進に向けた様々な取組を展開した結果として，国際共著論文数は放射線科学分野，食料科学分野及び再生可能エネルギー分野で特に顕著に伸びている。国際的水準にある研究については，海外研究機関との共同研究への発展を目指している。特筆すべき実績としては，放射線科学研究に関するデータの国連科学委員会での利用などが挙げられる。

○ 若手研究者等への支援

学内研究助成事業を段階的に見直し，平成 30 年度から「異分野連携若手研究支援事業」を開始した。採択者 22 名のうち８名が受託・共同研究等の外部資金を獲得するなどの成果につながり，若手研究者の研究基盤の整備支援に資する取組となっている。また，医学研究科に限定し実施していたテニュアトラック制を見直し，平成 31 年度から全学対象の制度としたほか，本学博士課程修了者を対象とした「若手研究者育成制度」を創設した。女性研究者への支援として，教員公募面接時における女性候補者への旅費支援，子育て・介護中の研究者に対する研究支援員の配置及び女性研究者を研究代表とする共同研究経費への支援などを行った。以上のように，若手研究者や女性研究者に対する様々な支援が図られている。

○ 競争的研究資金の獲得

「弘前大学科研費申請の基本方針」及び「競争的資金申請の基本方針」を随時見直しながら，毎年度「科研費獲得スキル向上セミナー」，「科研費説明会」の開催並びに研究戦略アドバイザーによるアカデミックチェックを実施している。科研費の受入状況は，平成 27 年度 333 件であった採択件数が平成 31 年度には 382 件に，また 624,000 千円であった採択金額が 677,560 千円に増加するなど，着実に成果に結びついている。平成 31 年度には，科研費大型種目への申請及び採択件数増加を目指して，「大型種目チャレンジ型」科研費獲得支援事業（令和２年度申請分から）を開始した。

平成 28 年度には，学外との連携強化や外部資金増加を図るため，共同研究講座に関する制度を新設し，文部科学省の「革新的イノベーション創出プログラム（COI STREAM）」に採択された「真の社会イノベーションを実現する革新的『健やか力』創造拠点」（いわゆる弘大 COI）事業を中心に，共同研究講座の受入件数及び受入額は飛躍的に増加した。

○ 知的財産の創出と活用

研究・イノベーション推進機構知的資産部門において，知的資産の創出，活用及び保護に関する業務を強化した。特許権等の活用状況等では，実施許諾件数及び実施料収入ともに大幅に増加した。地域企業との共同出願においても，平成 28 年度から平成 31 年度までの４年間で既に 27 件に達しており，飛躍的な増加が続いている（参考：第２期中期目標期間全体で９件）。なかには，地域企業との連携によって優れた研究成果が得られ，商品化・実用化に向けて検討が進められており，大学の研究成果の活用と地域企業との連携によって実現した社会貢献として高く評価されている。

≪地域連携・地域貢献≫

○ 地域の自治体や企業，市民活動団体等との連携の強化

連携推進員制度の新設，地域創生ネットワーク会議の設置，大学コンソーシアム学都ひろさき（地域の高等教育機関との連携）及び COC＋事業による「オール青森」ネットワークの構築等を通して，地域との連携体制の深化が図られた。平成 30 年 10 月には，理事（社会連携担当）が機構長であった「社会連携推進機構」を発展的に改組し，新たに学長を本部長とする「地域創生本部」を設置した。本学の地域創生に臨む強い姿勢を対外的に明確にしたものであり，今後も各自治体との協定の拡大を見込んでいる。なお，地域自治体や金融機関等との包括連携協定締結の加速により，中期計画における目標値（平成 27 年度 17 件と比較し 1.5 倍増）は既に平成 31 年度末で達成されている（累計 28 件，1.65 倍）。

○ 本学の強みを活かした研究の推進

本学は，再生可能エネルギー，環境，被ばく医療及び食の４テーマを大学としての重点分野に位置付けている。青森県産食糧資源における生産環境の構築に向けた研究（農林関係，水産関係），青森県産食品素材の高付加価値化開発と輸出拡大に向けての環境作り（深浦サーモン），白神山地の自然環境情報・環境モニタリング，地域のエネルギー利用推進と地域還元など，産学官連携によって多くの共同研究が展開されている。新たな産業やビジネスモデルの誕生，加えて雇用創出の面でも成果を挙げており，本学の中期目標の根幹をなす「地域の特性を活かした地方創生の実現」を具現化するものである。また，これらの取組は食品関連企業との研究契約や大型外部資金の獲得につながったものもあり，研究推進及び外部資金の獲得の面でも大きく貢献している。

≪グローバル化≫

○ 国際化と多様性の一層の強化

大学等との大学間交流協定や部局間交流協定が大幅に増加（いずれも倍増）した。海外研究機関とのネットワーク形成が急速に整備されたことで，海外拠点等を活用した教職員・学生の国際交流が活発に行われている。

○ キャンパス国際化の推進

日本人学生と外国人学生が一緒に授業を受けられる機会の拡充，教養教育科目の授業に英語での解説を３分の１以上加えて実施する授業の開講（年々，科目数，受講

者が増），及びイングリッシュ・ラウンジ（外国人教員によるセミナー）の設置等により，キャンパスの国際化が図られた。

○ 学生の海外経験の支援

平成 28 年に「国際教育センター」を廃止の上，国際化の企画立案を行う「国際連携本部」へ統合・再編したことで国際関係業務が集約化され，グローバル人材の育成拠点としての機能強化が図られた。学生海外派遣促進事業（HIROSAKI はやぶさカレッジ，大学院生等派遣促進事業，学生海外 PBL 事業，及びひろだいアンバサダー派遣事業）や海外派遣学生に対する支援事業（国際交流基金から渡航費用の一部及び TOEFL 受験料の全額支援，弘大基金から留学費用の一部負担）を実施したことで，海外派遣学生数は，年々増加し，早期に数値目標を達成（目標値：平成 27 年度の 1.5 倍以上）した。国内外の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け，若干の下方修正は想定されるが，引き続き支援を続けていく予定である。

○ 受入留学生への支援

海外協定校からの大学院入学者に対する修学支援（入学金及び授業料の免除）を継続するとともに，平成 30 年度から弘大基金をもとに外国人留学生寄宿舎奨学金給付制度を開始した。受入留学生数は年々増加しており，早期に数値目標を達成した（目標値：平成 27 年度の 1.5 倍以上）。優秀な留学生の獲得につなげるため，国内外での各種活動を積極的に展開するとともに，令和２年度から新たに留学生の国内就職を支援する取組を開始する。

≪管理運営≫

事務棟の改修を契機に，学長，理事，監事，副学長，学長特別補佐及び副理事の執務室を事務局棟内に集約した。様々な会議・連絡の臨機応変，迅速な開催が可能となり，意思決定が迅速化された。

平成 26 年度以降，部局内での候補者選挙を廃止し，学部長及び研究科長を始めとする全ての部局長が学長の選考によって決定されることとなり，ガバナンス体制が一層強化された。また，基金を専任で担当し，地元企業・首都圏・関西方面等に渉外活動を行う副理事（学外の金融機関経験者２名）を新たに配置し，学長補佐体制が整備，強化された。際立った成果例として，弘大 COI 事業が挙げられる。住民の健康づくりと短命県返上を目的とした健診や啓発活動に止まらず，様々なイノベーションを目指した取組に自治体や企業，団体と一般住民が広く参画する「岩木プラットホーム」が構築され，自治体や多くの企業からの寄附講座や共同研究講座の開設につながっている。平成 31 年１月，弘前大学 COI 研究推進機構は，国の実施機関である国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）による事業活動に関する中間評価を受け，２期連続で最高評価を獲得した。さらに，平成 31 年３月には内閣府の第１回日本オープンイノベーション大賞内閣総理大臣賞を，令和元年 11 月には第７回プラチナ大賞最高賞（総務大臣賞）を受賞するなど，社会から注目される事業に発展してきている。

○　戦略性が高く意欲的な目標・計画の状況

ユニット１	「放射線科学」及び「被ばく医療」を支える国際的な教育研究拠点の構築
中期目標【11】	海外及び国内の機関と連携を図り，放射線科学と被ばく医療教育・研究の国際拠点を構築する。
平成 31 年度計画【28-1】	国の「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」として，関係機関との連携協力により，有事対応に向けた人材育成，ネットワーク構築の強化・充実，原子力災害時を想定した実践的な被ばく医療研究の高度化を図る。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．弘前大学被ばく医療連携推進機構の設置

被ばく医療に関する各種事業について，分野・組織を超えた連携を組織的，かつ，戦略的に推進する目的で，「弘前大学被ばく医療連携推進機構」を学内に設置し一層のカバナンスの強化を図った。

被ばく医療 全学で推進
弘大 新機構を来月設置

弘前大学被ばく
医療連携推進機構
設置の記事
東奥日報
2019.9.22

２．原子力規制委員会指定の医療機関としての体制整備

原子力規制委員会指定の「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」として，原子力災害等の有事対応に向けたより実践的，かつ，機動性向上に資するため，医療従事者等の人員の増員（特任教授１人，診療放射線技師２人）及び資機材を充実するなどの体制整備を進めた。

３．共同利用・共同研究拠点の認定

被ばく医療総合研究所が，国内５機関とともに，共同利用・共同研究拠点「拠点名：放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点」として文部科学省に認定（平成 31～令和５年度）されたことにより，弘前大学が受入機関となり共同研究活動を行い，中期目標の達成に向けて積極的に事業を拡大していくことで，より強固な拠点を構築した。

放射線 環境への影響
実態解明へ連携
弘大被ばく研など6機関

ネットワーク共同研究
拠点に関する記事
東奥日報　2019.4.11

４．被ばく医療人材育成の推進

全国の原子力災害拠点病院の中核人材等を対象とした高度・専門的な教育研修（受講者 27 人）や，北海道・青森県・宮城県の原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な高度・専門的な教育研修（受講者 37 人）を開催した。また，自施設職員を対象に放射線に関する基本的知識や原子力災害時の医療体制等を確認することを目的とした原子力災害時医療に関する基礎研修（受講者 294 人）を実施し，被ばく医療体制の充実に寄与した。

５．被ばく医療機関とのネットワークの構築

地域の原子力災害医療関係者同士の人的ネットワークを形成し，情報交換等を行うための会合として，青森県弘前市において地域原子力災害医療連携推進協議会（弘前大学担当地区）を開催した。また，担当地域である北海道，青森県，宮城県が主催する原子力防災訓練等の全体会議及び調整会議に出席し，訓練等に対する助言・指導を行ったほか，青森県主催原子力防災訓練に，本学の原子力災害医療派遣チーム，専門家及び評価者を派遣した。さらに，島根原子力発電所を対象とした内閣府主催原子力総合防災訓練には，本学の原子力災害医療派遣チームメンバーが評価者として参加している。このような活動により担当地域のみならず全国の被ばく医療機関とのネットワークを構築した。

中核人材研修の様子

地域原子力災害医療連携推進協議会の様子

平成 31 年度計画 【28-2】	海外の連携協定機関等を基軸にしたネットワークを拡充するとともに，それらを最大限活用し，国際共同研究のさらなる活性化を進めることで，質の高い国際共著論文の公表と被引用件数の増加を図る。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．大学間及び部局間交流協定の締結

国際共同研究事業を含む研究協力や，教育・研究施設の相互利用，教職員・学生の交流促進を目的とし次の海外教育・研究機関と交流協定を締結した。

（１）大学間交流協定

・アイルランド環境保護庁（６月 13 日締結）

（２）部局間交流協定

1)被ばく医療総合研究所

・マンガロール大学環境放射能総合研究センター（８月 19 日締結）

・ストラスブール大学理工学部（10 月 30 日締結）

2)保健学研究科

・ハワイ大学マノア校看護・歯科衛生学科（８月 29 日締結）

・台北医学大学看護学部（９日 26 日締結）

アイルランド環境保護庁との調印式の様子

台北医学大学での調印式の様子

２．国際交流の推進

被ばく医療総合研究所が部局間協定を締結しているバングラディシュ原子力委員会から研究者を１人，タイ王国チュラロンコーン大学工学部原子核工学科から同学科のインターンシップ制度を活用して学部学生を研修生として３人，アイルランド共和国環境保護庁の研究員を客員研究員として１人，シンガポール国立大学から研修者として３人を受け入れるなど，被ばく医療人材の国際的な養成機関として国外から高い評価を得ている。

大学間交流協定校であるイタリア・カターニア大学を教職員５人が訪問し，日本における放射線医学，弘前大学における被ばく医療人材育成と放射線看護教育の現状を紹介した。また，今後の大学間及び部局間の連携について具体的な協議を行い，ネットワークの拡充を図った。

カターニア大学での講演の様子

３．国際機関への協力

国際原子力機関（IAEA）の要請により，被ばく医療総合研究所及び保健学研究科の教員が，現存被ばくに関する技術会合で基調講演を行った。さらに，日本政府の要請により国際原子力機関（IAEA）が設置した緊急時の準備と対応に関する大学院教育に関する委員会委員として保健学研究科の教員がカリキュラム作成に協力している。

国際標準化機構（ISO）の放射能分析法の国際規格に係る作業部会の共同議長及びプロジェクトリーダーに被ばく医療総合研究所の教員が任命された。

国連科学委員会からの要請を受け，被ばく医療総合研究所が保有する平成 23 年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故時の甲状腺被ばくに関わる，避難者の甲状腺中放射性ヨウ素の放射能に関するデータを，正式な外交ルートを通じて提供した。

４．国際共著論文の増加

弘前大学被ばく医療連携推進機構のもと，被ばく医療総合研究所，大学院保健学研究科，医学部附属病院高度救命救急センターが連携し，国際共同研究の促進による被ばく医療関連研究プロジェクト件数及び高被引用論文数の増加を図り，積極的な学術情報の発信に努めた。平成 31 年度に学術誌に掲載された論文の件数は，国際共著論文 39 件を含む 123 件である。前年度と比較して増加しており，被引用数においても昨年度から約 1.2 倍の件数となり，研究活動の成果促進が着実に表れている。なお，研究活動と論文の執筆から完成までの間にはタイムラグがあり，さらに，論文が掲載されてから他の論文に引用されるまでには通常２～３年の時間を要するため，今後のさらなる学術的な波及効果が期待される。

平成 31 年度計画 【28-3】	平成 29 年度に設置された「放射線看護教育支援センター」において，放射線看護分野の確立と発展に向けた活動内容を拡充する。また，看護教員や大学院生の国際的視野拡大のため，国外学術大会での活動や各種研修へ積極的に参加する。併せて，放射線看護師分野での国際的なリーダーシップを発揮するための情報発信に積極的に取り組む。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．放射線看護高度看護実践コースの認定

放射線看護高度看護実践コースの教育活動として，日本看護系大学協会から認定された放射線看護高度実践看護師教育課程教育を継続し，現在３人が就学中である。令和元年度末までに延べ６人の修了生を輩出し，修了生の多くは看護師として勤務する傍ら，研修会の講師等として各所で活躍している。

２．放射線看護教育研修会の開催

看護職者・看護教員を対象とした放射線看護教育研修会として，「看護教員・看護職のための放射線教育研修会」を保健学研究科において開催した（受講者 22 人）。また，関西地域における医療従事者向けの被ばく医療・放射線教育の学習の場が少ないため，京都大学医学部附属病院で「放射線看護ベーシックトレーニング」を開催した（受講者 21 人・京都大学医学部附属病院と共催）。さらに，放射線看護に携わる看護師のために放射線の基礎を分かりやすく解説するとともに，放射線診療における看護師の役割について最新の知見をまじえて理解を深めることを目的とした「第４回放射線看護セミナー」を東京工業大学で開催（受講者 44 人）した。このような活動を通じて，放射線看護分野の確立と発展に向けて看護職者・看護教員への教育支援を展開した。

「看護教員・看護職のための放射線教育研修会」記事
陸奥新報　2019.7.8

３．放射線看護教育等に関する情報発信

「日本看護学教育学会第 29 回学術集会」，「日本看護研究学会第 45 回学術集会」等の学術交流の場において，看護学教育モデル・コア・カリキュラムの基盤形成に向けた放射線看護教育等に関する情報発信を積極的に行い，放射線看護の専門性の確立に寄与した。

第４回放射線看護セミナーの様子

４．高度な看護実践を行うための学習会等の開催

放射線看護高度看護実践コース修了生及び大学院生を対象に，専門看護師等を講師に招き，高度な看護実践を行うための研鑽を目的とした学習会及び事例検討会を年間で計６回実施した。

５．海外の医療・学術機関における高度看護実践活動の視察研修

アメリカの医療・学術機関における高度看護実践活動の現状と教育を理解することを目的に視察研修を実施し，大学院生らを参加させた。また，関係機関と

積極的に交流協定を締結することで相互の研究・教育手法の向上と理解の深化を図り，将来的に交換留学や国際インターンシップ派遣などの具体的な連携を実現できるよう基盤形成に努めた。現在，台北医学大学とは共同講座開設の準備を進めている。

６．放射線看護専門看護師（仮称）の養成に向けた取組

弘前大学，長崎大学，鹿児島大学の３大学で，令和２年３月に日本看護協会へ専門看護師専門看護分野「放射線看護（仮称）」特定審査の申請を行い，放射線看護専門看護師（仮称）の誕生に向けて着実に進捗した。

平成 31 年度計画 【28-4】	保健学研究科において，被ばく医療コースへの留学生の受入を促進し，青森県内外の放射線・原子力関連機関と連携し，原子力災害医療に対応する人材を育成する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．被ばく医療コースへの留学生の受入促進

平成 31 年４月に，博士後期課程に２人（カメルーン１人，シンガポール１人）が入学した。被ばく医療コースの外国人留学生が，平成 31 年度までに６人となり，国際性が着実に進展している。

２．県内外関連機関と連携した人材育成

緊急被ばく医療に必要な知識を習得，連携・協働しながら，適切な対応かつ安全管理ができる医療職者を育成することを目的として「被ばく医療研修」を継続実施しており，10 回目となる平成 31 年度の開催では，青森県内のほか，北海道，島根，鹿児島などから集まった受講者に放射線の基礎から汚染を伴う傷病者の受入演習までのプログラムを通して被ばく医療に関する知識や技術を教授した（受講者 14 人）。加えて，放射線看護高度実践看護コース修了生，青森県内原子力災害拠点病院スタッフとのネットワーク形成を推進した。

被ばく医療研修の様子

３．「福島災害医療セミナーin 弘前」の開催

福島における原子力発電所事故対応や住民対応及びそれらの問題点に関し，講義や演習を通して学びを深めることを目的に，「福島災害医療セミナーin 弘前」を，弘前大学大学院保健学研究科，福島県立医科大学災害医療総合学習センター，量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 高度被ばく医療センター及び青森県診療放射線技師会の共催で開催した（受講者数 12 人）。

「被ばく医療研修」
記事
陸奥新報　2019. 9. 2

４．放射線リスクコミュニケーション教育講演会の開催

支援と受援というテーマから，「こころのケア」の在り方と放射線リスクコミュニケーションへの理解を深めることを目的

に，第９回放射線リスクコミュニケーション教育講演会「災害に遭遇すること－支援と受援を考える」を開催した。

平成 31 年度計画 【28-5】	福島県浪江町における「浪江町復興支援プロジェクト」や「放射線リスクコミュニケーション事業」の推進，各事業との連携による多彩な復興支援活動に引き続き取り組むとともに，これらの活動成果を社会へ還元し，積極的な情報発信を行う。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．「福島県浪江町復興支援プロジェクト」の展開

町の再生・復興，町民の安心・安全，科学的知見の集積を支援するため，全学をあげて 17 項目の「福島県浪江町復興支援プロジェクト」を展開したほか，令和元年 12 月には，『動物由来感染症対策ハンドブック第２版－相双地区で暮らす方が動物から身を守るために－』を発行した。

２．リスクコミュニケーションに係る拠点の活動

「リスクコミュニケーションに係る拠点の活動」においては，浪江町役場本庁舎の復興支援室内に，健康の専門家２人を常駐させ，浪江町との連携の下，大学から教員を派遣して放射線と健康影響に関し，「おしゃべり会」や「あっぷるサロン」といった町民のニーズに寄り添った多様な活動を行った。これらの活動は，浪江町の広報やタブレットによる電子広報等を利用し，開催案内と活動報告を行った。対応した件数は，放射線に関する相談 74 件，健康相談 1,035 件に及ぶ。さらに，活動の状況が「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターだより No.22」（環境省発行）において紹介された。

３．学術研究活動支援事業の実施

学術研究活動支援事業（大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業）の「浪江町をフィールドとした放射線研究・教育プログラム」においては，「福島県浪江町復興支援プロジェクトワーキンググループ」の委員が中心となり，浪江町役場本庁舎の復興支援室を拠点に，浪江町内をフィールドとして看護学及び放射線技術科学を専攻する学部学生及び大学院生に対する新たな教育プログラムを立ち上げ，帰還後の住民や町職員の生活環境の改善・回復及び健康管理を目的とした調査研究を浪江町内において実施し，その結果を住民に還元した。また，こども園職員自身が放射線リスクコミュニケーションを実践するための基礎資料開発や浪江町民のための放射線リカレント教育教材の開発と実践といった放射線リスクコミュニケーションツールの開発を行った。さらに，浪江町に居住されている町民のうち，独居男性高齢者をターゲットに社会参加を促す取り組み「めんずサロン」を実施した。これらの活動から派生し開発された放射線教育教材・演習法は，2019 年度放射線教材コンテスト（公益財団法人日本科学技術振興財団主催）において，日本理化学協会特別賞を受賞した。

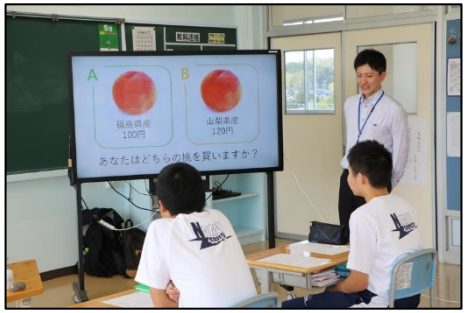

浪江町の小学生への放射線教育の様子

『福島に学ぶ』表紙

４．活動成果の社会還元と情報発信

本学の放射線科学研究活動と福島第一原子力発電所事故発生から現在に至る 10 年間の対応について，弘前大学出版会の「知の散歩シリーズ」から「福島に学ぶ放射線総合化学の展開を目指して」と題して発行し，若い世代や社会人を読者に想定し，分かり易く本学の活動成果の社会還元と情報発信に取り組んだ。

平成 31 年度計画 【28-6】	放射線科学及び被ばく医療のアジアにおける拠点を目指した教育・研究を推進するため，世界各国の研究者との連携で学術国際集会等を国内外で開催する。また，これまでの様々な国際交流活動から得られたネットワークを最大限活用した国際放射線科学コラボセンター（仮称）を設置し，国際共同研究と情報発信のさらなる活性化，シームレスな人材交流，それらをもとにしたグローバルなネットワーク構築を図り，本学の学術の発展に貢献する。（【23-2】の再掲）

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．国際放射線科学コラボレーションセンターの設置

放射線科学及び被ばく医療の国際的な拠点を目指した教育・研究を推進するとともに，海外の連携協定機関を基軸としたネットワークの拡充を図ることを目的に令和２年３月 13 日付で「弘前大学被ばく医療総合研究所国際放射線科学コラボレーションセンター」を設置した。

２．グローバル人材の育成

教員はもとより大学院生及び若手研究者の国際学会等での研究成果発表の機会や交流を増やすことで国際的視野の涵養と研究ネットワークの構築を図り，グローバル人材の継続的な育成を目的として以下の事業を実施した。

（１）４月 22 日から４月 27 日にわたってマンガロール大学環境放射能総合研究センター（インド）で開催のラドン・トロンと子孫核種測定に関する研修会に，大学院生１人を派遣した。

（２）４月 29 日から５月 10 日にわたってストックホルム大学放射線防護研究センター（スウェーデン）で開催された電離性放射線の細胞影響に関する短期研修に，大学院生４人を派遣した。

（３）７月 22 日にカーン・ノルマンディー大学（フランス）の Siamak Haghdoost 博士による，放射線による健康影響の予測バイオマーカーに関するセミナーを開催した。

（４）８月１日に大学間交流協定校であるオタゴ大学（ニュージーランド）の David Grimett 氏と Indrawati Oey 博士による，農作物等に含まれる抗酸化物質をはじめとする栄養素の効果的な抽出法に関して放射線ストレス軽減を視野に入れたセミナーを開催した。

（５）８人の大学院生に旅費支援を行い，ポーランド及びイギリスで開催された国際学会に出席させた。

オタゴ大学の研究者による
セミナーの様子

（６） ９月 14 日に保健学研究科で，大学院生が主体となって運営する国際学会「ESRAH2019（若手研究者のための放射線と健康に関する教育シンポジウム）」を開催し，インドネシア，アイルランド，イタリア及びハンガリーの研究者による教育講演の他，北海道大学，パンノニア大学，アイルランド環境保護庁を含む大学院生・若手研究者による 30 題のポスターセッションが行われた（北海道大学との共催）。

ESRAH2019 の様子

（７） ９月 26 日に韓国ソウル市の韓国原子力医学院（KIRAMS）で開催された「2019 Hirosaki University - KIRAMS Joint Symposium」に教員２人を派遣した。このシンポジウムは平成 29 年度から KIRAMS と本学保健学研究科で交互に会場を移して行われている放射線生物学に関するものであり，今回で３回目を数えた。

（８）10 月 10 日に国際がん研究機関（フランス）の十川佳代博士による原子力災害時の甲状腺モニタリングに関する講演会を開催した。

（９）10 月 15 日から 17 日の３日間にわたりストックホルム大学で開催された「European Radiation Protection Week 2019（ヨーロッパ放射線防護週間 2019）」に教員３人が参加し，保健学研究科の被ばく医療人材育成の取り組みや研究成果について紹介した。

(10) 10 月 29 日に韓国ハンビッ原発での事故を想定した中韓合同被ばく医療訓練を教員１人が視察し，スマートフォンアプリによる患者搬送システムや移動カウンセリングカーなどの新たな情報を得た。

(11) 10 月 30 日に韓国原子力医学院（KIRAMS）において日中韓三か国による被ばく医療セミナーが開催され，教員４人が参加した。本学の他に参加したのは量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所，福島県立医大，長崎大学，中国の National Institute of Radiation Protection，台湾の Taipei Veterans General Hospital，それに韓国の KIRAMS，合わせて７施設であり，東アジアにおける被ばく医療の協力体制に取り組んでいく方向性が示された。

(12) 11 月 12 日に保健学研究科において，ストックホルム大学放射線防護研究センターの Andrzej Wojcik センター長及びむつ総合病院の真里谷副院長を講師に迎えた「放射線生物学・防護学セミナー」を開催した（保健学研究科生体応答科学研究センターとの共催）。参加者は 30 人であった。

(13) ハワイ大学主催の災害看護トレーニング“Simulation Workshop for Nursing Personnel（看護職のためのシミュレーションワークショップ）”に保健学研究科教員２人，大学院生１人，附属病院看護師２人を派遣した。

(14) 11 月 29 日に弘前大学とタイ王国の主要３大学による「The 2nd Workshop on Radiation Research and its relates issues 2019（放射線科学研究に関するセミナー）」がチェンマイ市で開催され，本学から 14 人の教職員が出席した。セミナーに先立ち，チェンマイ大学保健医療科学部と保健学研究科との部局間交流協定の締結に向けて調整を進めることが確認された。

チェンマイ大学でのセミナーの様子

(15) 令和２年２月４日から２月７日にわたり，世界でも有数の被ばく医療研究施設・放射線緊急時支援センター（REAC/TS :Radiation Emergency Assistance Center/Training Site・アメリカ）へ医師２人（うち１人は附属病院医師，１人は県内医療機関所属医師），医学科学生２人を派遣し，被ばく医療に関するトレーニングコースに参加させた。

	平成 31 年度計画 【28-7】	平成 29 年度から実施している国内多分野の学外有識者から構成されるアドバイザリーボードを発展させ，より国際的な視野での評価を得る目的で国内外の有識者から構成する国際アドバイザリーボードを開催し，提言や助言等を本学の「放射線科学」及び「被ばく医療」に係る教育・研究の国際拠点促進に資する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

1．『放射線安全総合支援センターアドバイザリーボード』の開催

平成 29 年度から，放射線安全総合支援センターにおいて，センターに係る進捗状況の確認のほか，弘前大学におけるセンターの在り方等について多角的・専門的な見地から助言等を得るため，学外専門家を招へいし『放射線安全総合支援センターアドバイザリーボード』を開催している。今年度はより国際的な視野での評価を得るため，フランス原子力庁の環境放射能部門の研究者や国際がん研究機関の研究者といった国外からの有識者を加えた『国際アドバイザリーボード』を紙上により開催し，多くの提言や助言等を得た。

ユニット２	少子高齢化・人口減少社会に対応した社会医学の総合的な教育研究拠点の形成
中期目標【12】	少子・超高齢社会問題を社会医学的観点から総合的に教育研究する拠点を形成し，国民の健康増進に向けた持続的な社会貢献を果たす。
平成 31 年度計画【29-1】	弘前大学 COI 研究推進事業の中で，岩木健康増進プロジェクトによるコホート研究を引き続き実施するとともに，京都府立医科大学，九州大学，名桜大学及び和歌山県立医科大学が実施するコホート研究とデータ統合・連携を図ることでより大きなビッグデータを構築し，東京大学・京都大学・名古屋大学の専門家や参画企業と解析することにより，新たな疾患予測モデルの構築につなげる。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．岩木健康増進プロジェクトの実施

令和元年度岩木健康増進プロジェクト・プロジェクト健診を令和元年５月 23 日から６月１日の期間で実施し，弘前市岩木地区住民 1,065 人の健康診断及び運動機能の計測を実施した。令和元年度は新規項目として，自律神経機能測定，毛髪・皮膚 RNA 検査を実施し，検査項目を充実させた。

２．九州大学との連携

（１）久山町コホートでの研究成果により立てられた仮説について，岩木健康増進プロジェクトで蓄積したビッグデータを用いて引き続き再検証する連携体制を活用し，令和元年度は「動脈硬化症と認知症発症との関係」について検証を進めた。

（２）九州大学が主担研究機関である「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症研究」において，青森県弘前市における認知症コホート研究を平成 28 年度から引き続き継続し分担した。令和元年度は，弘前市内の 65 歳以上 957 人を対象に，平成 29 年

弘前COIの真骨頂：岩木健康増進プロジェクト

《大規模住民合同健診》

※医師を中心とした**総勢200～300名程度**が連続10日間(AM6:00-PM3:00)実施:岩木地区

※健(検)診受診者：20～**94歳**。1人あたり所要時間は**平均5-7(10)時間**(小・中学生も別途実施)

＜2019年度実施概要＞

	参加者数	検者 医師	住民ボランティア	大学スタッフ	学生	COI参画企業大学研究所
5月25日	87	27	22	37	30	212
5月26日	125	27	23	34	30	209
5月27日	96	27	26	35	21	213
5月28日	104	27	26	32	29	207
5月29日	85	27	28	35	22	204
5月30日	103	27	25	35	29	206
5月31日	102	27	25	31	35	211
6月1日	142	27	20	36	30	210
6月2日	114	27	20	38	30	210
6月3日	107	27	26	30	0	218
合計	1,065	270	241	343	256	2,100

※15年間実施し延べ"約2万人"以上

度に実施した認知症に特化した健診「いきいき健診」の追跡調査を実施した。

3．京都府立医科大学との連携

岩木健康増進プロジェクトとのデータ統合が可能になるよう，特徴的健診項目の統一を図り，その実施方法等を標準化したデータ連携体制を活用し，平成 30 年度に引き続き「京丹後長寿コホート研究」を実施した。集められたデータを基にしたデータベースの作成により，岩木健康増進プロジェクトのデータとの比較検討を進めた。

4．名桜大学との連携

岩木健康増進プロジェクトとのデータ統合が可能になるよう，多因子的解析による網羅的データとの連携を図り，平成 30 年度に引き続き「やんばる版プロジェクト健診」を実施した。集められたデータを基にしたデータベースの作成により，岩木健康増進プロジェクトのデータとの比較検討を進めた。

認知症ターゲットの大規模高齢者合同健診

《いきいき健診(認知症)》

※**大規模認知症コホート研究プロジェクト**のための健(検)診で連続7日間実施:弘前市全域対象

※健(検)診受診者:**65~80歳高齢者**。1人あたり健診所要時間は**3-5時間(認知症関連項目中心)**

※全受診者に**脳MRI**実施

体組成

神経所見

もの忘れ検査

5m歩行

自律神経

結果説明

<2019年度実施概要>※参加率:91.6%

被検者		検者				
参加者数		医療従事者	リーダーサポーター	大学スタッフ,学生	COI参画企業	弘前市
6月09日	148	19	19	53	14	23
6月09日	127	19	19	54	14	23
6月10日	148	18	21	45	19	23
6月11日	137	18	22	49	18	23
6月12日	138	18	20	46	19	23
6月13日	139	18	21	51	19	23
6月14日	120	19	23	47	17	23
合計	957	129	145	345	120	161

《AMED認知症研究開発事業》
「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」の一環(※九州大学が主任)

※H28-29(2年間)のベースライン調査でTTL:約**2.4千人**

5．和歌山県立医科大学との連携

岩木健康増進プロジェクトとのデータ統合や仮説の相互検証が可能となるよう，昨年に引き続き「わかやまヘルスプロモーションスタディ（WHPS）」における健診（かつらぎプロジェクト）を実施した。更なるデータ集積を行い，岩木健康増進プロジェクトとのデータ統合や仮説の相互検証について引き続き検討を進めた。

６．外部からの評価等

プラチナ構想ネットワークが主催した「第７回　プラチナ大賞」において最高賞である「総務大臣賞」を受賞した。活動実績について，経済効果のみならず産学官民一体となった取組が，持続可能性があり社会へ大きく貢献する事例として高い評価を受けた。

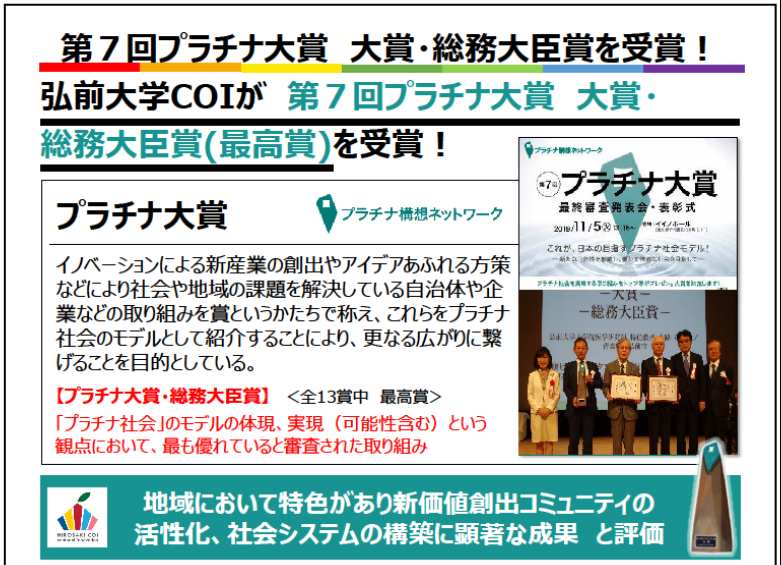

平成 31 年度計画 【29-2】	子どものこころの問題に関する教育研究活動等を推進するため，「子どものこころの発達研究センター」を中心に，継続して３歳児健診及び５歳児発達健診を実施し，発達障害の早期診断，早期療育のシステムを確立するとともに，人材育成につなげる。また，小中学校を対象として，５歳児発達健診を起点とした前向きコホート調査（N=10,000）を継続的に実施し，児童・思春期における子どもの心の健康問題の実態把握，保護・危険因子を明らかにする。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．５歳児健診事業

５歳児 1,265 名に対し，発達に関する調査票を配布し，1,088 名（86.0%）より回答を得，調査結果を保護者にフィードバックした。発達障害リスク児 123 名に対し二次精査を行い，発達障害の診断を受けた児の保護者（希望があれば教員や療育担当者）には対面及び文書を用いて結果説明を行い，療育計画の提案及び教育委員会と連携して就学に向けた準備を行った。疫学調査及び血液データの解析を継続した。

２．３歳児健診事業

1,203 名の３歳児（３歳６か月児）に対し，保護者から同意の得られた 1,173 名に一次スクリーニングを施行し，カットオフ値を超える児（12.6%）を精検の対象とした。対象児には心理師が行動観察及び問診を施行し，スクリーニング結果の詳細を医療機関に検査を持参できるようにした。精密検査は附属病院及び関連病院で行い，発達障害の診断を受けた児の保護者には対面及び文書を用いて結果を説明し，療育計画の提案及び養育の指導を行った。令和２年２月から３月は厚生労働省科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）として，１歳半健診とともに言語発達及び子どもの行動の調査を行った。

３．自治体との事業推進

平成 31 年 4 月から，月１回弘前市と定例会を開催し，研究結果について報告し，行政との事業発案を行った。６月に弘前市から県に対し，「初診待機解消事業」の申請の要望書を提出し，令和２年度予算において事業が決定した。今後，弘前市職員とともに定期的に県の協議会に参加し，事業を全県に広げていく。また，発達や精神の健康に関する講演会や研修会を弘前市，弘前市教育委員会，発達障害者支援センターと共催で開催した。

４．早期発見指標の開発

平成 27 年度から継続していた神経発達障害の早期発見・早期診断のための視線計測装置を用いた研究を他大学及び JVC ケンウッド社（本社：神奈川）と行い，自閉症児診断補助のための新型医療機器を開発し，平成 31 年度から医師主導型治験を開始した。登録人数は 50 名を予定しており，３月までに 22 名が終了した。令和２年度も治験を継続する。また，３歳児スクリーニング新方法の開発として，発達障害の診断に有用な質問項目 14 項目を抽出し，短縮版を作成した。カットオフ値を 10 点とすると感度 98%，特異度 95%となった。令和２年度から短縮版の信頼性及び妥当性の検討を計画している。

５．産学連携共同研究

サーベイリサーチ社（本社：東京）と５歳児健診ウェブスクリーニングシステム（ここあぽ®）を完成させ，弘前市で７月から施行を開始した。1/4 の保護者がウェブ調査に移行した。令和２年２月の施行から完全ウェブ化となり，弘前市５歳児健診後期調査で 473 人中 429 人（88.1%）が利用した。また，当システムは東北大学　東北メディカル・メガバンク機構の３世代コホート事業に採用され，宮城県内の 350 名が調査に参加した。このシステムには平成 31 年３月 27 日付けで特許出願した「発達障害可能性評価装置及び発達障害可能性評価方法」（特願 2019-59991 号）が用いられており，12 月に同社とライセンス契約を締結するに至った。令和２年２月に横浜で開催されるテクニカルショウヨコハマで機器展示を行った。今後，青森県の発達障害専門医療機関初診待機解消モデル事業への導入を計画しており，令和３年度予算の獲得を目指す。そのほか，JVC ケンウッド社（本社：神奈川）と発達障害のスクリーニング機器について開発を継続，IWA アカデミー（本社：東京）と運動発達に関する共同研究を進めている。

６．幼児教育の質に関する研究

乳幼児全般の健全な発達を促し，非認知能力を高める幼児教育（ペリー幼児教育）の国内導入を継続した。これらは精神の健康，国民としての生産性に影響する教育と言われており，弘前で２回講演会を開催し，海外からトレーナー，大学教員を招へいした。４月から弘前市内の３園で取組が開始され，全国から見学者が訪れている。米国 Oakland 大学と幼児の発達及び Adverse Childhood Experiences (ACEs)研究の共同研究計画検討のため，弘前大学研究者海外派遣支援事業を利用し教員１名が短期海外留学を行った。本学の教員８名が，Essencial of Active learning in Preschool の翻訳を行い，令和２年度にミネルヴァ書房から出版を予定している。

７．弘前市教育委員会との連携協定に基づく取組

（１）地域ネットワーク体制の強化を図るため，不登校，いじめ，非行など児童思春期におけるメンタルヘルスの諸問題に対する支援システムの構築を行った。

（２）小学校，中学校でのこころの健康に関するコホート研究 (N = 11,500)を行った。これまでの調査に加えて，平成 31 年度(令和元年度)は国際的に最も広く使用されているうつ病のスクリーニング尺度 PHA-9 の児童思春期版である PHQ-A を導入した。今後，わが国における児童思春期のうつ病の有病率の推定やスクリーニング尺度としての標準化を予定している。

（３）個々の子どもたちのこころの状態について，本人，担任，学校へフィードバックし，学校でのこころの支援を行った。

（４）これまでに得られた結果を弘前市中学校教育研究会生徒指導部会第１回教科外研修会，弘前市・弘前大学情報交換会で報告した。

（５）学校コホートのデータを解析し，反社会的な行動の予測を期待できる性格特性 Callous-unemotional Traits(CU 特性)について心理尺度を標準化し，将来の行為の問題を予測できることを明らかにした(PloS one. Yoshida et al., 2019)。また，心の健康問題の保護因子として，子どもたちのソーシャルキャピタルを測定する尺度の標準化を行った(Psychiatry and Clinical Neurosciences. Hirota et al., 2019)。当該尺度と子どもの抑うつや生活の質(健康関連 QOL)は高く相関することが示されており，子どもの精神障害や発達障害の二次的不適応の発生との関連を検討する上で重要な要因となることが期待され

る。

８． 健診事業，学校コホート研究に関連した講演会・研修会の開催

健診事業，学校コホート研究に関連した講演会・研修会を 32 件開催した。このうち一般市民を対象とした講演会は 10 件(617 名)，教育・福祉・医療等の専門家を対象とした講演会・研修会は 22 件(984 名)であった。

９．研究成果の情報発信

発達障害に関わる書籍に発達性協調運動障害の総説（そだちの科学，斉藤他，2019 年）及び，感覚過敏による摂食困難の症例（Mac Keith Press，Saito et al.2020）が掲載された。

平成 31 年度計画【29-3】	医学研究科の「スポーツ医科学・社会医学推進枠」や医学研究科と教育学部の連携事業を通して，健康授業及び地域健康増進活動を担う健幸リーダーの育成を推進する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．「スポーツ医科学・社会医学推進枠」の取組

スポーツ医科学を基盤にした社会貢献及び医学的知識を基盤にした地域の健康づくり等に関する指導的人材の育成を目的として，平成 28 年度，大学院医学研究科に「スポーツ医科学・社会医学推進枠」を設置した。学生募集（平成 31 年度入学者）の結果，２名が合格し，平成 31 年４月に入学した。当該枠によるこれまでの入学者は累計 10 人となった。いずれの学生も岩木健康増進プロジェクトに参加し，弘前市岩木地区住民の生活習慣病予防と健康の維持・増進，寿命の延伸を目指した研究を進めている。当該学生が博士の学位を取得した後は，県内外の各地域において国民の健康づくり等における指導的な役割を担うことが期待されている。

２．健やか力推進センターの取組

健やか力推進センターの中核的機能は弘前大学（医学研究科社会医学講座・COI 研究推進機構）が担い，地域・職域での健康増進活動を行う「健幸リーダー」育成研修を 10 回実施し 434 名，「健康づくり担当者」の育成研修を８回実施し 237 名の育成を行い，積極的な健康増進活動を展開した。

また，青森県の健康経営認定制度の支援や親子体操の普及員養成講座など，子どもから大人までを巻き込んだ健康啓発活動を全県で展開している。県全体として短命県返上を掲げた動きが着実に進行しており，県内全 40 市町村の首長自らが「健康都市」を宣言し，住民の健康を推進している。

ユニット３	地方創生を担う教育研究拠点としての積極的な貢献とイノベーションの創出
中期目標【17】	地域社会と連携しつつ「まち・ひと・しごと」の創生に向けた推進体制を整備し，産業振興を含め，地域の特性を活かした持続可能な“青森型地方創生サイクル”の確立を先導する。
平成 31 年度計画【38-1】	地域創生本部の機能強化を図るため，学内関係組織との機能統合に向けた組織再編を検討する。また，専任教員を中心に地域活性化に向けたプロジェクトの充実を図りつつ，地域創生の総合窓口機能とネットワーク構築機能を重視した活動を展開する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．地域創生本部の組織再編の検討

地域創生本部の機能強化を図るため，学内の地域関係業務を担う既存組織である生涯学習教育研究センター，ボランティアセンター，COC 推進本部との再編の検討を進め，令和２年度に各機関を地域創生本部に統合する組織再編計画を決定した。令和元年度末をもって補助事業が終了する COC+事業については，地域創生本部がポスト COC+事業を継続して担う構想とし，これまで同事業で構築した産官学の「オール青森」ネットワークを維持する方針を決定している。

２．地域活性化に向けたプロジェクトの充実

（１）地域創生本部の実施体制の強化

自治体や金融機関等との連携強化や地域の人材育成寄与を目的に協定機関職員を本学に受け入れる連携推進員制度において，新たに２機関からの職員派遣を実現し，体制の拡大を図るとともに，専任教員が中心となり，連携推進員の新たな活動として，地域共通課題のワークショップ・現地視察等のプログラムを展開し，地域課題に対応する人材育成に貢献した。

（２）地元自治体等との連携協定の締結

地元自治体や金融機関との包括連携協定について，蓬田村及び株式会社商工組合中央金庫との連携協定を締結した。中期計画で掲げている連携協定締結数の目標値（平成 27 年度比 1.5 倍[17 件→26 件]）については，平成 30 年度末で達成しており，協定数の上積みを図り，青森県内 40 市町村の約３割の市町村との連携体制が構築できた。また，金融機関については，県内に本店を置く全ての金融機関及び県内に支店を置く全ての政府系金

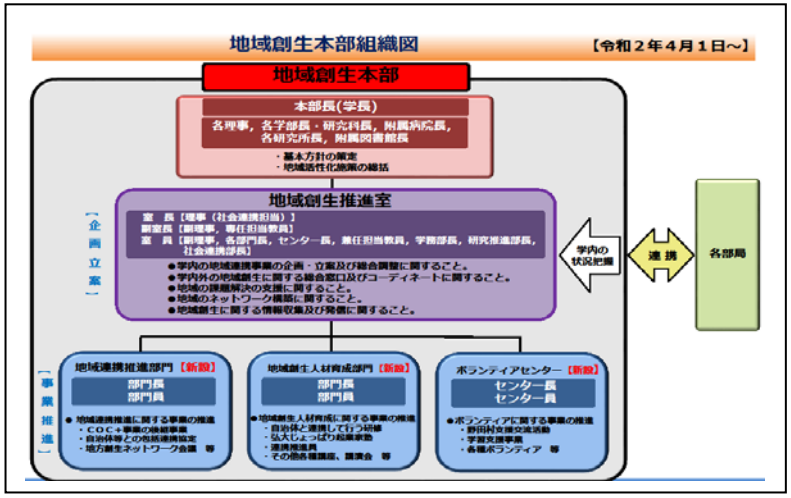

融機関との連携体制が構築できた。青森県内企業がメーンバンクとしている金融機関のうち，協定金融機関が占めるシェアは約 94%※となり，青森県内企業との連携に際して，各金融機関の強みを生かした連携体制を構築することができた。（※出典：第６回青森県内企業のメーンバンク実態調査（㈱帝国データバンク）

（３）地方創生ネットワーク会議等のプログラムの充実

本学と連携協定を締結している県内の自治体・金融機関等が連携して地方創生を推進することを目的に弘前大学地方創生ネットワーク会議（平成 29 年度開始）を３回開催した（開催地：弘前市[２回]，八戸市）。会場は構成メンバーの自治体で開催し，各回，首長・学長のほか 50 人程度の参加者を得て，地方創生に関する取組の情報共有を図った。今年度は，会議創設後３年目を契機に，専任教員がこれまでのプログラムの見直しを図り，人口減少等の基本テーマに基づき，県外先進地のゲストスピーカーを招へいし，会場との双方向でのパネルディスカッションを取り入れるなど，意見交換の機会を活性化させた結果，アンケートにおいて，プログラム全体の満足度が 97%となる結果が得られ，地域との一層の関係強化を図ることができた。

他方，本学幹部等職員の地方創生に対する見識を深めるための講演会として，地元弘前市の市長，商工会議所会頭による講演会を開催するとともに，大島理森衆議院議長による特別講演会を開催したことにより，地方創生の在り方に関して，国の施策を視点とした貴重な機会を提供することができた。

３．弘大 AI 津軽弁プロジェクトの新規展開

弘大 AI 津軽弁プロジェクトとして，携帯端末等に実装可能なアプリケーションへの応用展開を目指し，新たな AI（人工知能）を活用した津軽弁の標準語への変換システム開発のための地域と連携した津軽弁収集（津軽弁ライブラリ作成）事業を開始した。協定機関をはじめとして，広く津軽弁の文例募集に取り組んだ。津軽弁の標準語への変換の取組は，都市と地方，高齢者と若者，医療・介護現場，災害時等におけるコミュニケーションの円滑化を助け，言葉による諸問題解消への貢献が期待されるものであり，さらに，本事業で得られる成果は，多様な産業への波及効果や新産業の創出が期待できるとともに，この事業で集積されるデータベースは，津軽弁のテキスト及び音声のアーカイブ化への活用も期待され，未来に向けた津軽弁の継承や地域社会における学術面での社会貢献など，地方創生に大きく貢献できる可能性がある取組となっている。

これまで部局中心の取組であった同事業を，地域創生本部が総合調整機能を発揮し，重点的に支援する形で発展させる取組としてスタートしたものであり，その取組は，多くのメディアで取り上げられるなど，高い評価を得ている。

４．弘大じょっぱり起業家塾の展開

平成 30 年度，地域創生本部の整備を機に学内で展開されていた起業家育成事業の一元化を図って開始した「弘大じょっぱり起業家塾」について，一部カリキュラムを改訂の上（地域ビジネス論（全７回），食・観光ビジネス演習（全 14 回）），継続して開講した。高校生・学生・社会人など延べ約 360 名が参加し，修了要件を満たした 10 名が修了したところであり，起業家マインドを持つ地域で活躍できる人材の育成に寄与した。

平成 31 年度計画 【38-2】	地域との人的交流による連携強化を図るため，自治体及び金融機関職員を本学に受入れる連携推進員制度及び本学職員を地方自治体等へ派遣する職員研修制度を引き続き実施する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．連携推進員制度の継続実施と人材育成事業の展開

自治体等との連携体制をより一層強化するとともに地域の人材育成に寄与することを目的として，本学との協定機関職員を大学に受け入れる連携推進員制度（平成 29 年度開始）を引き続き実施した。県内自治体及び金融機関から，新たに２機関からの派遣拡大が実現し，10 機関 10 名の協定機関職員を連携推進員として受け入れた。実務研修の枠組みの中で，地域振興に関する講義受講，地域共通課題に関するワークショップ・視察調査，学生に対するキャリア形成の講師，県産農産物輸出やインバウンドの地域課題に関する海外実地研修，学内外での研修・情報収集等の実施を通じて，地域課題に対応する人材育成に貢献した。次年度の連携推進員の確保にあたり，派遣機関の拡大に取り組んだ結果，11 機関 11 名の受入れにつながった。

２．連携推進員の地域連携活動の成果

連携推進員が実務研修を通じて，各機関との窓口機能を積極的に発揮し，地域課題の橋渡し役を務めた結果，連携推進員の所属機関（金融機関）と農学生命科学部との間で農業振興に向けた地域ニーズと大学シーズをマッチングするための組織的なラウンドテーブルの新規設置や，地元企業と進行中の共同研究のサポートや新規案件掘り起こしの活性化，また，受入れ３年目の連携推進員等においては，その能力・経験が認められ，青森県等が主催する金融機関職員を対象とした事業性目利き力の向上や中小企業知財経営を支援するための研修にてファシリテーターを任命されるなど，地域でのリーダーシップを発揮する取組につながっている。

３．自治体等での職員研修制度の実施

平成 30 年度に青森県新産業創造課へ派遣した職員１人について，情報産業振興事業やライフイノベーション推進事業など青森県が推進する事業等へ参画したことや，青森県との連携強化のため，教員との橋渡し役を務めているなど，青森県から高い評価を得たことから，令和元年度は，同人を２年目の研修生として引き続き派遣し，他機関との連携や企業訪問のほか，青森県重点事業にも関わるなど地域が抱える課題について，地域，社会と協働して地域の発展に寄与する事業に関わり，大きな成果を上げた。

平成 31 年度計画 【38-3】	地域の自治体や経済界等との包括連携協定を締結するとともに，自治体等職員を講師とした講演会を実施する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．地域自治体との連携協定締結

（１）青森県東津軽郡蓬田村及び株式会社商工組合中央金庫との包括連携協定

１）６月，津軽半島地域における初めての協定として，青森県東津軽郡蓬田村との包括連携協定を締結した。村が抱える課題を整理し，村と大学との協働による取組として①ホタテ残さたい肥の有効活用を目的とした高収益野菜の栽培調査研究，②地域産業の高度化を図る調査研究事業の二つのテーマにて「連携調査研究事業」を開始した。蓬田村を含む青森県陸奥湾沿岸地域ではホタテの養殖業が盛んであると同時に，ホタテ貝の残さが地域の問題となっており，協定締結時はマスメディアも多数訪れ，連携調査研究事業が地域での注目となっている。事業経費は蓬田村が 100 万円，本学も 30 万円を予算化して担当教員へ配分するなど外部資金を獲得して実施。本学が持つ知識や技術により蓬田村への施策に貢献することができた。

２）11 月，地域経済活性化，地域中小企業の研究開発ニーズ，地域振興に資する人材の育成など，互いに有する資源に基づく交流を促進し，青森県内中小企業組合とのネットワークの構築を目的として，株式会社商工組合中央金庫との包括連携協定を締結した。

（２）協定締結先自治体との連携調査研究事業の継続実施

１）包括連携協定締結先自治体である平川市，板柳町及び田子町において，平成 30 年度の連携調査研究事業の成果報告会を開催した。各自治体とも当該年度の事業成果について，首長を始めとする関係者へ報告するとともに，平成 31 年度も平川市（事業４年目）で２件，板柳町（事業３年目）で３件，田子町（事業２年目）で４件の事業を，各報告会での成果を含めた自治体側との事業検証を行い，内容を一部見直す事業を組み込み，引き続き事業展開をすることで合意し，各自治体の予算に次年度経費が計上された。また，南部町においても今年度から連携調査研究事業を開始しており，自治体側との事業検証を行い，引き続き，次年度における自治体での事業経費が計上された。成果報告会についても，次年度に開催予定である。

２．自治体等職員を講師とした講演会の開催

（１）地域の課題を汲み上げるための取組として，地域の基本計画や課題を理解し，地域施策などへの参画と貢献を進めるとともに，地域を志向とした事業展開や，地方企業としてのノウハウに対する見識を深めることを目的として，下記の講演会を開催した。

１）『みんなで創りみんなをつなぐあずましいリンゴ色のまち』　講師：櫻田　　宏　弘前市長　開催日：７月 23 日　参加者：90 人

２）『商工会議所と地域経済の振興について』　講師：清藤　哲夫　弘前商工会議所会頭　開催日：12 月 10 日　参加者：50 人

（２）　また，特別講演会として，国の施策を視点とした地方創生の在り方について，下記講演会を開催した。

１）『開かれた自治で地方創生を　～人材・知財・郷土財を高め，生かして～』

講師：大島　理森　衆議院議長　開催日：１月 10 日　参加者：200 人

２）講演会の開催により，本学幹部職員を含め学内において地域の現状と課題，及び地方企業における地域事業の展開等に関しての情報共有が図られ，地域志向への意識付けが推進された。

平成 31 年度計画 **【38-4】**	地域の観光人材育成を目的としたワークショップ及び養成講座等を引き続き実施する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．青森県からの受託研究「地域づくりインターンシップ」及び受託事業「あおもりツーリズム創発塾」並びに公開セミナーの実施

（１）地域づくりインターンシップ

青森県内外大学生等を集落地域に短期間派遣し，様々な体験や試行錯誤を通して，新たな視点から地域を見つめ直し，地域課題の解決に対して提案等を行うことにより，地域に変化と刺激を与え，地域住民の意識の変化や活動を促すことを目的としており，平成 31 年度においては，今別町及び五戸町の自治体職員等とともに学生を対象としたインターンシップ受入事業を行った。

今別町においては，８月に７日間実施し，４名の学生を受け入れ，五戸町においても，８月に７日間実施し，６名の学生を受け入れた。また，12 月には，これまでの実績の報告会と実際の事業に即した企画立案のワークショップを実施し，大学関係者，地方自治体の職員等，50 名の参加があった。

（２）あおもりツーリズム創発塾

地域に根ざしたツーリズムの創出に向け，弘前市教育委員会・つがる市教育委員会等と連携し，歴史や文化を活用した観光コースプランを自ら作成することを目的とした講義・ワークショップ等を９月から 12 月まで毎月１回実施，かつ１月には総括のワークショップを実施し，持続可能な観光振興の基盤となる観光人材の育成・ネットワークの構築を図った。

また，地域社会研究科において平成 28 年度から実施している社会人（地域の社会人，自治体関係者，教育研究関係者，地域おこし等地域で活動する団体・NPO 等関係者）を対象とした公開セミナーを引き続き実施し，平成 31 年度においては，青森市，函館市及び岩手県紫波町で開催した。青森市においては，11 月に「自治体政策の課題と展望」をテーマとし，地元の特産品を地域ブランドにするためのクロス swot 分析を検討・発表しあう実践的なセミナーを実施し，18 名の参加があった。函館市においても，11 月の２日間にわたり，「つながりをデザインする」をテーマとし，講義及び函館市西地区のまちあるきを実施し，延べ 24 人の参加があった。さらに，岩手県紫波町でも，11 月の２日間にわたり，「真の公民連携を科学する」をテーマに講義と官民複合施設の見学会を実施し，延べ 27 人の参加があった。

平成 31 年度計画【38-5】	青森県産の優れた食料資源の安定した生産環境の構築に向け，地域のエネルギー資源・環境についての研究を進め，成果発表を実施するとともに，地域における気候変動適応策の情報収集・解析を行い，地域関連機関へ提供し，社会実装に向けた取組を促進する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．地域資源に関する研究成果及び社会実装に向けた取組

（１）青森県外ヶ浜町における温泉を利用してトラフグの稚魚の養殖を水温一定条件下で実施し，海水とは水質組成が異なるが温泉水でも生育が可能であることを評価した。また，同時に海水の約２分の１の塩分濃度水を利用したトラフグの稚魚の養殖を水温一定条件下で実施した場合，非常に生育速度が速くなることを確認した。この結果，海水を地域の塩分濃度の低い地下水で希釈して温泉熱を使用して養殖することで養殖の効率が上がる可能性を示すことができた。

（２）地域のエネルギー資源・環境についての研究を進め，15 編の査読付き研究論文・総説論文及び 30 回の国内外会議論文を発表した。また，県内の地域課題であるホタテ養殖残渣処理に関し，農産バイオマスを活用した持続可能型の養殖残渣の農業肥料化技術を開発し，特許申請手続き中である。

（３）青森県産魚種の蓄養と安定出荷のため，平成 29 年度に構築した太陽光と風力のみをエネルギー源とする漁港内蓄養システムに改良を施すことで電源信頼性を向上させるとともに，モニター下での遠隔自動給餌や水質環境モニタリングの実施により，蓄養魚（アジ）の安定生産を確認した。合わせて令和元年９月に長崎で開催された水産工学国際会議（ICFE2019）にて同システムの実証研究に関する発表を行った。洋上風力発電のための津軽海峡付近の風況に関し，灯台及び運行中のフェリーで観測されたデータを統計処理し，結果を学会で発表した。

（４）ひろだい白神レーダーによる津軽地域の高い時空間分解能を持つ降水量計測データの解析によって，地球温暖化に伴う，豪雪・豪雨災害，強風災害等の異常気象による災害の低減への貢献が可能となる。また，地域の農林水産業の政策立案のための基礎情報を提供するための環境整備の一環として計測データの蓄積・整理及びデータベース化を進めている。

（５）県の特産品であるリンゴの生産技術向上に供するリンゴ剪定技術及びリンゴ摘果技術のデータベース構築並びに e-learning システム開発を実施してきた。コンテンツの充実を若いリンゴ農家及び藤崎農場とともに進めており，リンゴ産業における有力なリンゴ生育技術習得手法として定着させるための改善を図っている。

（６）現在の県のリンゴ生産環境の把握のためにオープン GIS データの蓄積並びに衛星データの分類処理による詳細な空間データ基盤の整備を行っている。空間データ解析によりリンゴ生産への改善指針の提案や，温暖化による環境変化への対応策の立案に寄与できるデータを蓄積している。

平成 31 年度計画 **【38-6】**	食品機能性を生かした青森県産食品素材の高付加価値化を図るための開発を引き続き行い，イメージアップを図るとともに，国際市場を視野に入れた販売戦略の立案と輸出拡大に向けた環境づくりを継続して検討・整備する。また，それぞれの諸課題を把握・整理し，解決策を立案する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．高付加価値化に関する取組

（１）グローバル GAP の認証を６件取得した。（青森県：ニンニク農家２件，山口県：ナシ農家１件，秋田県：果樹農家２件，青森県：苗木業者１件）

秋田県果樹試験場，農林水産省事業フォーラムにて GAP 講演を実施。また，島根県出雲農林高校の州視察同行，GAP 付き農産物（シャインマスカット）テスト販売セッティングを実施した。

（２）ピンクレディー総会に合わせて「世界のリンゴ生産とクラブ制品種ピンクレディーの世界戦略」（講演会）を開催した。地元や他県からりんご関係者，行政関係者 80 数名の参加があり，地元新聞にも報道された。

（３）人文社会科学部の学生と山野リンゴ株式会社がリンゴ果汁のブランドに関するプロジェクトを実施した。双方のコラボによってデザインしたラベルが高い評価を得た。今後それを使って海外への輸出を活用する予定。

（４）原田種苗と共同研究を行い，リンゴ苗木の品質向上を図るためにグローバル GAP の認証取得の準備を進めている。

（５）メルコ学術振興財団の研究助成を獲得し，自然栽培と管理会計のシンポジウムを２月８日に開催した。日本の農産物の輸出競争力強化に向けた取組を行

っている。

（6）10 月 29 日日本農業新聞に日本リンゴの中国輸出に関するレポートを寄稿し，ヤフーニュースのフロントページに掲載され数百万件のアクセスがあった。

2．高付加価値食品の開発と販路拡大

弘前大学が育種した赤肉の新品種リンゴ「紅の夢」のエキスを配合したシャンプー，弘前大学との共同研究で栽培したカシスを使ったドリンクを開発し，県内企業からの販売が開始された。また，前年度から販売されていたごぼうの加工品（黒ごぼう）を使ったペットボトル茶については，販路の問題を解決するための解決策を企業とともに立案した。その結果を基に生活協同組合の販売網を活用した新商品の開発を進め，全国販売を可能にした。

3．りんご産地の販売戦略に向けた取組

りんご産地の販売戦略に関する自治体の支援状況，農協の販売対応把握のため，青森県，弘前市，平川市，日本貿易振興機構青森貿易情報センター，青森県農村工業農業協同組合の担当部署へのヒアリングを実施し，併せて協力関係を構築した。この結果，青森県から研究を受託し，りんごの流通高度化に向けた先進事例を調査・分析した。

4．輸出拡大のための取組

輸出拡大のための海外現地調査の研究拠点の構築を視野に，大学間交流協定校の青島農業大学，部局間協定校の瀋陽農業大学（いずれも中国），健行科技大学，致理科技大学（台湾）との協力関係を構築し，青果物卸売市場，量販店・百貨店でのヒアリング調査を実施した。青島農業大学，健行科術大学とは，農学生命科学部の専門科目「海外研修入門」の研修先でもあり，交流の深化を確認できる。青森県産りんごの販路拡大，販路確保を視野に入れ，弘前大学の地域連携推進員の研修をコーディネートし，自治体職員（弘前市，平川市，鰺ヶ沢町，深浦町，藤崎町，西目屋村）に台湾向けのインバウンド及び農産物（りんご，ながいも）輸出に関する視察研修を実施した。

5．共同研究及び受託研究の実績

食品関連の地域企業及び研究機関との研究契約数は 41 件（共同研究 32 件，受託研究 9 件）と高い水準を維持している。

6．社会実装の成果

農林水産省の革新的技術開発・緊急展開事業の採択事業である「北日本食の成長戦略による青森県水産物の高機能ブランド化と輸出促進に資する実証研究開発」（平成 28 年度から平成 30 年度）の成果である中間魚育成技術が，株式会社オカムラ食品工業の中間育成場に実装され，本技術で育成された中間魚を用いて深浦町の海面養殖場において成魚約 80 トンが生産された。生産された成魚は，平成 30 年 9 月の深浦町及び新深浦漁業協同組合が区画漁業権切り替え

	において，新たな養殖種目としてサーモンの区画を青森県から免許されたことを受け，平成 31 年４月からブランド名「日本海深浦サーモン」として，初出荷された。 令和元年は青森県産サーモンの中間魚約 180 トンが育成され，この中間魚を用いて，令和２年は本事業より生まれた日本サーモンファーム株式会社により，深浦町及び今別町併せて成魚約 800 トンの海面養殖を見込んでいる。青森県産サーモンはトラウト（ニジマス）に属するが，大企業を除いて１企業体が 100 トン以上のトラウトを生産している例はほとんどない。今後，青森県産サーモンの大規模養殖実現に伴い，中間魚の供給不足が課題となってが，これに対し，経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）「国産養殖サーモンの移出・輸出を実現する屋外循環式の大規模中間育成魚高密度生産システムの研究開発」（R1-R3）が採択（総額約１億円）され，研究実施機関である株式会社オカムラ食品工業と連携のもと，かけ流し式に代わる屋外循環式の中間魚育成技術の研究開発に着手した。
平成 31 年度計画 【38-7】	環境変動モニタリングを継続しつつ，白神山地でのツアーに求められるニーズ把握等に関する学外諸機関との共同研究を実施する。それらの成果を地域へ還元するために，人材育成講座，啓発セミナー等を実施して，自然環境情報及び環境モニタリングの成果を観光ツアー資源として活用できる人材を育成するとともに，ツアーの試行に向けた体制を整える。
【平成 31 事業年度の実施状況】 **１．戦略１事業への取組** 戦略１事業「青森の魅力度と食を支える冷温帯林生態系資源のモニタリングとその活用方法の提案」の一環として，白神岳における植生モニタリングをツアーするための現地検討会を関係省庁の担当官や地元ガイドらの協力を得て 7 月６日に実施し，調査のツアー化にむけた検討を加えた。また，ここでの調査ツアー実施に必要な体制構築のために，地元自治体など関係する諸機関との共同研究を行うことを目的として，関係機関に地域住民も交えた啓発セミナーを開催（令和２年３月）予定であったが，新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ることとなった。同事業のもうひとつの取り組みである「白神自然環境人材育成講座」では，履修生に対する情報提供とは別に，履修を終えた修了生が今後の自発的活動を行う上での意見交換を行い，協力関係を構築した。	
平成 31 年度計画 【38-8】	地域のエネルギー資源の利用推進のため，地下水熱評価，小型バイオマスガス化炉の開発，農業と太陽光発電の共生を目指すソーラーシェアリングの日射量解析，風力発電及び漁業での活用を目指した小風力揚水ポンプシステムについての研究を進め，社会実装に向けた取組を促進する。

【平成 31 事業年度の実施状況】

１．地下水熱評価

青森県津軽平野を流れる浅瀬石川は扇状地を形成し，本扇状地では過去の調査研究から地下水熱の利用を試みた場合，地下水の二価鉄濃度が高い場所では，二価鉄の除去が必要であることが示された。本年度は，二価鉄除去法の一つである急速濾過について，実験用に製作した急速濾過器を用いて二価鉄除去法について検証した。実験の結果，最大で約 30%の二価鉄の除去が起きることが評価された。この除去率は，二価鉄を酸化させ，沈殿させるために必要な酸素の供給不足の可能性が高く，今後さらなる実験調査研究を行う。

２．小型バイオマスガス化炉の開発

デモ機内部砂循環システムをシミュレーションして，デモ機内部粒子流動特性を明らかにする。特に，熱砂の循環量を向上すべく装置を改良するために，チャーガス化炉からチャー燃焼と砂輸送システムへの流動特性のシミュレーションを行い，シール構造の有無とガスの流動特性への影響を明らかにした。また，タール改質触媒の改良を行い，デモ機の部品を改良しながら，試運転を行った。さらには，開発中のデモ機をアグリビジネス創出フェアで紹介し，地元企業等と２件の共同研究を締結した。

３．農業と太陽光発電の共生を目指すソーラーシェアリングの日射量解析

太陽光発電と農業との共生を目指したソーラーシェアリング用の太陽光シミュレーションプログラムの開発・改良を行った。新たに，透過型太陽電池パネルの使用を想定して，半透明の太陽電池パネルが設定出来るようにし，色素増感太陽電池をビニールハウスなどに設置したケースに対応出来るようにした。

４．風力発電及び漁業での活用を目指した小風力揚水ポンプシステムについての研究

青森県とその近傍における風力エネルギーの利用促進のため，海上保安庁第二管区青森海上保安部所掌の沿岸気象情報や今までに例のない津軽海峡を縦断するフェリーの風向風速観測値等を利用し，地勢を踏まえての風力発電ポテンシャルの面的な検討を実施するとともに，洋上風力発電所の建設が予想される地域では，風力エネルギーの円滑な地域導入を目的として，地元ステークホルダーの不安や懸念の解消に資する説明会や相談会を実施した。また，青森県沿岸域の低層に吹く風のエネルギーを漁業現場に活用することを目的に，小風力式揚水ポンプシステムの長期実証試験を兼ねた性能確認や，社会実装に向けた利便向上のための発電化の検討，さらに，堅牢化や塩害対策について改良研究を行った。

洋上風力に関し地域の理解を得るための活動を実施し，青森県が国へ洋上風力発電促進区域の候補地として，有望な区域選定のための情報提供をすることに関し協力を行い，一定の準備段階に進んでいる 11 区域の中に選定された。

経済産業省・国土交通省による「洋上風力発電施設検討委員会 施工技術ワーキンググループ」，石狩湾新港管理組合主催の「石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会，審査委員会」にも委員として協力した。

○　項目別の状況

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1)　業務運営の改善及び効率化に関する目標
①　組織運営の改善に関する目標

中期目標	【26】学長のリーダーシップを最大限に発揮し，社会や地域のニーズを適切に反映させる戦略的・機動的な組織運営を行うガバナンス体制を確立する。 【27】大学の機能強化や社会的要請等に対応した教員組織の編成と人事・給与システムを整備する。 【28】職員の資質・能力の向上に組織的に取り組み，教育研究をはじめ大学の機能強化を支える人材を育成・確保する。 【29】教育及び研究の一層の質的向上を図るため，戦略性を持った施策を行う。 【30】キャンパス・サテライト運営の機能強化を図る。 【31】働きやすく，学びやすい環境づくりのため，男女共同参画の一層の推進を図る。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【54】 学長のリーダーシップを発揮し，迅速な意思決定を可能にするガバナンス体制を確立するため，学長補佐体制の整備や IR(インスティテューショナル・リサーチ）機能を強化する。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 事務局棟の改修により，平成 28 年８月に学長，理事，監事，副学長，学長特別補佐及び副理事の執務室が事務局棟内に集約した。特に，学長と理事の執務室については同一フロアに配置することで，役員会の議題などについて事前に全理事間で情報を共有し，議論を深めることを目的に行われることとなった「理事懇談会」についても，臨機応変に開催することが可能となり，本学の意思決定の迅速化・明確化に寄与している。 ○ 平成 26 年度以降，学部長及び研究科長の部局内での候補者選挙を廃止し，学長が，教職員のヒアリングを経て直接選考する体制を整備したことを踏まえ，学部長及び研究科長を初めとした全ての部局長を，学長の選考により配置した。また，平成 29 年度には COI 担当の副学長を，平成 30 年度には，学外の金融機関経験者２人を副理事として配置し，ガバナンス体制及び学長補佐体制を整備・強化した。これらにより，平成 30 年度以降の COI 研究推進事業における各賞の受賞，創立 70 周年記念事業募金における目標額の達成につながった。	○ 学長自らが，理事，学部長等の選考を行い，新たな運営体制をスタートさせることにより，ガバナンス体制を盤石のものとするとともに，副学長，学長特別補佐等の戦略的な配置による学長補佐体制を整備することで，第３期中期目標・中期計画の確実な達成及び第４期中期目標・中期計画期間に向けた体制を整備する。 ○ 学長の強いリーダーシップを発揮しやすい環境を整備するため，学内情報を中心とする IR データの更なる充実を行いながら，「IR-Plus Cloud」等を活用して他大学と本学を比較して本学の特徴を明確にするとともに，IR データを活用し，第４期中期目標・中期

				また，学外者等で構成される国立大学法人弘前大学学長選考会議から，平成 31 年２月に行った学長の業務執行状況の確認では「大学の将来構想と具体的方策の実現に向け優れたリーダーシップを発揮し，期待される業績をあげ，適切に業務を執行している。」との評価を受けた。 ○ 本学の教育，研究等に関するデータの一元管理を目的として「弘前大学 IR データ管理システム（IR-Plus）」の運用を平成 28 年度から開始した。同システムでは教育研究等の活動データを収集・蓄積し，組織評価等の大学運営に活用するなど，本学における IR（インスティテューショナル・リサーチ）機能の強化を行っている。	計画の策定に取り組む。
	【54-1】 引き続き，学長自らが学部長等の選考を行うとともに，大学として重点的に取り組む領域等への副学長，学長特別補佐等の戦略的な配置により学長補佐体制を整備する。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【54-1】 ○ 平成 29 年度に COI 担当の副学長を配置して本学の重点事項である COI 研究推進事業への全学的な取組に対する責任体制を明確にし，体制強化を行った。これらの体制強化により，令和元年 11 月５日には同事業が第７回プラチナ大賞において最高賞である「総務大臣賞」を受賞した。また，平成 30 年度に金融機関経験者の副理事２人を配置して勤務経験を活かした県内企業訪問等を重点的に行ったため，創立 70 周年記念事業募金においては，募金額が目標とした１億円を上回ることができた。 ○ 地域創生及び地域活性化における本学の機能強化・充実のため令和元年 10 月１日付けで副理事を１名配置した。	
	【54-2】 学長の強いリーダーシップの下，本学の「強み」「特色」等を活かし， IR データをさらに充実させながら，活用可能な基礎データを強化する。		Ⅲ	【54-2】 ○ 現行の「弘前大学 IR データ管理システム（IR-Plus）」において，本学内のデータ更新を行い基礎データの強化に加えて，他大学（国公私立）のデータ参照及び他大学との比較が可能となる「IR-Plus Cloud」を新たに導入し，IR データを活用した迅速な意思決定の強化を図った。	

【55】 社会や地域のニーズに対応した戦略的・機動的な組織運営とガバナンス体制を確立するため，経営協議会をはじめ学外者の意見を聴取する機会を拡充するとともに，法人運営の改善・強化に積極的に反映させる。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 社会や地域のニーズに対応した戦略的・機動的な組織運営を行うため，学長と各方面で活躍する有識者との懇談会を４回にわたり実施した。特に平成 30 年に実施した国立公文書館長　加藤氏とは，社会的要請の高い公文書管理について，懇談後に更に意見交換を行い，法人運営の改善・強化として， ①文書管理研修の充実を明文化した文書管理に係る学内規則の整備 ②法人文書管理に関する文書管理実務担当者へ研修を実施し，文書管理を通じたガバナンス体制の強化を図った。 【学長と学外有識者との懇談会実績】 ①公益財団法人シルバーリハビリテーション協会理事長　田中由紀子氏（平成 28 年６月 13 日） ②内閣府総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員　原山優子氏（平成 28 年７月８日） ③株式会社東奥日報社　弘前支社長 河田喜照氏（平成 30 年１月 23 日） ④独立行政法人国立公文書館　館長 加藤丈夫氏（平成 30 年 11 月 13 日） なお，毎年４回程度開催する経営協議会終了後には，青森県内外の多様な分野の有識者である経営協議会の学外委員と学長及び役員等との懇談を定例で実施し，社会や地域のニーズを把握する機会とした。	○ 社会や地域のニーズに対応した戦略的・機動的な組織運営とガバナンス体制を確立するため，学外者との懇談会等を継続して実施するほか，青森県内各自治体の長等と積極的な交流を行い，有益な意見を法人運営の改善・強化に活用する。
	【55】 学外者の意見聴取の機会を拡充するため，有識者懇談会等を実施する。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【55】 ○ 戦略的・機動的な組織運営及びガバナンス体制を確立するため，令和２年１月 26 日に京都大学山極壽一総長との有識者懇談会を実施し，大学運営に関する意見交換を行った。 ○ また，経営協議会に併せて青森県内外の多様な分野の有識者である経営協議会の学外委員と学長及び役員等との懇談会を実施し，社会や地域のニーズを把握する機会を設けた。	

【56】 良質なガバナンスの確立と運用のため，監事監査のサポート体制を整備するなど監事機能を強化する。		IV		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 本学の運営にかかる重要な会議については，監事が陪席するとともに，法人内部監査室による定期監査の実施に合わせて監事が各部局に出向き，部局長等から部局の運営，課題等についてヒアリングを行うことで，大学の運営状況等に関する情報を多面的に得られるようにした。 ○ 学長と監事の意見交換を年４回から６回にわたり頻繁に実施するとともに，監事と学長選考会議委員との意見交換を実施するなど，客観性を持った監事機能の強化を図った。 ○ 学長と監事の意見交換で出されたリスクマネジメントの強化を反映し，学長のリーダーシップの下，平成 30 年７月に役員を構成員とする「リスク検証会議」を設置し，リスクに関する早期の情報共有に関して大きな改善を図った。「リスク検証会議」で発生初期の段階での検討と迅速な初動対応の指示，従前から設置しているリスクマネジメント委員会において事後の検証・総括・改善を行うことにより，一連のリスクマネジメント体制が整備されたことで，リスクを最小限に留めることが可能となった。 ○ これらを，継続して実施することで，監査の基本である事後監査だけでなく，事前監査・予防監査的な観点が進み，より良質なガバナンスの確立につながるものであり，中期計画を上回って実施していると判断する。	○ 引き続き，事前監査，予防監査の観点を含め，良質なガバナンスの確立と運用のための監事機能の強化を図る。 ○ 過去の事例，代表的な失敗事例などをもとに，ヒヤリハット事例のリーフレットを作成し，経験を全学的に共有することで，リスクによる損失の回避・低減を図る。
	【56-1】 監事が大学の運営状況等に関する情報を多面的に得る機会を拡充するため，学長と監事の定期的意見交換会を実施するとともに，監事と職員との意見交換を充実する。		IV	（平成 31 事業年度の実施状況） 【56-1】 ○ 必要に応じて，事務的にも事前に監事に説明するなど，監事とのコミュニケーションを円滑にすることに努めた。 ○ そのほか，引き続き，監事が大学運営状況等に関する情報を多面的に得る機会を設けるとともに，学長との意見交換会及び部局長とのヒアリングにおいては，監事から民間企業経験に基づく視点からの組織運営，企業コンプライアンスの在り方等について有益な意見が述べられ，より良質なガバ	

				ナンスの確立と運用につながっていることから，中期計画を上回って実施していると判断する。	
	【56-2】 監事の指示の下，法人内部監査室において監事監査をサポートするとともに，国立大学法人等監事協議会における情報等を収集し，監事機能の強化を図る。		Ⅳ	【56-2】 ○ 理事及び部局長を対象に実施した監事監査の業務支援を行った。加えて，新たに事務長等を対象に実施した監事監査の業務支援を行った。また，７月に開催した監事協議会東北支部会，12 月に開催した監事協議会総会及び監事協議会東北支部代表世話人の業務支援を行い，監事機能の充実及び強化を図ったことから，中期計画を上回って実施していると判断する。	
【57】 全学的な視点による教員の選考と機能的な教員配置を実現するとともに，教育研究の活性化を図るため，教員定員の 20%への年俸制の適用及び外国人教員数を平成 27 年度と比較し倍増させる。また，ポイント制による教員定員の管理を行い，若手教員の雇用を推進する体制を整備する。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 教員の採用・補充等については，学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施した。 ○ 平成28年10月からポイント制による教員定員の管理を実施しており，全学教員人事委員会において，各学部・研究科の配分ポイントを確認の上，教員人事を承認している。平成28年度122件，平成29年度112件，平成30年度151件の教員補充計画を審議・承認しており，各学部・研究科のミッションに応じた柔軟な教員配置を実現している。 ○ 研究者の流動性を高め，優秀な人材を確保するため，平成27年度から年俸制を導入した。全学教員人事委員会では採用・昇任する教員には原則として年俸制を適用させることを決定し，教員の選考を進め，平成30年度末時点において，定員の17.5%の教員に年俸制を適用した。 ○ 全学教員人事委員会での教員補充計画の審議において，同委員会が外国人教員での補充が可能と判断した場合には，英文による教員公募を行った。この結果，平成28年度から平成30年度までの間で８人の外国人教員を採用した。 ○ 若手教員の雇用等を促進するため，全学教員人事委員会において，若手教員を採用する際は各学部・研究科で使用するポイントに優遇措置を定め，教員配置計画の検討を進め実施した。また，テニュアトラック教員の採用増についても検討を進めた。	○ 学長を委員長とする全学教員人事委員会において，全学的な視点に立った学長のリーダーシップによる教員配置を行う。 ○ 外国人教員で補充可能なポストについては同委員会において確認の上，英文による教員公募を行い，外国人教員数の増に向けた取組を行う。また，若手教員の雇用促進の取組については，各学部・研究科が作成した教員配置計画を着実に進めるとともに，弘前大学若手研究者育成制度実施要項によりテニュアトラック教員を採用する。 ○ なお，最終年度の「年俸制の適用」は，教員定員の20%程度となる見込みである。

	【57】 全学的な視点による教員配置を行うため，教員の採用・補充等については，引き続き学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施するとともに，外国人教員の補充が可能なポストを確認しつつ，教員公募を行う。また，若手教員の雇用を推進するための雇用計画を策定する。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【57】 ○ 学長を委員長とする全学教員人事委員会を定例開催し，全学的な視点に立った学長のリーダーシップによる教員配置を行った。平成 31 年度は 142 件の教員補充申請を審議・承認し，教員人事を行った。 ○ 外国人教員で補充可能なポストについては，同委員会において確認の上，英文による教員公募を行っている。この結果，第３期中期目標期間における外国人教員の採用累計数は12人（平成31年度は４人）となった。 ○ 年俸制を適用した教員は平成31年度末現在で148人となり，教員定員の20％を上回る20.5％となった。 ○ 若手教員の雇用促進の取組については，前年度に各学部・研究科が検討し策定した教員配置計画を着実に進めた。さらに，若手研究者の育成と雇用を目的として，弘前大学大学院（博士課程）を修了した若手研究者を対象にテニュアトラック制度（弘前大学若手研究者育成制度実施要項）を整備し，令和２年度から本制度を活用した若手研究者の雇用を進めることとした。	
【58】 教員個々の役割や貢献度等を踏まえた業績評価及び評価に基づく柔軟かつ効果的な人事・給与制度を構築する。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 【貢献度を踏まえた教員業績評価の構築】 ○ 各教員の教育・研究・社会貢献など多岐にわたる業績や大学組織に対する貢献度等をより客観的かつ総合的に評価するため，新たな教員業績評価制度を構築した。 新制度では，各評価分野の業績を積算し点数化する従来の評価方法に加え，新たな要素として，①各教員が設定したエフォートに応じた活動業績評価，②評価分野ごとの特記事項評価，③部局の活動方針に対する実績評価，④各教員が設定した業務目標に対する評価等を採り入れた。 ○ ２年間にわたる試行と検証を行い，①５段階評価の判定基準の見直し，②定量的判断基準の導入，③理事・学系長による一次評価後の調整の実施によ	○ 教員業績評価制度について，より適切な評価制度となるよう，評価基準等を見直す。 ○ 教員業績評価の結果について，より的確な形で給与，賞与，昇給，昇任などに反映させる。 ○ すでに新たな教員業績評価制度を導入するとともに，その結果に基づき給与，賞与，昇給といった給与面に反映させるだけでなく，昇任人事についても勘案するなど，教員

				り，評価の精度が向上した。 　また，大学を取り巻く状況変化を踏まえた教員の活動を適切に評価するため，評価項目・評価基準の見直しを毎年行ったほか，「Q＆A」を策定し，評価項目等に対する共通理解を浸透させる等，評価項目の充実，公平性を向上させた。 ○ 以上のことから，新たな教員業績評価制度の構築により，教員自身も業績や組織への貢献度等を自己点検・評価し，その結果を可視化することが可能となった。 　単なる教員個人の業績評価だけでなく，組織への貢献度評価導入の成果として，大学の特色や方向性を意識した教育研究活動が促され，大学の機能強化につながった。 【人事・給与制度の構築】 ○ 職階ごとに５段階，高評価者と低評価者で最大33%の給与差（教授職）を設けたメリハリのある年俸制給与制度を導入している。年俸額改定にあたり，直近の業績評価結果を適切に処遇へ反映させるため，平成 28 年に年俸制適用職員の評定基準を改正し，教員業績評価の教育，研究，社会貢献，管理運営，診療の５分野の評定について，部局長の１次評価を経て，学長が最終評価を決定することとした。 ○ 平成 29 年度にはクロスアポイントメント制度を実施するため規定を整備し，柔軟な人事・給与制度を導入した。 ○ 以上のように，平成 30 年度から実施している新たな教員業績評価においては，学問領域に応じて教員個々の「組織への貢献度」を定量的に図ることが可能な本学独自の評価制度を構築した。 　さらに，教員業績評価の結果を給与等へ反映する制度を構築するとともに，全ての教員の給与等への反映を実施した。 　また，教員昇任候補者の選考にも評価結果を勘案することを決定しており，効果的な人事・給与制度の構築はもとより，教員間の競争意識の醸成も図られており，中期計画を上回る成果を上げてい	業績評価結果を人事管理等の大学運営に反映させる仕組みを構築している。これらについて，更にその精度を高めるための改善を図る。

				る。	
	【58-1】 教員業績評価制度について，大学の目的，目標等に則して評価内容を見直す。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【58-1】 ○ 大学の目的，目標等に貢献するような教育研究活動は多岐に広がっていることから，法人評価や組織評価に連動した評価となるよう見直しを行うとともに，学術分野の異なる各部局が個別に定める項目をより充実させた。また，大学を取り巻く状況の変化に合わせて，評価項目・評価基準の見直しを毎年行うこととしており，新たに８件の評価項目を追加し，多岐にわたる教育研究活動を漏れなく評価できるよう整備した。	
	【58-2】 年俸制適用教員の給与について，「国立大学法人弘前大学年俸制適用職員の評定基準」により，引き続き教員業績評価の結果を参考に学長が評定を行い，その結果に基づき号俸を決定する。また，前年度の検討結果を踏まえ，新たな教員業績評価の結果に基づく教育職俸給表適用教員の給与（賞与及び昇給）決定方法の構築に向けて，学内規定等の整備を進める。		Ⅳ	【58-2】 ○ 平成 30 年度から新制度による教員業績評価を実施したことに伴い，全ての教員の給与に評価結果を反映するため，関係規程等の改正を行い，給与等へ反映した。 ○ 年俸制適用教員の評定については，全学教員人事委員会で「国立大学法人弘前大学年俸制適用職員の評定基準」の見直しを行い，教員業績評価の結果を直接年俸へ反映させる制度へ変更した。変更後の基準に基づき 125 人の年俸制適用教員の評定を行い，高い評価を受けた教員については最大で号俸を２号俸アップ（+2,112 千円，約 22.5%），反対に低い評価を受けた教員は１号俸ダウン（△1,320 千円，約△11.5%）するなど，直近の業績評価に基づいたメリハリのある年俸を決定した。 ○ その他，従来の俸給表適用教員についても，給与に関する規程を改正し，直近の教員業績評価の結果を賞与並びに昇給に直接反映させた。 ○ 全学教員人事委員会において，教員の学内選考にあたり，教員業績評価の結果について勘案するものとする旨の申合せを定め，教員業績評価の芳しくないケースについて昇任案を不承認とした例もあった。 ○ 以上のように，教員業績評価の結果を給与等へ反映させるための学内規程等を整備したほか，すべての教員（年俸制適用教員及び教育職俸給表適用	

				教員）の給与への反映を実施した。さらに，教員選考においても教員業績評価の結果を勘案する制度を導入し，実質的に機能させていることから，年度計画を上回って実施している。	
【59】 組織的かつ計画的な人材の育成・確保を行うため，SD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを整備する。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 職員の資質・能力の向上等を図ることを目的に，人事異動の方針等８つの具体的方策及び二つの支援策を包含し，目指すべき「弘前大学職員像」を提示した「人材育成方針」を策定した。 （平成29年度） ○ 大学運営上において必要とされる研修及び人材育成方針に定める人材の育成に向けた研修計画を作成した。 （平成30年度） ○ 年間を通じて計画的な職員研修が実施できるよう，平成30年度弘前大学職員研修等実施計画を作成し，本計画に基づき各種研修を実施した。研修への参加状況やアンケートを基に次年度に向けた検証を行い，本学で人材育成を行うにあたり課題として挙がったメンタルヘルス対策をより強化した平成31年度弘前大学職員研修等実施計画を作成した。	○ これまで実施してきた研修内容を再検証し，人材育成のために必要な研修を整備するとともに，SDプログラムの整備に向けて，「人材育成方針」の更なる見直しを令和２年度に行う。 ○ 平成28年度から令和２年度までの人材育成方針等の策定・見直しを基に，人材の育成・確保に資するSDプログラムを令和３年度に整備する。
	【59】 検証した研修の評価をもとに，SD プログラムの整備に向けて，「国立大学法人弘前大学人材育成方針（研修の体系化）」の見直しを行う。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【59】 ○ 人材育成方針について検証を行い，専門知識及び技術等の修得を重視していた「技術職員研修」について，「マネジメント」に必要な知識とスキルの習得を重視した内容の研修への見直しを行った。 ○ さらに，業務能率の増進と組織の活性化をより一層推進するため，平成 26 年度から実施してきた現行の職員人事評価制度を見直し，令和２年３月，国立大学法人弘前大学職員人事評価実施規程等を改正し，令和２年度から新たな人事評価制度を実施することとした。	

【60】 職員の視野を広げ多様な経験を積むことで企画力・折衝力等を向上させるため，国の機関及び他大学等との人事交流等について，派遣先を民間企業や地域の自治体等へ拡充するとともに，グローバル化に対応するため，語学研修の実施等を通じて職員の英語をはじめとする外国語能力を向上させる。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 岩手大学，秋田大学及び弘前大学の北東北国立３大学事務職員人事交流及び文部科学省行政実務研修制度により，職員を国等の機関へ派遣する人事交流を実施した。本学とは異なる経験を積むことで，多様な視点や柔軟な発想力を身につけることにつなげた。 （平成29年度） ○ 職員に多様な経験を積ませるとともに，職員の視野を広げること等を目的として，民間企業等への派遣研修を実施した。平成29年度は自治体への派遣を計画し決定した。派遣先は弘前市とし，平成29年10月から半年間，１名の職員を派遣した。 （平成30年度） ○ 平成 29 年度に続き自治体への派遣を計画し決定した。派遣先は青森県（新産業創造課）とし，平成 30 年４月から１年間，１名の職員を派遣した。派遣先では，情報産業振興事業やライフイノベーション推進事業など青森県が推進する事業等へ参画しているほか，派遣職員が青森県と本学教員との橋渡し役を務めるなど，連携強化の一助ともなっている。職員派遣の有用性等について検証の結果，青森県へ職員を派遣することで，他機関との連携や企業訪問のほか，青森県の重点事業にも関わるなど，職員の派遣先として非常に有効であると判断し，次年度も引き続き青森県に職員（１人）を派遣することを決定し，協定の期間を延長した。 （平成 28～30 年度共通） ○ 事務職員の英語力及び事務スキル向上を目的として，平成26年度から，海外の協定校に事務職員１～２人を派遣し，協定校において語学及びインターンシップ研修を実施している。この研修を終えた事務職員は，平成27年度から継続的に国際関係業務へ配置し，留学生の派遣・受入れ及び海外大学との協定締結等の業務に携わるとともに，グローバル化推進体制を整備するための中心的な役割を担わせてきた。この結果，平成28年10月１日に教職協働による国際化推進を担う組織として国際連携本部を再編し，海外派遣学生数増加に向け	○ 北東北国立３大学事務職員の人事交流，文部科学省行政実務研修制度等による人事交流を実施する。 ○ 自治体等から研修生を受け入れる相互研修について検討を行う。 ○ 英語力の向上を目的とした実効性のある研修を実施する。また，海外協定校への派遣研修については，平成26年度から10名の職員を派遣することを目標に進めてきたが，令和２年度の海外派遣者を入れて，延べ10人の研修生を派遣したことになる。そのため，今後の海外実務研修制度の在り方を検証し，新たな海外研修制度について検討する。

				た組織を整備した。研修に参加した事務職員が海外大学との協定締結やグローバル化推進体制整備の中心的役割を担うなど，具体的な成果を上げた。 ○ 上記のほか，教職員の基礎的な実用英会話等の修得を目的として，英会話研修を実施しているほか，本学のイングリッシュラウンジを利用した英会話研修Ⅱを実施しており，職員個々の能力に応じた英会話能力の向上を図っている。 ○ また，教職員の英語能力向上を目的として，英会話教室講師の経歴がある国際連携本部所属の職員が教職員の研究室等に直接出向き，個別に日常英会話トレーニングを行う「日常英会話トレーニング講師派遣事業」を実施しているほか，教職員が国際学会等において，英語で論理的かつ効果的に説得力のあるプレゼンテーションを行うことができるよう，その知識や方法を学ぶ「英語プレゼンテーションスキル向上セミナー」を開催した。 ○ さらに，英語以外の言語能力の向上として，アジア圏からの留学生を多く抱える本学において，留学生関連の業務を担当する部署では中国語等の取得が求められていることから，自己啓発研修（放送大学履修）として，英語科目のほか，中国語科目，韓国語科目を受講させるなど，言語能力向上のための研修を継続的に実施した。	
	【60-1】 北東北国立３大学事務職員人事交流，文部科学省行政実務研修生等による国の機関との人事交流を引き続き実施する。また，民間企業等への派遣研修について，職員に多様な経験を積ませ視野を広げるため，受入が可能な機関等の調査結果をもとに，民間企業・地方自治体等への派遣研修を引き続き実施する。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【60-1】 ○ 事務職員の人事交流では，北東北国立３大学間で本学から岩手大学へ１名，秋田大学から本学へ１名の人事交流を行ったほか，日本学術振興会へ１名の職員を派遣した。また，文部科学省行政実務研修制度により２名の職員を研修させており，職員のスキルアップを図った。 平成 30 年度に青森県新産業創造課へ派遣した職員１人について，情報産業振興事業やライフイノベーション推進事業など青森県が推進する事業等へ参画したことや，青森県との連携強化のため，教員との橋渡し役を務めているなど，青森県から高い評価を得たことから，平成 31 年度は，同人を２年目の研修生として引き続き派遣し，他機関と	

				の連携や企業訪問のほか，青森県重点事業にも関わるなど，地域が抱える課題について地域，社会と協働して地域の発展に寄与する事業に関わり，青森県との連携強化のほか職員の資質向上にも大きな成果を上げた。	
	【60-2】 外国語能力が必要となる業務の調査結果を踏まえて,英語の能力向上を目的とした実効性のある研修等を検討する。		Ⅲ	【60-2】 ○ 事務職員の英語力及び事務スキル向上を目的として，引き続き，海外協定校に事務職員１人を派遣した。海外協定校への事務職員の派遣は本年度で６年目となるが，当該研修を終了した職員を海外との部局間協定の増加を目標としていた部局へ配属した結果，協定予定校との事前打ち合せや調印手続きの調整など，これまで教員が担っていた業務を事務職員が担い事務を進めたことで，教員の負担を減らしつつ，協定数の増加にも寄与するなどの成果を上げており，教員からも高い評価を得ている。 ○ 従前,海外協定校で研修を実施した事務職員については，グローバル化推進の観点から国際連携本部へ優先的に配置してきたが，今年度は国際連携本部に１名配置するとともに，国際連携本部から学務部教務課及び保健学研究科へ各１名を配置換したことで，これまで質問をためらう雰囲気のあった外国人教員及び留学生との円滑なコミュニケーションを実現した。 ○ 事務系職員を対象に,基礎的な実用英会話等の修得を目的としてイングリッシュラウンジを利用した英会話研修を10月から２月までの５か月間(15回)にわたって実施（13人が受講）しており，職員の英語力の向上を図った。	
【61】 戦略的な施策に重点配分するために，全学的な視点に立った学内資源の再配分を行うこととし，戦略的な経費を学内予算総額（外部資金等を除く）の 10%以上にする。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 学内予算の配分にあたって,学長が掲げた弘前大学改革構想や将来ビジョン，第３期中期目標の達成及び第４期に向けた取組を実施するための戦略的な経費を優先的に確保している。 ○ 第３期中期目標期間においては,初年度から継続して，学内予算総額（外部資金等を除く）の 10%	○ 令和２年度に実施する大学院地域共創科学研究科や医学部心理支援科学科の新設などを含めた今後の教育研究組織等の再編，また，第３期中期目標の確実な達成,さらには,第４期中期目標期間に向けた

				を超える 11.1%（３か年平均）の戦略的な経費を確保した。人件費やエネルギー費などの固定費を除いた変動費に対して 47.6%（３か年平均）を占める非常に高い割合を達成したものである。 これにより，各年度戦略的な大学運営に取り組むことができた。 ○ 理工学系・農学系人材の育成強化，グローバル化の推進，教員養成の質的充実を柱とした学部改組等を実施するため，教員組織の充実や教育研究環境の整備を図るなど，第３期中期目標期間のスタート年度における組織改革を大きく推進した。（平成 28 年度） ○ 将来ビジョンに基づき，複数年にわたり継続的な支援を行うために，全学から拠出された 50 百万円を財源とした「学長リーダーシップ経費（再配分）」を新設した。本経費を学長自らが選定した取組に対して再配分することで，第４期につながる基盤固め・体制整備等を早期に着手することができた。（平成 29 年度） ○ 地震による倒壊事故を受けてのブロック塀改修，猛暑対策としての計画的な空調設備整備など，年度途中に発生した社会情勢の影響による緊急事案に対して，学長が迅速に戦略的な経費として 51 百万円の追加確保を決定し，迅速な対処を実現することができた。 ○ 大学の機能強化や改革の推進に向けた重点施策を学長自らが主導して実行するための予算を 59 百万円増額した。さらに，第４期を見据えた取組については前年度から倍増した 100 百万円を確保し，学長主導による第４期に向けた基盤固めを更に進めることができた。（平成 30 年度）	取組等の実現に向けて，引き続き戦略的な経費を優先的に確保する。 ○ 特に，令和２年度予算においては，学長が研究力を強化する方針を示し，科研費獲得支援事業を前年度の 2.6 倍の規模に拡充した 52 百万円を戦略的に予算確保した。 ○ 限られた変動費の中で資源の再配分を進めることで，令和２・３年度においても，過去４か年実績（平均 11.3%）を更に上回る戦略的経費を確保することとしており，中期計画を大きく上回る成果が実現する見通しである。

	【61】 大学改革や強み・特色を活かした機能強化の取組，第４期中期目標期間を見据えた取組などに対して学長の裁量で重点配分するため，トップマネジメント経費を中心とした戦略的な経費を優先的に確保する。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【61】 ○ 令和元年度予算は，中期目標の達成や課題解決等に向けて必要な事項を整理するために，部局ヒアリングを実施した上で優先的に予算確保すべき重点施策を掲げた予算作成方針を策定した。この作成方針を基に予算編成を行い，重点施策の実現等に向けて戦略的な経費を確保した。 ○ 学長のトップダウンで戦略的な施策に重点配分する予算である「トップマネジメント経費」において，令和２年度の大学院地域共創科学研究科及び医学部心理支援科学科設置など，重点施策の実現に向けて前年度当初予算比 42 百万円増となる 719 百万円を確保した。 ○トップマネジメント経費以外の戦略的な経費においても，教育研究組織の再編，教育改革，研究推進，グローバル化，教育研究環境の充実・改善などの重点施策等を戦略的に実行するために 804 百万円を確保した。 ○ 以上のような取組により，戦略的な経費の割合は 12.0％となり，過去３か年平均の 11.1%を上回る数値を達成し，変動費に占める割合は，過去３か年平均の 47.6%を上回る 49.7％を達成しており，年度計画を上回る成果を実現した。	
【62】 サテライト拠点の機能強化を図る目的で，東京事務所を活用した首都圏エリアにおける積極的な情報の収集及び発信を行う。			Ⅳ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 競争的研究費等に関する国の政策動向の情報を得るため，文部科学省，農林水産省等の審議会や公募説明会に参加し，大学本部へ情報提供して外部資金獲得につなげている。 ○ 青森県及び弘前市，東京事務所等の自治体事務所，国公私立大学の東京事務所を定期的に訪問し，情報交換を行うとともに，「イノベーションジャパン」等の首都圏でのイベント等では主体的に事業を推進した。また，出展を通じて訪問企業との共同研究契約等へのマッチング支援を行った。 ○ 国公私立 30 大学が参加する「大学東京事務所会」の運営委員として勉強会等の開催及び運営に携わ	○ 引き続き首都圏での情報収集・発信，共同研究案件の開拓に取り組むとともに，大手企業からの関心も高い COI 事業を含めた幅広い活動を展開していく。 ○ これまでの活動において，中期計画に掲げる情報収集・発信にとどまらず実際の共同研究契約に結びつけ，新規の契約件数，契約総額等が伸びており，すでに中期計画を上回る成果を実現しており，今後

				り，外部講師を招いた勉強会及び他大学の取組事例発表等を通じ，情報収集を行っている。 ○ 地方国立大学としてはユニークな取組として，東京事務所に URA１名を配置し，定期的に首都圏の企業訪問を行ってニーズを把握し，本学教員の研究シーズとのマッチングを行い，産学連携活動を促進した。平成 28～30 年度で新規契約７件の共同研究契約に結びつけ外部資金獲得につながった。また，AMED 等の研究プロジェクトの事業進捗に関する面談等にも参画するなど，採択後の研究プロジェクト支援も行った。	も更に活動を充実させることによって成果の上乗せを目指す。
	【62】 東京事務所を活用して，首都圏における本学の教育研究活動の促進や，URA（リサーチ・アドミニストレーター）による企業等との産学連携活動の推進，産学連携イベントの出展等による研究シーズのマッチングを促進する。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【62】 ○ 東京事務所が主体となって，昨年度を２件上回る６件のイベントにブースを出展した。ＪＳＴ主催の「イノベーションジャパン」には過去最多となる７ブースを出展し，共同研究契約等へのマッチング支援を強化した。 ○ 「大学東京事務所会」に本学から延べ 34 名が参加し，他大学と情報交換を行った。また，令和２年２月に本学が研究連携についての情報交換会を主催し，20 名の参加者が出席した。 ○ 東京事務所常駐の URA が担当する産学連携活動は，平成 31 年度の契約金額合計 23,750 千円，新規９件，契約更新２件，契約合意済２件の成果につながっている。 ○ 上記のとおり，東京事務所を活用した首都圏における産学連携活動は，中期計画に掲げる情報収集・発信に留まらない共同研究等の複数の契約実績が上がっている。	
【63】 ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代育成支援対策，ジェンダーバランス改善等の取組により，男女共同参画を推進する。なお，ジェンダーバランスの改善にあたり，女性教員の採用比率年平均 27.5%，在		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 平成 28 年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）に採択され，子育て・介護中の研究者に対する研究支援員配置，休日・出張時・学会参加時・病児病後児託児利用料補助により環境整備や次世代育成支援対策を進めるとともに，ダイバーシティレポート制度，プロモーションメンタ	○ 研究者及び上位職に占める女性比率の向上を引き続き図っていくとともに，新たに産休・育休取得時支援の制度構築，教員公募時の女性の応募を増やすためのアウトリーチ支援策検討，男性教職員育児・

職比率 19.0%にし，上位職（学長・理事・監事・副学長・学部長・評議員相当）の女性を平成 27 年度と比較し倍増させる。				一制度，女性教員基盤整備等研究スタートアップ経費支援制度を新設し，ジェンダーバランスの改善を図った。 ○ この間に，理系学部・研究科における女性教授不在を解消するとともに理事・研究科長に女性を登用し，「大学の意思決定機関等」（国立大学協会男女共同参画小委員会による年次調査の定義による）の女性比率は平成 28 年度 7.1%から平成 30 年度 12.9%に向上した。平成 30 年度に行われた補助金の中間評価においては，本学の取組状況が評価され，最高位の S 評価を獲得した。	介護休業取得促進策検討に取り組み，中期計画に掲げるワーク・ライフ・バランスの向上を含めた働きやすい環境の整備を図っていく。 ○ ４年目にして中期計画を大きく上回る成果を実現しており，今後も更に活動を充実させることで，成果の上乗せを目指す。
	【63】 ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代支援対策のため，託児利用料補助制度の検証を行う。また，女性限定公募の積極的な実施やトップセミナーの開催，ダイバーシティレポート制度及びプロモーションメンター制度の本格運用によって研究者や上位職への女性の採用・登用を進め，ジェンダーバランス改善を加速する。		IV	（平成 31 事業年度の実施状況） 【63】 ○ ７月に，教職員のニーズを踏まえ託児利用料補助制度を拡充した。女性限定公募により新たに２名の教員が着任した。２年間の試行を経て７月には「ダイバーシティレポート制度」を，３月には「プロモーションメンター制度」を本格導入することを決定した。ダイバーシティレポート制度により，教員選考過程での無意識のバイアスの軽減，並びにプロモーションメンター制度により，女性研究者の将来的な上位職登用への意識醸成・システム改革が図られる。 また，弘前市との共催によりトップセミナーを実施し，研究者や上位職への女性の採用・登用に向けてよりいっそうの意識啓発を促進した。 ○ 「女性教員の採用比率」は目標値 27.5%に対して 34.4%，「女性教員の在職比率」は目標値 19.0%に対して 20.7%。「大学の意思決定機関等の女性比率」は目標値 11.2%（平成 27 年度倍増値）に対して 14.5%と，いずれも４年目にして中期目標に掲げた目標値を大きく上回って達成している。 ○ 事務系管理職への女性登用比率も，平成 27 年度の 6.5%から，平成 31 年度では約２倍となる 12.5%へと大幅に上昇しており，女性の採用・幹部登用ともに具体的な成果を上げている。 ○ 以上のように，４年目にして中期計画を大きく上回る成果を実現し，年度計画についても上回る成果を実現している。	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1)　業務運営の改善及び効率化に関する目標
②　教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	【32】地域活性化の中核的拠点として，本学の強み・特色を活かした社会の変化に対応できる教育研究組織づくりを進める。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【64】 平成 28 年度に入学定員の見直しを含む学部改組及び大学院定員の再配分を実施するとともに，学長のリーダーシップの下，IR（インスティテューショナル・リサーチ）を活用した学内情報の調査分析に基づき検証を行い，定員規模を含めた教育研究組織の見直しを戦略的・重点的に行う。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 平成 28 年度学部改組及び大学院定員の再配分について，IR データを活用して調査分析を行ったところ，予定どおりに実施した学部改組（大学全体で 60 名減）の影響により，改組前より志願者数は減少しているが，理工学部は志願者数増を維持しており，広報活動等による一定の効果が出ていると考察している。人文社会科学部・教育学部は入学定員減により志願者数は減少しているが，志願倍率が増傾向であり，当該地域における安定的な需要があると考察した。 ○ 大学院定員は，平成 28 年度の再配分（大学全体で 52 名増）以降，おおむね入学者数は充足している等一定の結果は出しているが，これらの大学院定員を資源として戦略的・重点的な見直しを行い，平成 28 年度学部改組で入学した学部学生が卒業する令和２年度を想定した「大学院再編案」を策定し，同再編案をもとに，新研究科（地域共創科学研究科）の設置計画書を作成し，文部科学省に提出した。	○ 令和２年度及び３年度においては，新たに大学院再編を実施したことから，新設・改組を行った大学院研究科について，完成年度に向けて着実に設置計画を履行できるよう，IR データを活用して運営状況を検証する。
	【64】 様々な角度から集めた IR データをもとに，学部改組の検証を行うと共に，大学院の再編を行う。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【64】 ○ 「弘前大学 IR データ管理システム」により，平成 28 年度学部改組の検証として，履行状況報告書を作成し文部科学省に提出した。また，平成 30 年度に策定した「大学院研究科再編案」に基づき，新研究科	

				及び既設研究科の改組（人文社会科学研究科，教育学研究科）に係る設置計画書を提出した結果，新研究科及び既設研究科について設置が認められた。	
【65】 教員養成に特化した高度専門職業人を養成するため，青森県教育委員会等と連携・協働しつつ，平成29年度までに教職大学院を整備する。		Ⅳ		（平成28～30事業年度の実施状況概略） ○ 平成29年４月に教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）を計画どおり設置した。 あわせて，青森県及び近隣６市町村教育委員会を含めて新たに組織した「教職大学院大学院教育研究協議会」において地域のニーズへの適切な対応を図るとともに，平成29年８月に公表された「国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議報告書」において課題として示された「教科領域への学修ニーズへの対応」について迅速に対応し，令和２年度に向け教職大学院の改組計画を立案した。 ○ 学校教育専攻（修士課程）の教科教育領域のカリキュラムを発展させ，実践型のカリキュラムの開発・制度設計を行い，教職大学院の教育課程プログラムに盛り込んだ。	○ 令和２年度に改組となる新教職大学院において，教科専門と教科教育の担当者が協働して実践的な教科領域を導入するためのモデル（教科領域導入モデル）の作成を進めるとともに，新教職大学院の教育組織・教育カリキュラムを，青森県の教員養成の高度化に貢献できる体制にブラッシュアップする。 ○ 教職大学院の新設に加え，国が示した改革の方向性に迅速に対応し，改組計画を提出したことにより，新たな教職大学院として令和２年度に改組することが認められたものであり，また，インクルーシブ教育，健康教育などの点においても具体的な成果を上げており，全体として，すでに中期計画を上回る成果を実現することができており，今後のブラッシュアップにより，更に成果の上乗せを図る。
	【65-1】 教育学研究科学校教育専攻の機能を補完するとともに，教科教育や特別支援教育の領域を導入するため，教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）の平成32年度改組に係る設置計画を策定する。		Ⅲ	（平成31事業年度の実施状況） 【65-1】 ○ 教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）では，これまで学校教育専攻（修士課程）で培った高度専門職養成機能をより強化し，教育現場や学生のニーズに対応する方向で改組し，青森県をはじめとした地域の教育力の向上を目指すため，改組に係る設置計画書を提出した結果，文部科学省より設置が認められた。	

	【65-2】 青森県教育委員会ならびに市町村教育委員会のニーズに沿って,インクルーシブ教育システム構築に寄与する教員組織・教育体制を確立する。		Ⅳ	【65-2】 ○ 平成 29 年度までに,中期計画である教職大学院の整備が完了したことから，更に青森県教育委員会や市町村教育委員会のニーズに沿ったインクルーシブ教育に強い教職大学院の教育課程に発展させるため,令和２年度の改組（特別支援教育コース開設）に向けてインクルーシブ教育を専門とする専任教員を１名補充した。あわせて,インクルーシブ教育に関連するカリキュラムの再構築を行った結果,令和２年度より，新たに特別支援教育実践コースの設置が認可された。以上，平成 31 年度計画を貫徹する結果となり，中期計画の当初の教職大学院の新設のみならず機能の強化・拡充へと大きく発展し,中期計画を大きく上回る成果を得た。	
	【65-3】 地域の市町村教育委員会の教育課題である健康教育推進の企画運営に,教職大学院の教員および大学院生を参画させ,課題解決を進展させる。		Ⅳ	【65-3】 ○ 青森県の課題でもある短命県返上を目指し，子どもたちの学校における健康教育のサポートを教育学部・教職大学院だけでなく，COI の主体である医学研究科社会医学講座と連携して取り組んでいる。 平成 31 年度は，地域の中学校において健康教育プログラム開発を行い，この結果を連携協定を締結したすべての市町村の小・中学校が健康教育プログラムを展開することとなり，年度計画を上回る成果を実現した。	
【66】 大学院研究科の見直しに取り組み，地域の課題解決やイノベーション創出に重点を置いた，領域融合的な教育研究体制を構築する。		Ⅳ	Ⅳ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 複雑化する地域社会の諸課題に対応する，専門性と俯瞰力に裏付けられた課題解決能力を有する人材の輩出に向け，本学の教育機能を活用し，「地域共創科学研究科」を新たに設置することを目指し，文部科学省に設置計画書を提出した。 ○ 第３期に入ってから，青森県における心理支援専門職不足が課題となり，弘前大学において，国家資格である公認心理師の資格取得を想定した「医学部心理支援科学科」を設置することとし，文部科学省に設置計画書を提出した。	○ 新たに設置した両組織が完成年度に向けて着実に設置計画の履行できるよう運営状況を検証する。また,令和６年度の設置に向けた博士前期課程について，設置検討委員会等を設置し検討を進める。 ○ 地域の課題解決を担う教育組織を複数開設することができ，中期計画を上回る成果を実現した。
	【66】 平成 32 年度の設置を目指している「地域共創」を担う新たな大学院研究科（修士課程）の設置計画をもとに，学内整備や周知活動等を行う。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【66】 ○ 第３期の当初より計画していた「地域共創科学研究科（修士課程）」について，９月に文部科学省よ	

				り設置が認められ，学生募集や学内の施設設備整備等，開設に向けた具体的な準備活動を行った。 ○ さらに，「医学部心理支援科学科」についても，迅速に対応したことによって，文部科学省より設置が認められたことから，年度計画を上回る成果を実現できた。	
【67】 本学の強み・特色である附置研究所の機能をより一層伸長し，地域の活性化に貢献するため，柔軟性のある研究組織に再編成する。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 附置研究所の機能強化に向け，４附置研究所の再編計画を策定した上で再編に係る準備を進めた。その結果，４附置研究所を以下のように２附置研究所に再編することとし，地域課題の解決やその成果の社会実装に向けた研究体制を充実させた。 ・被ばく医療総合研究所(存続) ・地域戦略研究所（北日本新エネルギー研究所と食料科学研究所を再編統合） ・白神自然環境研究所は農学生命科学部の附属施設として移管	○ 地域戦略研究所の機能をより一層発揮させるため，学内の分野横断的な連携を図るとともに産官学金の協力連携関係を強化し，引き続き再生可能エネルギー及び食に関する研究成果を社会実装につなげ地域課題の解決や産業の振興等，地方創生に資する。
	【67】 研究組織の再編により設置された「地域戦略研究所」として，地域の活性化に貢献するため，研究所と地域との連携をより一層深化させ，再生可能エネルギー及び食に関する研究成果を社会実装に繋げることにより，地域課題の解決や産業の振興等，地方創生に資する。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【67】 ○ 研究所と地域との連携をより一層深化させるために，寄附研究部門である「海洋エネルギー利活用研究室」を「新エネルギー研究部門」から「戦略企画部門」に移行し，地域ニーズの把握と研究成果の地域還元に向けた体制を強化した。それにより，再生可能エネルギーの水産業への利活用や技術開発，洋上風力発電と漁業の共存など地域の抱えている課題への対応がより円滑に進んだ。 これらの成果として，洋上風力発電に関する地域での連絡会発足，大規模サーモン養殖のための陸上中間養殖技術の開発，漁港内での養殖システム開発や特許出願につながった。	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1)　業務運営の改善及び効率化に関する目標
③　事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	【33】事務等の合理化による業務運営の改善を行うとともに，効果的な組織体制を構築する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【68】 情報化やアウトソーシングなどにより事務処理の合理化・質の向上を図るとともに，本部と部局との連携体制の強化等，効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築する。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 第２期における業務改善実施計画の実施状況や平成 29 年度からの「財務健全化計画」に基づき，業務量の見直し，人件費の抑制等を含む「事務業務の効率化・合理化推進方策実施要項」を策定し，第３期中における更なる事務の効率化・合理化の方向を明確に示した。 ○ 当該要項に基づき，平成 30 年度末において 31 件を実施，９件の継続事項を残す状況となり，計画を順調に実施している。 ○ 事務職員の適正な配置計画について，毎年度，各部局に業務遂行状況及び事務組織の在り方等についてヒアリングを実施し，その結果に基づき人事配置を行っている。本学が独自に実施している１年間の海外研修を修了した職員を，国際的農産物取引精通人材育成プログラムを実施する部局に配置することによって，海外実習調査を教員と協働で行う体制を整えるなど，本部と部局の連携により新たなプログラムの円滑な実施を実現している。 ○ 大規模開発となる附属病院整備をとりまとめる部長級参事役の配置，情報システムの管理運営及び情報セキュリティ対策を全学的にとりまとめる部署と課長級調整役等の配置など，全学的な重要事項に取り組むための事務体制の整備を的確に行った。	○ 第３期中の「事務業務の効率化・合理化推進方策実施要項」については既にほぼ達成してきたが，引き続き計画で掲げた事項や新規の事項を含め，事務の合理化の観点から取り組む。 ○ 令和２年１月から稼働した人事給与統合システムの適用対象を拡大することで，人事関連業務について全学で年間△24,000 時間（人件費に換算して△3,400 万円相当）と大幅な削減を予定する。 ○ 総務・財務・施設の全部門において，引き続き部局ヒアリングを実施することにより，部局の課題の的確な把握とその解決のための本部・部局の連携を図るとともに，事務組織の効率的な運営の観点から，組織体制の見直しを図る。 ○ 技術部の設置により，特定

				○ 技術系職員の効率的な業務遂行及び人材育成を図るため，技術職員の組織化について検討を進めた。	の技術専門職員の集団が形成されたことにより，集団としての情報共有，連携強化，効率的な業務運営が図られた。本成果の一例として，新型コロナへの対策としてメディア（遠隔）授業を実施したが，短期間での体制整備等について，能力を最大限発揮し支障なく実施することができた。
	【68-1】 第３期中期目標期間における「弘前大学事務業務の効率化・合理化推進方策実施要項」に基づき，平成 31 年度の業務改善実施計画を実施し検証するとともに，翌年度の計画を策定する。		IV	（平成 31 事業年度の実施状況） 【68-1】 ○ 平成 31 年度業務改善実施計画において継続事項として掲げた９件の改善事項については，すべて実施するとともに，令和２年３月に各部局のニーズを取り込んだ５項目にわたる令和２年度業務改善実施計画を策定したことにより，年度計画を上回る成果を実現することができた。	
	【68-2】 事務局と部局との連携体制の強化等，効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築するため，引き続き事務職員の的確な配置に関する調査を実施し，調査結果及び事務業務の効率化・合理化の進捗状況並びに事務組織の再編計画を踏まえた事務職員の適正な配置計画を作成する。		IV	【68-2】 ○ 附属病院の部局ヒアリングを契機として，病院運営・経営に精通したプロフェッショナルの育成・確保を図ることとし，病院独自の採用人事を新たに開始し，公募により医事業務に精通した職員２名及び施設設備の専門人材１名を採用した。 ○ 全学の情報部門のさらなる強化を図るため，情報連携統括本部を設置した。 ○ 情報，機器分析などを技術的に担当する技術系職員について，これまで各部局に所属していたものを，令和元年12月に新たに全学的な技術部を設置して統括することとした。技術部内に部門を設け，班長，技術長などの責任を有するポストを設けることとした。 ○ 以上のように，病院プロ職の採用，技術系職員の強化など，全学的な観点からの効率的・機能的な事務運営の具体的な取り組みに結びつけており，中期計画を上回る成果を実現した。	

（１） 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

１．特記事項
※「２．共通の観点」に記載した取組は除く。

○教育の内部質保証強化の一環としての FD の実施 計画番号【２】【13】【15】
【平成 28～30 事業年度】
・ 平成 28 年度に「新しい FD プログラム」を開発し，毎年，全学 FD を実施している。本プログラムは，教員の主体的アクションを創発することを目指した探求型 FD とし，FD で提言された教育改善は，学部 FD のロールモデルとして教育改革を先導するものとして実施している。平成 28，29 年度は，教養教育科目「地域学ゼミナール」を利用した学生の学習状況等に関するアンケート調査の客観的分析等により教育改革を提言する全学 FD を，平成 30 年度はシラバスの作成方法，カリキュラム・チェックの実施と実施体制を確認するために全学 FD を実施した。また，教育の内部質保証の実施等に係る教員への周知のための FD 活動について，教育推進機構がその役割を担うこととした。
【平成 31 事業年度】
・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

○研究・イノベーション推進機構の改組 計画番号【30-1】
【平成 31 事業年度】
・ 研究基盤支援を総合的かつ戦略的に実施するため，平成 31 年度に研究・イノベーション推進機構の改組を行った。学内共同教育研究施設である機器分析センターを廃止し，同センターの機能を引き継いだ「共用機器基盤センター」を機構に設置し，全学的な研究機器の整備や機器共用化の一層の推進に取り組み，設備共用化推進経費支援制度を新設し，学部の遊休研究設備のリユース・アップグレードに対する経費を支援するなどの取組を開始した。また，「研究戦略室」を「研究イノベーション推進戦略室」に改称し，研究基盤支援の企画・立案機能の強化を図るほか，「URA 室」を設置して，URA の組織としての位置付けを明確化した。

○若手教員への経営意識の醸成 計画番号【54】
【平成 28～30 事業年度】
・ 経営能力のある教職員の育成に資するため，若手教授を学内組織の長に配置し，組織運営を経験することでマネジメント力を培うとともに，経営意識を醸成した。また，学長の指示のもと理事を補佐する副理事に学内の教員を配置し，事業の統括等に関わることで経営意識を醸成した。
【平成 31 事業年度】
・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

○IR（インスティテューショナル・リサーチ）システムの導入 計画番号【54】
【平成 28～30 事業年度】
・ 本学の教育，研究等に関するデータの一元管理を目的として「弘前大学 IR データ管理システム（IR-Plus）」を平成 28 年度に運用を開始した。同システムでは教育研究等の活動データを収集・蓄積し，組織評価等の大学運営に活用するなど，本学における IR（インスティテューショナル・リサーチ）機能の強化を行っている。
なお，システム運用開始時は 185 本のデータを掲載していたが，システムの拡張を進め，平成 30 年度末においては 237 本のデータを掲載しており，学内全体としても日常的に閲覧できる有用なデータが増えたことで，各部局における強みや特色が確認できる状況を整えている。
【平成 31 事業年度】
・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。
・ 現有の「弘前大学 IR データ管理システム（IR-Plus）」において，本学内のデータ更新を行い基礎データの強化することに加えて，他大学（国公私立）のデータ参照及び他大学との比較が可能となる「IR-Plus Cloud」を新たに導入し，IR データを活用した迅速な意思決定の強化を図った。また，本学の将来構想等について検討する「戦略検討会」を設置し，IR データ等を活用しながら，学長，理事等が多角的に検討する運営体制を整備した。

○ガバナンス体制の強化 計画番号【54】
・ 共通の観点 62 ページ参照

○学長の業績評価 計画番号【54】
・ 共通の観点 62 ページ参照

○学長と有識者との意見交換の実施 計画番号【55】
・ 共通の観点 62 ページ参照

○監事による学内関係者との意見交換 計画番号【56】
【平成 28～30 事業年度】
・ 監事と学長選考会議委員との意見交換の実施，監事による本学の運営を司る主要な会議への陪席，部局の運営・課題等に関する部局長等へのヒアリングの実施など，大学の運営状況等に関する情報を多面的に得る機会を設け，学長と監事による意見交換を行うことで，監事から民間企業経験に基づく視点からの組織運営，企業コンプライアンスの在り方等について有益な意見が述べられ，良質なガバナンスの確立と運用につながっている。

・　役員会，経営協議会等，学内の主要会議に監事が出席する体制としているほか，法人内部監査室では，監事，会計監査人及び法人内部監査室による三者連携意見交換会を年２回開催し，監査機能を高め，監事の役割の強化を図っている。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

○監事業務の支援体制の構築　計画番号【56】

【平成 28～30 事業年度】

・　監事業務の運営について，本学監事監査規程の一部を改正の上，法人内部監査室の職員が業務支援を行うことができることとし，監査業務全般のサポートができる体制に改善している。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

○監事監査結果の共有　計画番号【56】

・　共通の観点 62 ページ参照

○教員人件費のポイント管理の実施　計画番号【57】【58】

【平成 28～30 事業年度】

・　職位ごとに定員を定める定員制で管理していた教員人事を，教員人件費をポイントに換算し管理するポイント制へ移行することについて検討を進め，役員会等で審議・了承を経て平成 28 年 10 月よりポイント制へ移行した。これにより，全学教員人事委員会において，職位及び教員数にとらわれない柔軟な教員組織の編成が可能となり，教員組織の活性化・弾力化が図られた。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。
・　全学教員人事委員会において，教員の学内選考にあたり，教員業績評価の結果について勘案するものとする旨を申合せを定め，教員業績評価の芳しくないケースについて昇任案を不承認とした例もあった。

○全学教員人事委員会による教員人事の一元管理　計画番号【57】

・　共通の観点 62 ページ参照

○職員に対する計画的な研修の実施　計画番号【59】

【平成 28～30 事業年度】

・　組織的かつ計画的な人材の育成・確保の観点から，年間を通じて計画的な職員研修が実施できるよう，研修等実施計画を策定し実施している。
　階層別研修では，東北地区で実施している研修に加え，本学独自で採用３年目職員フォローアップ研修や監督者研修等を実施しており，事務職員が研修に参加した。特に３年目研修では，半年間の長い研修期間の中でコンプライアンスや法人文書管理など事務職員としての必要なスキル習得に加え，グローカル人材育成事業などの各種事業への参画などを実施しており，大学事務職員としての役割，事務処理能力の向上が図られた。
　また，メンタル系のケアを目的としたストレスコーピング研修にも職員が参加し，日頃抱えている仕事や家庭の悩み等を共有しつつケア対策についても習得する機会が得られ，職員の健康保持に有意な研修を実施できた。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

○職員の人材育成方針の策定　計画番号【59】

・　共通の観点 62 ページ参照

○グローバル化推進に資する人材の育成　計画番号【60】【68】

【平成 28～30 事業年度】

・　本学の国際化に資するため，外国への長期滞在型研修制度として，平成 26 年度から「弘前大学職員海外実務研修」を継続して実施している。同制度は，本学との協定締結大学であるオタゴ大学及びオークランド工科大学（ニュージーランド）において，約１年間の研修（約 10 ヶ月の語学教育プログラム受講と，約２か月の国際交流関係業務等の実務研修（インターンシップ））を行い，語学力向上とグローバルな視点での大学運営実務に関する知識の修得を目指すものであり，毎年 1～2 名を派遣している。この研修を修了した事務職員は，平成 27 年度から継続的に国際関係業務に配置し，留学生の派遣・受入れ及び海外大学との協定締結等の業務に携わるとともに，グローバル化推進体制を整備するための中心的な役割を担わせてきた。この結果，平成 28 年 10 月 1 日に教職協働による国際化推進を担う組織として国際連携本部を再編し，海外派遣学生数増加等に向けた組織を整備した。研修に参加した事務職員が海外大学との協定締結やグローバル化推進体制整備の中心的役割を担うなど，具体的な成果を上げた。また，この研修を修了した事務職員について，グローバル化推進の観点から平成 27 年度までは国際連携本部へ優先的に配置してきたが，各部局へのヒアリングの結果，各部局からも，大学の国際化推進にあたり配置要請があったことから，平成 28 年 4 月以降，各部局への配置を進めた。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

○戦略的・効果的な資源配分　計画番号【61】

・　共通の観点 62 ページ参照

○意思決定機関の女性比率向上　計画番号【63】

【平成 28～30 事業年度】

・　多様性を踏まえたガバナンスの重要性に鑑み，学長のリーダーシップにより意思決定機関への女性の積極登用を図り，経営協議会・教育研究評議会（学外委員，非常勤を除く）の女性比率が平成 28 年度 9.4%から平成 31 年度 21.2%に倍増した。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

・　「ダイバーシティレポート制度」と「プロモーションメンター制度」の本格導入が決定されたことにより，教員選考過程における無意識のバイアスの軽減と，女性研究者の上位職登用に向けた意識醸成・システム改革が図られた。

○学部改組の実施　計画番号【64】

・　共通の観点 63 ページ参照

○大学院及び学部の再編について　計画番号【65, 66】

【平成 28～30 事業年度】

・　地域活性化の中核的拠点として，本学の強み・特色を活かした社会の変化に対応できる教育研究組織づくりを進めるため，大学院研究科の見直しに取り組み，地域の課題解決やイノベーション創出に重点を置いた，領域融合的な教育研究体制の構築に向けた検討を推進した。具体的には，大学院研究科の再編として，研究科の新設，既設研究科（人文社会科学研究科，教育学研究科，理工学研究科，農学生命科学研究科）の改組について学内及び文部科学省と検討を行った。特にこれまで展開してきた本学の機能強化を活用した域学共創と文理共創を目指す研究科として「地域共創科学研究科」を新設することとし平成 30 年度末に文部科学省に提出した。

また，学部の再編は，国の構想や地域の教員需要等を踏まえ，教育学部の入学定員減について検討を進めたこと，さらに，国家資格となる「公認心理師」の法律が施行されたことや青森県において心理面をケアする人材が不足していることを踏まえ，医学部に３つ目の学科として「心理支援科学科」を設置するため計画を進め，地域共創科学研究科と同様に，平成 30 年度末に文部科学省へ設置計画書を提出した。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

・　平成 30 年度に文部科学省へ設置計画書を提出する等，各種手続きを進めてきた大学院研究科の再編や医学部新学科の設置等が全て認められた。特に地域における多様な課題を解決できる素養を持った学生を輩出する教育研究組織を新たに設置することは，地域活性化の中核的拠点を掲げる本学にとって，青森県に立地する唯一の国立大学としての責務を果たすものであることから，「大学院地域共創科学研究科」及び「医学部心理支援科学科」の新設は，大きな成果である。

○地域戦略研究所の設置・改組　計画番号【67】

・　共通の観点 63 ページ参照

○技術部設置に向けた情報収集及び検討の実施　計画番号【68-2】

【平成 28～30 事業年度】

・　平成 31 年４月に設置予定の情報連携統括本部及び組織改組する機器分析センターの機能強化に資するため，事務組織に配置されている技術職員の配置や業務遂行状況等について調査を行い，技術職員の集約・組織化について検討を進めた。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

・　これまで部局に所属していたことで，全学的視点で採用，異動，昇進等の処遇を見るという責任体制となっていなかった技術職員について，令和元年 12 月に技術部を設置し，令和２年４月に配置した。また，責任者を技術部長とし，採用を全学的視点で実施する等，部局の壁にとらわれない人材の有効活用を行うことで，技術職員の能力，資質等の向上を図るとともに，全学的に技術支援を推進し，本学の教育研究活動の一層の充実に資することとした。

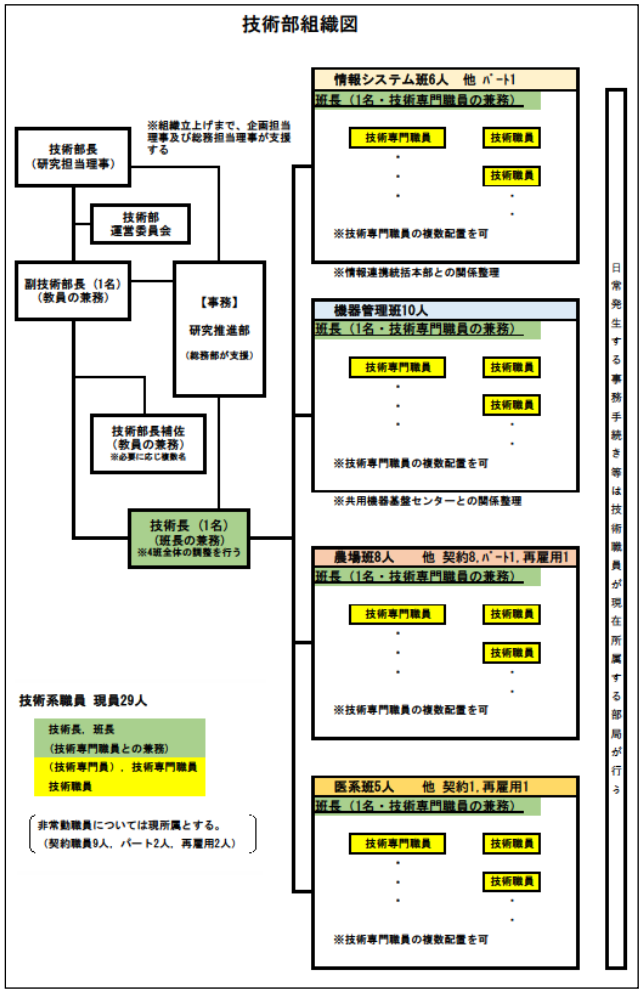

○全学情報システムの管理運営・情報セキュリティ対策等を担う組織の設置に向けた体制の整備　計画番号【68】

【平成 28～30 事業年度】

・　平成 30 年７月，各部局へのヒアリング調査により見えた諸課題等への対応の一つとして，全学情報システムの管理運営及び情報セキュリティ対策に係る業務を担う組織の設置に向けた準備等を行う情報連携担当事務職員を事務局に配置し設置準備に係る体制を整えた。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

○事務支援・納品研修センターの設置　計画番号【68】

【平成 31 事業年度】

・　学内の定型的な業務の一部を集約化することで業務改善を推進し，全体の超過勤務の縮減を図るとともに，学内外における利便性を高めるため，令和２年３月に納品検収センターを改組し，事務支援・納品検収センターを設置した。

○医学部附属病院の運営等に関する専門人材の確保・育成　計画番号【68】

【平成 31 事業年度】

・　病院運営及び経営において，病院業務に精通した人材の確保・育成が重要となっている。しかし，現在の職員配置は全学の人事異動により行われるため，専門知識の習得や業務経験を積むまでに時間を要し，業務運営面での支障のほか，人材育成面においても困難な状況となっている。そのため，病院事務のスペシャリスト育成に向け，専門性を有する人材を公募し，令和２年１月に，医療事務に関する専門的知識及び業務経験を有する者２名，病院の構造設備等に関する専門知識及び業務経験を有する者１名を事務職員として初めて採用し，医学部附属病院に配置した。今後も医療事務に関する専門知識を有する者の計画的配置について検討を進めることとしている。

○外部評価委員からの意見　計画番号【73】

・　共通の観点 63 ページ参照

○法人内部監査結果の共有　計画番号【83】

・　共通の観点 63 ページ参照

２．共通の観点に係る取組状況

○ガバナンス体制の強化　計画番号【54】

・　全ての学部長及び研究科長を初めとした部局長について，学長が直接選考したほか，重点事項実施のために副学長や副理事を配置する等学長補佐体制を充実し，ガバナンス体制を強化した。これらの効果として，学外者等で構成される国立大学法人弘前大学学長選考会議から高い評価を得，また，副学長を中心に実施したCOI研究推進事業で，第１回日本オープンイノベーション大賞・内閣総理大臣賞，第７回プラチナ大賞・総務大臣賞という各賞の最高賞を受賞し，創立70周年記念事業募金の目標金額を達成するなどの大きな成果を上げるに至った。

また，監事と学長選考会議委員との意見交換の実施，監事による本学の運営を司る主要な会議への陪席，部局の運営・課題等に関する部局長等へのヒアリングの実施など，大学の運営状況等に関する情報を多面的に得る機会を設け，学長と監事による意見交換を行うことで，監事から民間企業経験に基づく視点からの組織運営，企業コンプライアンスの在り方等について有益な意見が述べられ，良質なガバナンスの確立と運用につながっている。

○学長の業績評価　計画番号【54】

・　平成30年度，国立大学法人弘前大学学長選考会議は，学長の業績評価のための業務執行状況等の確認方法を決定し，それを基に，学長に対する書面審査及び意見交換を実施し，その結果「大学の将来構想と具体的方策の実現に向け優れたリーダーシップを発揮し，期待される業績をあげ，適切に業務を執行している。」との評価を平成31年２月に行った。

○学長と有識者との意見交換の実施　計画番号【55】

・　社会や地域のニーズに対応した戦略的・機動的な組織運営を行うため，学長と各方面で活躍する有識者との懇談会を毎年度実施した。特に国立公文書館長　加藤氏との懇談後には，指摘・アドバイス等を踏まえた学内規程を整備し，また文書管理研修が充実したことで，文書管理を通じたガバナンス体制の強化が図られた。また，戦略的・機動的な組織運営及びガバナンス体制を確立するため，京都大学山極壽一総長との有識者懇談会を実施し，高等教育のあるべき姿や果たしていくべき役割など大学運営に関する意見交換を行った。加えて，青森県内外の多様な分野の有識者である経営協議会の学外委員と学長及び役員等との懇談を定例で実施し，地元銀行出身の監事との意見交換を行い，社会や地域のニーズを的確に把握する機会とした。

○監事監査結果の共有　計画番号【56】

・　監事監査の結果は，役員会及び経営協議会において，監事から報告を行い，執行部全体で監査結果が共有されているとともに，本学構成員に対しては，学長から各部局長等へ周知を行い，監査結果が共有されている。

なお，監事監査の要望事項を踏まえ，平成30年度では「リスク検証会議」を設置したことにより，コンプライアンス，リスク管理態勢が強化されている。

○全学教員人事委員会による教員人事の一元管理　計画番号【57】

・　教員人事を一元管理し，全学的な視点で計画的かつ戦略的な教員配置を実施するため，学長を委員長とする弘前大学全学教員人事委員会を平成27年10月に設置し，学部等の教授会で行っていた教員選考を同委員会に移行した。同委員会では，教育，研究，社会貢献，医療，管理運営等を円滑に実施するため，学部・研究科等の枠を超えた全学的見地からの人員配置，学部等の教育を担当する教員数及び教員選考等について審議しており，より柔軟で効果的な教員配置が可能となった。これにより，理工学部等の学部改組，大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）及び医学部心理支援科学科の新設に伴い学部等の教員数や教員配置を見直すなど，全学的な視点に立った教員人事を学長のリーダーシップにより戦略的に行った。

○職員の人材育成方針の策定　計画番号【59】

・　職員の資質・能力の向上等を図ることを目的に，人事異動の方針等８つの具体的方策及び二つの支援策を包含し，目指すべき「弘前大学職員像」を提示した人材育成方針を平成29年３月に作成した。同方針は，昇任基準や職位に対して求める能力を具体的に提示しているため，職員のキャリアデザインが容易にできるようになる効果があった。

○戦略的・効果的な資源配分　計画番号【61】

・　学長が自ら掲げた弘前大学改革構想や弘前大学将来ビジョン，第３期中期目標の達成及び第４期に向けた取組を実施するため，学長のトップダウンで重点配分する予算であるトップマネジメント経費を中心とした戦略的な経費を，毎年，学内予算総額(外部資金等を除く)の10%を超える11.3%(４か年平均)確保した。人件費やエネルギー費などの固定費を除いた変動費に対して48.1%(４か年平均)を占める非常に高い割合を達成したもので，これにより，各年度戦略的な大学運営に取り組むことができた。

学部改組等を含む教育研究組織の再編，教育改革，グローバル化などの第３期中期目標期間における重点施策等を実行するための経費に配分したほか，平成29年度以降は全学から拠出した財源　100百万円を，学長自らが選定した取組に対して再配分することで，第４期につながる基盤固め・体制整備等を早期に着手することができた。さらに，ブロック塀改修や空調設備整備など年度途中に発生した社会情勢の影響による緊急事案に対して，学長が迅速に追加予算を確保するなど，学長がリーダーシップを発揮し戦略的な経費を重点配分している。

令和２年度予算編成においては，学長が研究力強化の方針を示し，前年度の2.6

倍の規模に拡充した科研費獲得支援事業を盛り込んだ令和２年度予算を令和元年度中に決定した。

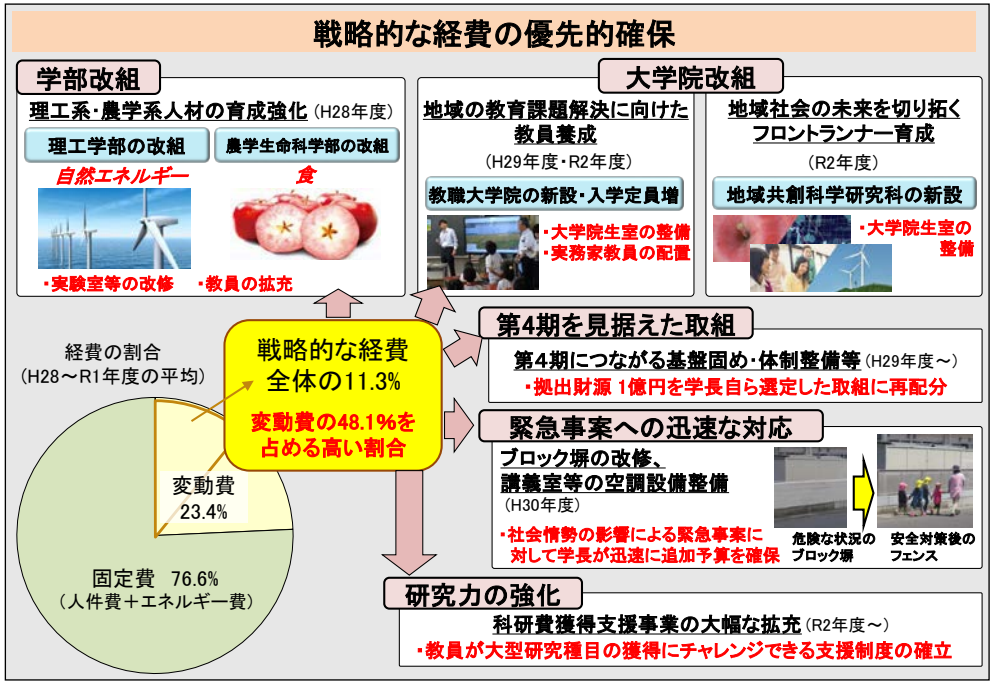

○学部改組の実施　計画番号【64】

・　平成 28 年４月，将来ビジョンに基づいた地域活性化の中核的拠点となるため，社会環境の変化に対応しつつ教育研究を推進するため人文学部（人文社会科学部に変更），教育学部，理工学部，農学生命科学部で学部・学科を改組した。

　この学部改組は，少子高齢化の進行，グローバル化の進展，ICT の革新など，社会環境の変化を踏まえつつ，青森県が推進する「青森県基本計画」の各種政策体系を勘案し，地域活性化の中核的拠点の形成に向けた再編計画を策定したものである。学部改組を実施するにあたり，全学的な見地からスペース（研究室や実験室等）の再配分を行い，改組に伴う分野拡充の戦略的なスペース及び学長裁量スペースを確保した。

○地域戦略研究所の設置・改組　計画番号【67】

・　平成 30 年４月，地域課題に対応できる３つの部門（新エネルギー研究部門，食料科学研究部門，戦略企画部門）を備えた地域戦略研究所を設置した。社会実装に向けた研究体制の整備とともに，地域からのニーズを受け入れる体制を整備したことで地域との連携をより深めることができた。

○外部評価委員からの意見　計画番号【73】

・　平成 30 年度において，各学部・研究科，附置研究所を対象に，学外有識者６人で構成される評価委員による外部評価を実施した。本学のこれまでの取り組みについて，学外有識者の視点による本学の伸長させるべき点，改善すべき点等，今後における本学の教育・研究・地域貢献等の取組に活用・反映させるべき貴重な意見を得ることができた。これらの貴重な意見は，報告書にまとめ，ウェブ上で公表した。

○法人内部監査結果の共有　計画番号【83】

・　法人内部監査の結果は，役員会，教育研究評議会及び経営協議会において，室長から報告を行い，執行部全体で内部監査の結果が共有されているとともに，本学構成員に対しては，学長から各部局長等へ周知を行い，内部監査の結果が共有されている。

　なお，平成 30 年度及び平成 31 年度の法人内部監査では，経営協議会学外委員からの意見を踏まえ，監査項目の検討を行い，法人運営にかかる監査を実施している。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2)　財務内容の改善に関する目標
①　外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	【34】外部研究資金その他の自己収入の増加のための施策を講ずる。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和２及び３事業年度の実施予定
【69】 教育・研究活動の一層の強化・充実を図るため，新たに基金を創設するとともに，積極的な募金活動を展開する体制等を整備し，平成 27 年度と比較し，寄附金の受入額を 10%以上増加させる。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 平成 27 年に「弘前大学基金」，平成 28 年に個人寄附の税制上の優遇措置の対象となる特定基金として「弘前大学修学支援基金」を新たに設け，積極的な募金活動を行っている。 ○　基金を専任で担当する学長特別補佐（県の経済担当部局長経験者），副理事（地元金融機関支店長経験者）を採用（平成 30 年から２名体制），地元企業・首都圏・関西方面等に渉外活動を実施。クレジット決済の導入，遺贈に関する信託銀行との提携など多様な寄附方法を導入。 ○ 平成 29 年に青森県内に就職を希望する県内出身学生に対する給付型奨学金制度として「トヨペット未来の青森県応援事業」を創設。奨学生と企業トップとの懇談の実施などにより，以降，企業からの継続的な支援を確保している。 ○ 募金活動促進のために過去の企業訪問状況，寄附実績，取引実績，卒業生の採用実績，受託研究及び共同研究等の外部資金受入実績，本学卒業生が代表を務める企業等をデータベース化した本学独自の寄附管理システムを構築し，戦略的・計画的な渉外活動を展開できるようにした。	○　令和２年度以降においても，引き続き基金担当副理事を中心とした渉外活動により，地元企業等との連携の強化を図り，本学独自の寄附管理システムを活用した戦略的な募金活動を実施する。 ○ 現時点において，すでに新たな寄附講座の開設及び寄附講座の継続の見通しが立っているものだけでも少なくとも令和元年度と同水準の寄附金の確保が見込まれることから，今後も目標値の 10%を大きく上回る見通しである。 ○ これまでの実績ですでに中期計画を上回る実績を実現しており，今後更に成果の上乗せを図っていく予定である。

				○ 以上のような取り組みにより，平成 28～30 事業年度における寄附金の実績額は，対平成 27 年度比で目標を上回る 13.3%の伸び率となっている。	
	【69】 「弘前大学基金」への寄附を一層促進するため，募金活動体制を更に強化することで，寄附金の増収を図る。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【69】 ○ 令和元年度の弘前大学創立 70 周年に向け，同窓生等に対するダイレクトメールの発送，学長以下の役員及び基金担当専任幹部職員による企業訪問，本学独自の寄附管理システムに基づく訪問先の戦略的なリストアップなどに努めた結果，70 周年記念事業への寄附は，目標額の 100 百万円を 12 百万円上回る実績を達成した。 ○ 弘前大学基金を含む寄附金全体の受入実績についても，新たな寄附講座の開設を含め，平成 27 年度の 828 百万円に比べ 26.1%増加の 1,044 百万円となり，目標値の 10%を大きく上回る成果となった。 ○ 基金担当副理事による渉外活動では，これまで一度も訪問したことのない企業の新規開拓（68 件，５百万円）にも結びつくとともに，日常的な企業訪問により，大学と地元企業との連携促進にも寄与している。	
【70】 資金の獲得増に向けた取組として，「弘前大学科研費申請の基本方針」及び「競争的資金申請の基本方針」を随時見直し，学内の学術情報や学術・人的資源を正確に把握し，それらを最大限活用した外部資金の獲得のため組織的な研究支援を行う。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 科研費並びに競争的資金申請の基本方針を随時見直しながら，毎年度「科研費獲得スキル向上セミナー」及び「科研費説明会」を開催し，公募要項の変更点や研究計画調書の記載方法についてきめ細かく情報提供するとともに，アドバイザーによる科研費申請のアカデミックチェックを実施している。 ○ 科研費獲得向上のため，前年度不採択となった研究課題のうちＡ評価であったものに対し支援を実施している。この支援制度を経た翌年度申請者の採択率は 40%程度と全国や本学の新規採択率（25%程度）を大きく超える成果が得られた。 ○ 科研費獲得支援事業，説明会等の取組を継続して行った結果，平成 30 年度の科研費の受入状況は，採択件数・採択金額とも過去最高となり，着実な成果を上	○ 科研費獲得支援事業「大型種目チャレンジ型」については，令和２年度の申請を経ての令和３年度の支援額を大幅に拡充することを既に予定しており，年度予算の枠を超えた計画的な取り組みとしている。 ○ 科研費獲得支援事業については，これまでも効果が実証されており，科研費獲得額も順調に増加してきている。これに加え，研究種目の大型化に本格的に取り組むことにより，科研費をはじめとする外部資金獲得について，中期計画を上回る成

				げている。 ○ 平成 28 年度に企業と大学が対等の立場で運営する共同研究講座制度を新設した。これを機に，COI 関連の共同研究講座が設置され，平成 28 年度から平成 30 年度までの講座設置件数は 12 件となっている。これまでの共同研究講座等受入経費総額も，781,800 千円となっている。 ○ 外部資金全体（共同研究講座を含む。）の額については，平成 30 年度 1,561,862 千円と過去最高額となっている。	果を実現する予定である。
	【70】 学内の科研費獲得支援事業について，採択結果を分析しつつ，支援事業の資源配分に効果的に活用する。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【70】 ○ 従前から実施している科研費の不採択課題のうちＡ評価であった研究課題に対する支援に加え，令和２年度申請に向けての新たな取組として，大型種目への申請及び採択をより一層推進するため，「大型種目チャレンジ型」支援枠を創設した。これまで，上限額が一律 500 千円であった基盤研究(B)相当以上で審査結果がＡ評価者であったものについて，基盤研究（S）相当は 2,000 千円，基盤研究（A）相当は 1,500 千円，基盤研究（B）相当は 1,000 千円を上限とする助成に増額するなど，額の拡充も図り，大型種目への申請に対する大きなインセンティブとした。 なお，平成 31 年度の科研費獲得は，採択件数 382 件，採択金額 677,560 千円，件数については第３期中において４年連続過去最高となった。 ○ 共同研究・受託研究・受託事業（共同研究講座を含む。）については，平成 31 年度 2,699 件 1,720,117 千円の受入れとなっており，前年度により件数・金額ともに 1.1 倍増加し，過去最高額を更新した。	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2)　財務内容の改善に関する目標
②　経費の抑制に関する目標

中期目標	【35】効率的な予算執行により，管理的経費を抑制する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【71】 管理的経費の執行状況やコスト削減実績の分析結果等に基づく新たなコスト削減計画を策定するとともに，予算執行の一層の効率化を図り，経費を抑制する。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 平成 28 年度に管理的経費等の抑制，自己収入の増加により健全な財務基盤の構築を目指す「第３期中期目標期間における管理的経費のコスト削減計画」を策定した。 ○ 目標達成に向けて，①物品等の一括調達，②役務等の契約内容の見直し，③資源ゴミ等のリサイクル，④ペーパーレス化，⑤エネルギー費の節減など，全学を挙げてコスト削減に取り組んできた結果，平成 30 年度までのコスト削減実績累計額は目標を 51 百万円上回る 271 百万円となった。 ★ コスト削減により生み出された財源の教育研究への活用　⇒ 平成 30 年度『一定の注目事項』 ・ 平成 30 年度には，電力供給契約内容の見直しにより，新たに 27 百万円の削減効果が生まれ，第３期中期目標期間中の総額では 168 百万円の削減効果が見込まれることとなった。これは，「電力自由化」に伴う電力会社間の競争の激化を受けて，電力料金の大幅な削減の可能性について電力会社と再三の協議を行った結果，全団地一括での５年間の長期契約に変更することで，契約単価の大幅な割引につながったものである。 ・ 平成 30 年度の電力料の削減額 27 百万円については，次年度予算において同額を若手研究者の外部	【経費抑制の取組】 【71-1】 ○ 経費削減効果が拡大しつつ継続していることから，第３期の目標額 460 百万円を大幅に上回る 612 百万円の削減効果が見込まれる。 ○ 特に電力料金の長期契約による削減については令和５年７月までの契約であるため，第４期中期目標期間にまで効果が波及する。 【増収の取組】 【71-2】 ○ 資金運用については，管理委員会の決定事項の下，金融機関のアドバイスや市場調査等の情報収集などのノウハウが蓄積されつつあり，今後も安全性に十分配慮しつつ，社債等による利息以上の収益の確保が見込まれる。 【71】 ○ 上記のとおり，経費抑制，増

				資金獲得に向けた研究費の支援や，大学院生や外国人留学生への修学支援，海外協定校との交流事業などの教育研究における重点施策に対して配分することで，教育研究の充実につなげた。	収の両取組において既に十分な成果を得ており，今後も安定的に成果が継続される見通しであることから，中期計画を上回る成果を実現する見通しである。
	【71】 「第３期中期目標期間における管理的経費のコスト削減計画」を含む財務健全化に向けた大学全体の経費抑制や増収に取り組む。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【経費抑制の取組】 【71-1】 ○ コスト削減計画の令和元年度までの実績累計額は目標を 95 百万円上回る 395 百万円となった。 ○ 令和元年度は，前年に開始した電力契約の変更の平年度化効果により，更に８百万円増の 35 百万円の削減効果が得られた。 電力料の削減により得られた財源を活用し，外部資金獲得に向けた研究費の支援事業や，大学院生や外国人留学生への修学支援，海外協定校との交流事業など，教育研究における重点施策に再配分し，教育研究の充実につなげた。 【増収の取組】 【71-2】 ○ 業務上の余裕金の運用については，国立大学法人法に基づく認定を平成 30 年２月に受けたことに伴い，平成 30 年度に「余裕金運用規程」を改正し，運用可能な金融商品の拡大や運用体制の整備，金融商品の売却などを新たに定めた。 ○ 令和元年度は，債券市場の動きに対応した迅速な売買を可能とするための必要な規程改正を行った。 保有する国債については，債券価格が上昇したことから売却した結果，年間受取利息 7 百万円の約 4.4 倍となる 31 百万円の運用収益を獲得することができた。社債については，当初，運用額 1,000 百万円に対し年間運用収益を８百万円と見込んでいたが，債券価格が上昇した 800 百万円を売却した結果，受取利息６百万円の他，売却益 18 百万円を含む 24 百万円（当初計画の３倍，運用利率 2.4%）の運用収益を獲得することができた。運用益は，本学学生の留学支援や外国人留学生の学修支援の原資とした。	

				○ 以上のコスト削減, 増収の取り組みは高水準なものであり，年度計画を上回る成果を実現することができた。	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2)　財務内容の改善に関する目標
③　資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	【36】資産の効率的な運用管理を行う。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【72】 教育・研究組織の再編を踏まえ，施設の点検評価を実施して，教育研究スペースの共有化を図るなど，全学的な視点から学長のリーダーシップに基づく戦略的な施設の再配分を行う。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 平成 28 年度，学部改組に伴い必要となった教育研究スペースを新たな建物を増やすことなく確保するために，学長直属の組織である学長戦略室と施設環境部が情報共有し精査した，総面積約 2,800 ㎡のうち約 1,615 ㎡のスペースを再配分した後，改修工事を実施した。 ○ これまで施設等に関する部局との調整は，学部等の事務部門が部局の状況を取りまとめる形で，双方の事務職員を中心として行われてきた。しかし，全学的な施設マネジメントを進めていくためには，学部長等の教員を含めた大学の構成員全員が共通認識を持って取り組む必要があると考え，初めて部局の予算管理責任者である部局長（学部長）等と施設環境部が直接対話を行う「施設キャラバン」を平成 29 年度から継続して実施している。平成 29 年度は，教育･研究活動の機能強化における施設面での対応，サステイナブル・キャンパスへの転換，インフラ長寿命化等，部局の抱える課題等を話題とし，平成 30 年度は，戦略的なリノベーション（スペースの創出・再生），安全衛生の取組みが話題となった。直接対話をするこの取組みは，部局長からも相互理解が進むと高く評価されており，今後も継続していくこととしている。	○ 部局等の最高責任者である部局長と直接対話する「施設キャラバン」を継続して実施してきていることから，学内の施設・スペースに関する共通認識が浸透してきている。 ○ 第４期を見据えた教育・研究組織の検討がなされており，これを円滑に実施するための施設・スペースの問題が必ず生じるが，これまで培ってきた大学と部局との共通認識に基づき，施設・スペース問題がボトルネックになることなく，円滑に検討が進められる見通しである。 ○ これらに加え，構内屋外環境の美化・整備についても，令和２年度から第４期中にかけて中長期的に取り組む予定であり，こうした点を含めて全学的な視点からの戦略的な施設運営が実現される見通しである。

					○ 以上のように，これまでの実績と成果及び今後の中長期的な計画を含め，中期計画を上回る成果を実現できるものである。
	【72】 施設の再配分方針を踏まえ，施設有効利用規程を見直し，共同利用スペースの確保を進める。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【72】 ○ 「施設キャラバン」を引き続き実施する中で，インフラ長寿命化計画（既存施設の最大限の活用，施設のリノベーションによる機能向上や共有化，施設の総量の最適化と重点的な整備）の方針について各部局長との認識の共有化など，施設キャンパスに関する全学の意思統一を図った。 ○ 施設・設備・環境の内部質保証を保つため，施設キャラバンを活用した自己点検・評価実施要項を策定した。 ○ 施設の実態調査を行い，施設保有状況，各諸室の使用状況，講義室稼働状況等のデータを基に，新設される大学院地域共創科学研究科及び医学部心理支援科学科に必要なスペースについて，既存施設のリノベーションによって，合計 420 ㎡の面積を確保することができた。 ○ 新たな２教育組織の新設に必要なスペースを，新たな建物を増やすことなく，施設の再配分とリノベーションで実現するとともに，内部質保証の観点から新たに取り組んでおり，年度計画を上回る成果を実現することができた。	

（２） 財務内容の改善に関する特記事項等

１．特記事項
※「２．共通の観点」に記載した取組は除く。

○東京事務所の機能強化とその成果 計画番号【62】
【平成 28～30 事業年度】
・ 首都圏における産学連携機能を強化するため，地方国立大学としてはユニークな取組として東京事務所に URA１名を配置し，定期的に首都圏の企業訪問を行ってニーズを把握することで，本学教員の研究シーズとのマッチングを行うなど産学連携活動を促進している
・ 平成 28～30 年度で新規契約７件の共同研究契約に結びつけ外部資金獲得につながった。また，AMED 等の研究プロジェクトの事業進捗に関する面談等にも参画するなど，採択後の研究プロジェクト支援も行った。
【平成 31 事業年度】
・ 東京事務所常駐の URA が所管する産学連携活動は，契約金額合計 2,375 万円，新規９件，契約更新２件，契約合意済２件の成果につながっている上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。
・ 上記のとおり，東京事務所を活用した首都圏における産学連携活動は，中期計画に掲げる情報収集・発信に留まらない共同研究等の複数の契約実績が上がっている。

○自己収入の増加に向けた取組 計画番号【69】
・ 共通の観点 74 ページ参照

○科研費獲得向上の成果 計画番号【70】
【平成 28～30 事業年度】
・ 研究戦略アドバイザーによる科研費申請のアカデミックチェックの実施のほか，科研費獲得向上のための様々な取組を行った結果，平成 30 年度の科研費の受入状況は，採択件数 358 件（前年度比４件増），採択率 40.1%（前年度比 1.4 ポイント減），採択金額 697,060 千円（前年度比 22,490 千円増），採択件数及び採択金額は過去最高となり，着実な成果を上げた。
　特に，前年度不採択となった研究課題のうち，A評価であったものに対し支援した結果，30 件申請のうち 12 件が採択され（新規採択率 40%），全国の新規採択率の平均値（25%）を超える成果が得られた。
【平成 31 事業年度】
・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施ことにより，平成 31 年度の科研費獲得は，採択件数 382 件，採択金額 677,560 千円，件数については第３期中において４年連続過去最高となった。
・ 従前から実施している科研費の不採択課題を対象とした科研費獲得支援事業において，基盤研究及び若手研究の審査結果がA評価であった研究課題に対し，500 千円を上限とする研究費の助成を行ってきた。本年度の１課題あたりの支援実績は，基盤研究（C）では 20 万円，基盤研究（B）では 50 万円程度となっている。本年度，２年度申請に向けての新たな取組として，大型種目への申請及び採択をより一層推進するため，「大型種目チャレンジ型」を中心とする支援枠を創設した。基盤研究(B)相当以上で審査結果がA評価者であった場合，基盤研究（S）相当は 2,000 千円，基盤研究（A）相当は 1,500 千円，基盤研究（B）相当は 1,000 千円を上限とする助成に増額するほか，新たな支援として，ⅰ）基盤研究（B）以上で審査評価が B 評価者に 300 千円，C評価者に 200 千円，ⅱ）若手研究で審査評価が B 評価者に 200 千円を助成する内容となっている。支援事業の予算規模を 20 百万円から 52 百万円に大幅な増額を図り，令和２年度予算額に確保しつつ，科研費獲得向上に資する研究環境の充実を図った。

○共同研究講座制度の新設 計画番号【70】【29】【33】
【平成 28～30 事業年度】
・ 平成 28 年度に企業と大学が対等の立場で運営する共同研究講座制度を新設した。これを機に，COI 関連の共同研究講座が設置され，平成 28 年度から平成 30 年度までの講座設置件数は 12 件となっている。これまでの共同研究講座等受入経費総額も，781,800 千円となっている。講座においては，社会的課題を解決に導く研究が推進されるとともに「組織」対「組織」による本格的な共同研究の体制が機能している。本制度の新設が事項収入増加に大きく寄与した。（平成 30 年度：新規６件，期間更新１件，共同研究講座等受入経費総額（平成 28～30 年度）：434,400 千円））
【平成 31 事業年度】
・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。
・ COI 事業の推進に伴い，新たな講座設置が３件，期間更新が２件あった。また，平成 31 年度における共同研究講座等受入経費総額は，新規及び期間更新を含めた，320,000 千円と過去最高額となっている。

○特許の活用状況 計画番号【70】【34】
【平成 28～30 事業年度】
・ 特許権等を活用した実施許諾件数及び収入状況としては，平成 28 年度 24 件，平成 29 年度 31 件，平成 30 年度 41 件，実施料収入は平成 28 年度 3,769 千円，平成 29 年度 2,031 千円，平成 30 年度 4,554 千円となっており，自己収入の増加に大きく貢献した。

【平成 31 事業年度】
・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施
・　特許権等を活用した実施許諾件数及び収入状況としては，平成 31 年度　44 件となっており，実施料収入は 9,049 千円となっている。第３期中期目標期間スタートの平成 28 年度は本学単独出願または費用負担有の共同出願案件の活用率 21%に対し，平成 31 年度は 35%であり，第２期中期目標期間平均と比較しても，増減率 18%アップとなっている。

○学術指導制度の新設　計画番号【70】
【平成 28～30 事業年度】
・　平成 30 年度に教員が専門知識・知見を活用して企業等の質問・要望にこたえて実施する技術指導及びコンサルティング等の業務について，その対価を得る「学術指導制度」を新設した。学術指導から共同研究等への進展が期待されるほか，研究活動等における財務基盤の強化が図られた。
（平成 30 年度受入実績：３件，1,303 千円）
【平成 31 事業年度】
・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施したことにより，平成 31 年度の受入実績は，件数 13 件，金額 4,986 千円と過去最高となった。

○産学官連携を推進するためのマネジメント強化等の取組　計画番号【70】【34】
【平成 28～30 事業年度】
・　平成 30 年 10 月から，産学連携体制の推進及び研究活動等の財務基盤強化を目指し，共同研究契約に新たに間接経費（10%）を設定し，関係規程の改正を行うことで，共同研究に係る必要経費の確保及び間接経費の増加を図った。
（平成 30 年度間接経費受入実績：22 件，1,897 千円）
【平成 31 事業年度】
・　秘密保持契約に係る誓約書の提出を求めるための学内ルールとして，「共同研究契約等における誓約書ガイドライン」を制定した。企業との共同研究等に学生を研究協力者として参加させる場合，教員，学生が守らなければならない最低限の事項をガイドラインとして示すことにより，企業等からの共同研究等の受入れを促進する取組となった。
・　産学連携体制の推進及び研究活動等の財務基盤強化を図るため，共同研究に係る必要経費の確保及び間接経費の増加を図った結果，前年度から比較して 61 件増，7,939 千円の増収となり，自己収入の増加に大きく貢献した。
（平成 31 年度間接経費受入実績：83 件　9,836 千円）

○管理的経費抑制のための取組　計画番号【71】
・　共通の観点 74 ページ参照

○効率的な資金運用の取組　計画番号【71】
・　共通の観点 75 ページ参照

○学部改組等に伴う教育研究スペースの整備　計画番号【72】
【平成 28～30 事業年度】
・　学長戦略室と協同して学内共同利用スペース等の捻出を図り，平成 28 年度には新たな建物を増やすことなく，施設の再配分とリノベーションで学部改組等に伴う教育研究スペースとして約 2,800 ㎡の整備を実施した。
【平成 31 事業年度】
・　平成 31 年度には新設研究科及び新設学科の教育研究スペースとして確保した約 420 ㎡の整備を実施し，第３期中では延べ 3,220 ㎡の整備を完了した。

○「施設キャラバン」の実施　計画番号【72】
【平成 29～30 事業年度】
・　平成 29 年度から継続して部局の予算管理責任者である部局長（教員）等と施設環境部が直接対話を行う「施設キャラバン」を実施している。部局長等からは，部局の抱える課題等を直接説明できること，また，施設マネジメント等に関して理解するための十分なコミュニケーションを図ることができたと好評である。この「施設キャラバン」において収集した情報を基に整備計画を取りまとめ，教職協働の活動として継続して実施することとしている。
　また，施設・設備・環境の内部質保証を保つため，施設キャラバンを活用した自己点検・評価実施要項を策定した。
【平成 31 事業年度】
・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

２．共通の観点に係る取組状況

○自己収入の増加に向けた取組　計画番号【69】

・　平成 27 年度に「弘前大学基金」，平成 28 年度に個人寄附の税制上の優遇措置の対象となる特定基金として「弘前大学修学支援基金」を新たに設けるとともに，クレジット決済の導入，遺贈に関する信託銀行との提携など多様な寄附方法を導入し，積極的な募金活動を行った。

・　平成 27 年度に基金を専任で担当する学長特別補佐（県の経済担当部局長経験者）を採用，平成 30 年度は副理事（地元金融機関支店長経験者）を採用（平成 30 年から２名体制へ増強）し，地元企業・首都圏・関西方面等に渉外活動を実施した。令和元年度の渉外活動では，これまで一度も訪問したことのない企業の新規開拓（68 件，5 百万円）にも結びつくとともに，日常的な企業訪問により，大学と地元企業との連携促進にも寄与している。

・　平成 29 年度に，青森県内に就職を希望する県内出身学生に対する給付型奨学金制度として「トヨペット未来の青森県応援事業」を創設した。奨学生と企業トップとの懇談の実施などにより，以降，企業からの継続的な支援を確保している。

・　募金活動促進のために過去の企業訪問状況，寄附実績，取引実績，卒業生の採用実績，受託研究及び共同研究等の外部資金受入実績，本学卒業生が代表を務める企業等をデータベース化した本学独自の寄附管理システムを構築し，戦略的・計画的な渉外活動を展開できるようにした。

・　令和元年度の弘前大学創立 70 周年に向け，同窓生等に対するダイレクトメールの発送，学長以下の役員及び基金担当専任幹部職員による企業訪問，本学独自の寄附管理システムに基づく訪問先の戦略的なリストアップなどに努めた結果，70 周年記念事業への寄附は，目標額の 1 億円を 12 百万円上回る実績を達成した。さらに，弘前大学基金を含む寄附金全体の受入実績についても，新たな寄附講座の開設を含め，平成 27 年度の 828 百万円に比べ 26.1%増加の 1,044 百万円となり，目標値の 10%を大きく上回る成果となった。

・　この結果，平成 28 年度から令和元年度の弘前大学基金を含む寄附金全体の受入平均実績は，平成 27 年度の 828 百万円に比べ 16.5%増加の 965 百万円となり，目標値の 10%を大きく上回る成果を実現している。

なお，新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴う学生アルバイトの自粛要請や経済情勢悪化によるアルバイト先からの解雇により生活困窮学生の増加が想定されたため，早急な学生支援が必要と判断し，寄附金の増収により得られた財源を活用することとして，「弘前大学基金」から事業費 10 百万円を拠出し「生活支援奨学金貸付事業」を起ち上げ経済支援を行うこととした。

○管理的経費抑制のための取組　計画番号【71】

・　管理的経費等の抑制，自己収入の増加により健全な財務基盤の構築を目指す「第３期中期目標期間における管理的経費のコスト削減計画」を策定し，①物品等の一括調達，②役務等の契約内容の見直し，③資源ゴミ等のリサイクル，④ペーパーレス化，⑤エネルギー費の節減など，全学を挙げて取り組んできた。

特に，平成 30 年度に「電力自由化」に伴う電力会社間の競争激化を踏まえ，電力料金の大幅な削減の可能性について電力会社と再三の協議を行った結果，全団地一括での５年間の長期契約に変更することで契約単価の大幅な割引につながり，新たに 27 百万円の削減効果が生まれ，平成 31 年度には平年度化により更に８百万円増の 35 百万円の削減効果が得られた。これにより，第３期中期目標期間中の総額では 168 百万円の大幅な削減効果が見込まれることとなった。

・　電力料の削減により得られた財源を活用し，若手研究者の外部資金獲得に向けた研究費の支援や，大学院生や外国人留学生への修学支援などの教育研究における重点施策へと再配分することで，教育研究のより一層の充実が図られた。

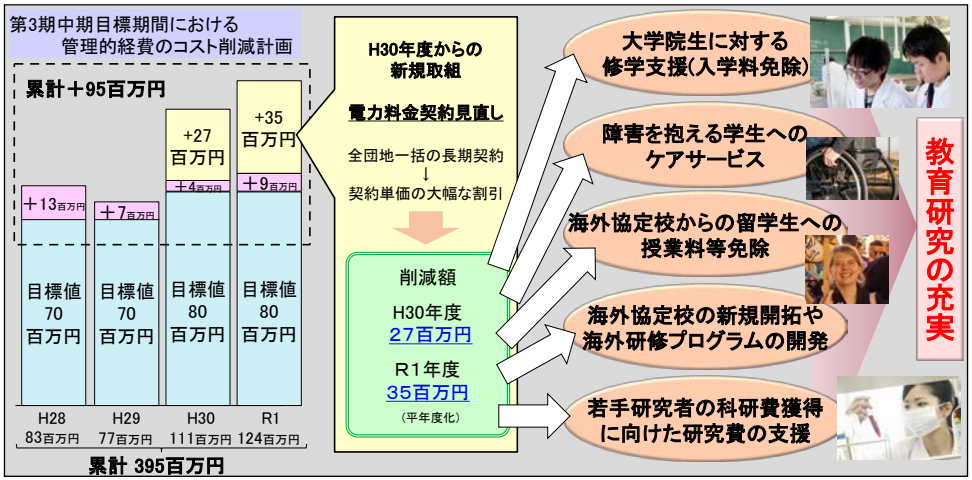

○効率的な資金運用の取組　計画番号【71】

・　国立大学法人法第 34 条の３における業務上の余裕金の認定基準（第Ⅰ）の認定を平成 30 年２月に受けたことに伴い，平成 30 年度に「国立大学法人弘前大学余裕金運用規程」を改正し，運用可能な金融商品の拡大や運用体制の整備，金融商品の売却などを新たに定めた。

平成 31 年度は，債券市場の動きに対応した迅速な売買を可能とするため，更に必要な規程改正を行った結果，以下の運用収益が得られた。

国債については，保有する 800 百万円の債券価格が上昇したとから売却したことにより，年間受取利息 7 百万円の約 4.4 倍となる 31 百万円の運用収益を獲得することができた。

社債については，当初，運用額 1,000 百万円に対し年間運用収益を８百万円と見込んでいたが，購入した 1,000 百万円のうち，債券価格が 1.7%～2.4%上昇した 800 百万円を売却したことにより，受取利息 6 百万円の他，売却益 18 百万円を含む 24 百万円の運用収益を獲得することができた。このことは，当初計画の３倍，運用利率 2.4%と高い運用実績である。

なお，獲得した運用益は本学学生の留学支援や外国人留学生の学修支援の原資とした。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(3)　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
①　評価の充実に関する目標

中期目標	【37】大学の機能強化を図ることを目的とした，新たな評価・改善システムを確立する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【73】 組織の強みや特色の伸長を重視した評価項目や評価基準等を策定し，自己点検及び外部評価からなる新たな評価制度を開発し，全ての教育研究組織（分野）において実施する。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 組織評価について組織の活性化を目的に新たな評価制度を構築した。この制度では，教育研究活動等の状況や多様な評価指標（共通評価指標，選択的評価指標，チャレンジ指標）を定め，平成 29 年度から IR 等を活用して部局ごとに評価を実施した。 さらに，組織評価の結果を踏まえ，部局の教育研究等の質の向上及び機能強化に資する予算として，メリハリのある経費配分（学部・研究科で予算配分総額に対し最高 25.8%，最低 8.3%）を実施した。 ○ 平成 30 年度において，各学部・研究科，附置研究所を対象に，学外有識者６人で構成される評価委員による外部評価を実施した。評価委員のうち５人は，元国立大学長，元私立大学長，現職公立大学長，元国立大学学部長，現職国立大学研究科長であり，本学のこれまでの取組について，学外有識者の視点による本学の伸長させるべき点，改善すべき点等，今後における本学の教育・研究・地域貢献等の取組に活用・反映させるべき貴重な意見を得ることができた。これらの貴重な意見は，報告書にまとめ，ウェブ上で公表した。 ○ 以上のように，組織評価の構築にとどまらず，組織評価の結果を踏まえた新たな予算配分を行い，全ての教育研究組織の機能強化に繋げる取組を行った。	○ 国の方針を踏まえた今後の国立大学が目指すべき方向性等を考慮し，本学が伸張・強化すべき指標を評価項目に追加することや，評価全体の評点のバランスを見直して，より精度の高い評価システムを構築する。 ○ 整備した内部質保証体制に基づき，自己点検・評価を実施し，教育研究等における質保証を図る。

	【73】 これまでの組織評価の結果を分析し，本学における組織の強み・特色を出すため，組織評価の項目等の見直しを行う。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【73】 ○ 組織評価については，これまでの実施状況等を踏まえて，評価項目等の見直し（10 項目）を行った。その上で，部局における強みや特色等について，より綿密に把握し，その内容と今後の運営に反映させるため，前年の 1.5 倍の時間をかけて部局ヒアリングを実施した。 ○ この組織評価や教員業績評価等も取り入れた「弘前大学における内部質保証の基本方針」を策定し，内部の質を保証する体制を整えた結果，機関別認証評価の訪問調査時において高い評価を得た。 ○ 以上のように，組織評価の改善にとどまらず，大学全体の内部質保証システムの一部として位置付けた。	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(3)　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
②　情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	【38】戦略的な広報を推進し，本学の教育・研究活動等の情報を積極的に国内外へ発信する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【74】 広報マネジメント体制を強化するとともに，民間手法を活用した企画競争による新たな広報活動を展開する。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 広報の戦略的取組として，「メディアを活用した戦略的取組」と「広報マネジメント体制の強化（オウンドメディアの活用）」を重点的に行ってきた。 ○ 平成 29 年度から各部局に広報支援員を配置し，メディアへの積極的なプレスリリースや HP 等での情報提供の強化を開始した。平成 30 年度には他大学の先進事例を学び，技術指導やワークショップ等の広報研修会を行い，全学的広報マネジメント体制の強化を図った。 これらにより，メディアへのプレスリリース件数の増加や公式 HP 等への情報提供件数が増加し，メディアへの露出件数が平成 27 年度と比較し 122 件（1.1 倍）増加した。 ○ 平成 29 年度から朝日新聞全国紙への全面広告掲載，AERA ムック本の発行，スタディプラスと連携した情報提供等を行い，多様な媒体を駆使することで，あらゆる世代に対し年間を通じて本学の教育，研究，社会貢献活動の取組を発信し，知名度・認知度の向上，ブランド力の向上を図った。 ○ 以上のような戦略的な取組を継続して実施してきたことにより，日本経済新聞社が上場企業等に行った大規模な大学イメージ調査の結果，全国の国公私立大学の中で今後採用を増やしたい大学の１位に本学がランク（平成 30 年６月発表）されたことにもつ	○ マスメディアに取り上げられることが，大学への関心や信頼を高めることに直接的につながっていくことが明らかになってきた。さらに，メディアとの良好な関係を築くことを目指し，効果的な職員研修会等を実施し，全学的な広報マインドの質を高め，広報マネジメント体制の強化，メディアへの露出件数の増加を図る。 ○ 日経新聞の全国的な調査において，全国１位の大学になったことは，本学の教育の成果であるとともに，これまでの広報戦略が有効に寄与してきた証であると思われる。 今後も引き続き広報マネジメント体制を強化することにより，中期計画で想定していた以上に，実際の広報成果を更に上乗せしていく予定である。

				ながった。	
	【74】 学内の広報マインドの醸成を図り，全学一体となった広報活動について検討するとともに，企画競争等により複数のメディア媒体を活用した民間手法を取り入れ，本学の教育，研究，社会貢献に関する広報活動を引き続き展開する。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【74】 ○ 動画による情報発信をテーマとし，効果的に視聴者に伝わる動画を作成するための知識と技術を身につけるための広報研修会を，広報支援員を中心に２回実施した。その際，１回目の研修受講者を２回目の研修の指導補助者にすることにより，多くの職員に広報マネジメント意識を高めるようにした。 実際研修後には本学公式 YouTube チャンネルに新たに 16 件の動画が公開されたほか，部局でも動画を作成し活用する動きが広がってきた。 ○ 全国紙の全面広告を含む広報企画を継続して行ったところ，首都圏，近畿圏，福岡県で実施された新聞広告共通プラットフォーム（J-MONITOR）の調査では，「地域に開かれた大学である」「地域の問題に取り組んでいる」等の項目の理解が特に増したことから，本学の学生の出身地の多くを占める東北・北海道以外の地域でも本学の知名度・認知度の向上，ブランド力の向上につながった。 ○ AERA ムックという知名度の高い冊子の抜き刷りを，高校だけでなく企業にも配付したことにより，創立 70 周年記念事業募金の目標金額達成に貢献する等，年度計画を上回る成果を実現することができた。	
【75】 各種メディアを活用し，本学の活動状況や活動成果に関する情報を国内外へ積極的に発信し，平成 27 年度と比較し，HP 等へのアクセス件数を 1.5 倍にする。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○「広報マネジメント体制の強化（オウンドメディアの活用）」の一環として，平成 28 年度にはキャンパスツアーのウェブサイトをリニューアルした。平成 29 年度には紙媒体による広報誌をウェブ化しウェブマガジン「HIROMAGA」を公開するとともにに，ドローン映像や学生のキャンパスライフをクローズアップした視覚のみで伝わる斬新な作りの動画を公開した。また，SNS（公式 Facebook，Twitter，Instagram）を積極的に活用した。 ○ 平成 29 年度の公式 HP 等へのアクセス数は平成 27 年度の 1.34 倍になったが，平成 30 年度は SNS の効	○ すでに中期計画の目標であるアクセス件数 1.5 倍を４年目の平成 31 年度に達成しており，今後も公式 HP，SNS（公式 Facebook，Twitter，Instagram）を活用した情報発信を充実し，特に動画を積極的に活用した広報を推進することで，中期計画策定時の想定を大きく上回る成果を実現する見通しである。

				果が現れ始め，SNS からの流入数が前年度の 2.8 倍に急増し，その結果，公式 HP 等へのアクセス数は平成 27 年度と比較し 1.48 倍にまで増加した。	
	【75】 引き続き学内イベントや研究成果の公表，教育活動の成果等を，学内外へ発信し，大学ウェブサイトや SNS を活用した情報発信を積極的に展開するとともに，周知活動を強化する。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【75】 ○ 公式 HP，SNS（公式 Facebook，Twitter，Instagram）による情報発信を更に充実させるとともに，動画により学生の活動や学内外のイベント，最先端の研究を積極的に発信する活動を開始した。本学公式 YouTube チャンネル登録者数は，前年度と比べ 1.9 倍になった。 ○ ウェブマガジン「HIROMAGA」について，10 月から毎月 1 回，在学生の保護者向けにメール配信を開始した。これまでは保護者とのコミュニケーション手段は各学部で実施される年 1 回の懇談会に限られていたが，新たな保護者とのコミュニケーションの手段を導入することで，本学の取組をより広く，深く理解してもらうことにつながっている。 「HIROMAGA」については，定期的に閲覧するリピーターも増えるなど，ウェブマガジンとして定着しており，アクセス数は前年度と比べて 1.32 倍に増加した。 ○ 広報研修を受講した職員が，ボランティアセンターの広報活動において，SNS 等を活用した新たな情報発信を展開した結果，平成 31 年度のアクセス数は平成 29 年度の 2.5 倍となった。これにより，平成 31 年度のボランティアセンター事業への地域からの参加者が平成 29 年度の 1.2 倍の 2,050 人となり，ボランティアセンターの活動が広く周知された。 ○ 31 年度の HP 等へのアクセス件数は平成 27 年度の 1.79 倍となり，第 3 期中期計画の目標である 1.5 倍をすでに上回った。 さらに，アクセス数の大幅アップについて学内にフィードバックすることにより，各部局の広報担当職員のモチベーションのアップにもつながっており，インナーコミュニケーションの活性化につながるなど，年度計画を上回る成果を実現している。	

（３） 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

１．特記事項

○新たな教員業績評価の導入及び人事・給与制度の構築 計画番号【58】

【平成 28～30 事業年度】

・ 平成 28 年度に，教員の多岐にわたる活動や組織に対する貢献度の評価を取り入れた新たな教員業績評価制度を構築した。２年間試行的に実施した結果を踏まえ，従来評価の結果との比較，教員の評価類型（Ⅰ型・Ⅱ型）間や部局間での評価結果の分布状況などを分析，総合的に判断し，平成 30 年度業績に係る評価から新制度を導入・実施した。新制度の特徴である組織への貢献度評価導入の成果として，教員個人の業績評価にとどまらず，大学の特色や方向性を意識した教育研究活動が促され，大学の機能強化につながっている。

【平成 31 事業年度】

・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

・ 大学を取り巻く状況の変化に合わせて，評価項目・評価基準の見直しを毎年行うこととしており，新たに８件の評価項目を追加し，多岐にわたる教育研究活動を漏れなく評価できるよう整備した。

平成 30 年度から新制度による教員業績評価を実施したことに伴い，全ての教員の給与に評価結果を反映するため，関係規程等の改正を行い，給与等へ反映した。

年俸制適用教員の評定については，全学教員人事委員会で「国立大学法人弘前大学年俸制適用職員の評定基準」の見直しを行い，教員業績評価の結果を直接年俸へ反映させる制度へ変更した。変更後の基準に基づき，６月に 125 人の年俸制適用職員の評定を行い７月に年俸額を決定し，高い評価を受けた教員については最大で号俸を２号俸アップ（+2,112 千円，約 22.5%），反対に低い評価を受けた教員は１号俸ダウン（△1,320 千円，約△11.5%）するなど，直近の業績評価に基づいたメリハリのある年俸となった。

教育職俸給表適用教員については，「国立大学法人弘前大学職員の勤勉手当成績率決定基準」，「国立大学法人弘前大学職員の昇給の実施基準」等を改正し，直近の教員業績評価の結果を６月及び 12 月支給の賞与並びに令和２年１月の昇給に直接反映させた。

さらに，全学教員人事委員会において，教員の選考にあたり，「当該候補者の教育，研究業績に加え，社会貢献，管理運営への参画状況並びに人物像について十分に確認するとともに，教員業績評価の結果について勘案するものとする」旨を申合せ，選考を行った結果，不承認とした例もあった。

○組織評価結果に基づくメリハリある経費配分について 計画番号【73】

【平成 28～30 事業年度】

・ 組織評価について，教育研究活動等の状況や多様な評価指標（共通評価指標，選択的評価指標，チャレンジ指標）を定める等の見直しを行い，新たな評価制度を構築した。平成 29 年度からは IR 等を活用して評価を実施し，評価結果に基づいた経費配分を行う等，大学運営に活用している。

なお，評価結果を踏まえた経費配分については，部局の教育研究等の質の向上及び機能強化に資することを目的にメリハリのある経費配分（学部・研究科で予算配分総額に対し最高 25.8%，最低 8.3%）を実施している。

【平成 31 事業年度】

・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

・ 平成 31 年度実施の組織評価についてはこれまでの実施状況等を踏まえて，評価項目等の見直し（10 項目）を行った。その上で，部局における強みや特色等について，より綿密に把握し，その内容と今後の運営に反映させるため，前年の 1.5 倍の時間をかけて部局ヒアリングを実施し，評価結果を確定している。

○自己点検及び外部評価の体制整備・実施 計画番号【73】

【平成 28～30 事業年度】

・ 平成 30 年度に，各学部・研究科，附置研究所を対象に，学外有識者６人で構成される評価委員による外部評価を実施した。評価委員のうち５人は，元国立大学長，元私立大学長，現職公立大学長，元国立大学学部長，現職国立大学研究科長であり，本学のこれまでの取組について，学外有識者の視点による本学の伸長させるべき点，改善すべき点等，今後における本学の教育・研究・地域貢献等の取組に活用・反映させるべき貴重な意見を得ることができた。これらの意見は，報告書にまとめ，ウェブ上で公表した。

【平成 31 事業年度】

・ 本学の PDCA サイクルの実施状況を踏まえ，「弘前大学における内部質保証の基本方針」を策定した。各業務の責任者や改善方策の策定手順等を明文化することにより，内部質保証体制をより確実なものとした。

○広報マネジメント体制の整備と情報発信力の強化　計画番号【74】【75】

【平成 28～30 事業年度】

・　広報マネジメント体制の強化（オウンドメディアの活用）のため，平成 29 年度から各部局に広報支援員を配置し，広報の重要性や情報発信技術を学ぶための広報研修会を実施して全学的な広報マネジメント体制の強化を図った。これにより，メディアへの積極的なプレスリリースや公式 HP での情報提供強化につながった。また，平成 29 年度から朝日新聞全国紙への全面広告掲載，AERA ムック本の発行を行い，あらゆる世代に対して教育・研究活動を発信することで，知名度・認知度の向上，取組への理解及びブランド力の向上に貢献してきた。さらに，紙媒体の広報誌を WEB 化した WEB マガジン「HIROMAGA」を公開するとともに，公式 HP，公式 SNS 等により積極的な情報発信を継続的に行ったことにより，平成 30 年度は，特に SNS からの公式 HP へのアクセス数が平成 29 年度 6,401 件であったものが，17,928 件と 2.8 倍に増えており，その結果，公式 HP 等へのアクセス数が平成 27 年度と比較し 376,410 件増加し 1.48 倍になった。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

・　視聴者に伝わる動画作成の知識と技術を身につけるための広報研修会を実施し，動画による発信を増やしたことで，本学公式 YouTube チャンネル登録者数が平成 31 年度には約 100 人増加した。また在学生の保護者を WEB マガジン「HIROMAGA」の新たなターゲットと位置付け，直接大学の情報を知ってもらい，親しみを感じてもらうことを目的として，更新情報を毎月メールで配信することを開始した。これによって，これまで大学から保護者への情報発信は入学時の保護者懇談会と年１回の保護者懇談会のみと希薄であったものが，毎月定期的に旬な情報を提供することが可能となり，保護者からの WEB マガジン「HIROMAGA」へのアクセス数も増えた。これら総合的な効果により，平成 31 年度の公式 HP 等へのアクセス数が平成 27 年度と比較し 625,566 件増加し 1.79 倍となり第３期中期計画の目標である 1.5 倍を大幅に上回る結果となった。アクセス数がアップしてきたことで，情報提供する学内教職員が本学の良さを再認識する機会となり，広報に対するモチベーションがアップし，インナーコミュニケーションの活性化につながった。また，AERA ムックという知名度の高い冊子を企業訪問の際に活用したことで，創立 70 周年記念事業募金の目標金額達成にも貢献した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(4)　その他業務運営に関する重要目標
①　施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	【39】教育・研究活動等の多様化に対応し，安全で環境に配慮した施設を整備する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【76】 多様化する教育・研究活動等に対応し，国の財政状況等を踏まえ，安全・安心で環境に配慮した施設を整備するとともに，既存施設等の修繕計画を策定し，計画的な維持保全を行う。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 耐震性の低かった創立 50 周年記念会館及び事務局庁舎の耐震改修工事を実施し，学内建物の耐震対策工事は平成 28 年度に完了した。照明の LED 化，やバリアフリー対策としての身障者用エレベーターの新設及び多目的トイレやスロープの整備も合わせて行った。 ○ 老朽化が進行している基幹設備（インフラ）に重点を置いた「国立大学法人弘前大学インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成 28 年度に策定した。 ○ 稼働率の低かった施設を自己財源にて取り壊し，その跡地に地域産学官連携科学技術振興事業費補助金を用いた健康未来イノベーションセンターの新営工事を平成 29 年度に実施した。 ○ 平成 28 年度に策定した「国立大学法人弘前大学インフラ長寿命化計画（行動計画）」を基に，財務部と協議を重ね，限られた予算の中でも安定して建物や設備の維持保全ができるよう，平成 29 年度からは，施設保全のための予算配分を受けることができるようになった。 ○ 学生生活実態調査において要望の声が多かった講義室等の環境改善のため，空調設備の全学的な調査を実施し，学長のリーダーシップの下，年度の途中から補正予算を策定し，３か年で完了させる整備計	○ 本学における既存施設等の修繕計画やインフラ長寿命化計画については，【72】のように施設キャラバンにより学内の共通認識を形成しながら策定した。さらに，文部科学省と幾度も協議を重ね，国の整備方針や本学の整備方針を踏まえた施設整備を着実に実施してきたことが高評価を受け，例えば，平成 31 年度には施設整備費補助金事業において，S評価を受けていた７事業すべてが予算化された。 ○ その結果，学内財源を別の学内整備に充てることができるようになり，施設の維持保全整備について，事後保全となりそうな案件についても先回りをした整備が当初の想定以上に進んでいる。 ○ このように，学内での十分な調整と計画の策定，国の基本方針を適切な反映した計

				画を実施している。	画的な実施により施設の維持保全にかかる好循環システムが構築でき，中期計画当初の想定以上に維持保全が推進される見通しである。 ○ 令和２年度の補助金についても，全国の予算配分の伸びを上回って本学が採択することができている。 （単位：百万円） 施設整備費補助金 年度 / 本学分 / 全国分 H31 / 1,100 / 34,694 R2 / 1,305 / 36,109 ※補正分は除く
	【76-1】 本学の施設整備方針に基づき，施設・設備の整備を推進する。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【76-1】 ○ 前年度に実施した研究室等に設置されている全ドラフトチャンバーの点検を踏まえ，不具合が発生している装置等の機能改善修理をすべて実施した。 ○ 令和元年度事業化された病棟新営整備事業については，課題等を事前に把握するための基本設計業務や工事の支障となる既存施設の解体等の工事を自己財源にて進めていたことから，スムーズに事業に着手することができた。 ○ ３か年計画で進めていた講義室等の空調設備の２年目の整備において，施設整備費補助金による事業化が決定されたため，自己財源にて整備することとしていた部分についても一部前倒しで整備することができた。	
	【76-2】 インフラ長寿命化計画の行動計画を踏まえ個別施設計画の策定を計画的に実施する。		Ⅳ	【76-2】 ○ 維持保全コストを平準化した事後保全から，将来の財政状況も見通しつつ，安全性を最優先として施設をできる限り長く使う長寿命化保全への転換を図ることを目的とした「インフラ長寿命化計画の個別施設計画」を１年前倒しで策定した。策定した当計画は，本学のキャンパスマスタープランの取組を補足	

				する資料としても利用していく。 ○ 延べ面積 200 ㎡以上の主要建物 174 棟すべてを，外注することなく施設環境部職員自らが直接点検し，施設全体の維持管理について計画的修繕が実施できるよう施設ごとの状態を診断した本学独自の保全カルテを作り上げた。	
【77】 教育・研究組織の再編を踏まえ，キャンパスマスタープランを見直す。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 個々に進めていた作業について，施設環境部内で結成したプロジェクトチーム内で作業計画を見直すこととした。当初は一つの団地が完成した後，次の団地の作成に取りかかる予定としていたが，共通する部分は３団地分をまとめて策定する方針へ転換したことにより効率的に作業を進めることができたため，より内容を充実させることが可能となった。 ○ 現在の本学を取り巻く状況を多角的に捉え，キャンパスの持続性・継続性を具現化し，次世代に引き継ぐための将来の姿を想定した施設整備計画を，本町キャンパス分については平成 31 年度末，学園町キャンパス分については令和２年度末までに策定予定としていたが，大幅に前倒しして策定した。	○ 中長期的なキャンパスマスタープランの策定が想定以上に進んだため，更に踏み込んだ実施計画としてサステイナブル・キャンパスの形成を施設整備方針とした弘前大学第５次施設整備５か年計画（2021～2025）を早期に策定することができた。 さらに，その実施計画を踏まえた植栽及び緑地保全プランや，環境負荷の低減とその対策に努めるための温室効果ガス排出抑制の実施計画をあわせて策定した。 ○ プランを策定・更新することにとどまらず，できる限り早期に実現に移すことを目指して取り組んだ結果，計画を上回る，よりきめ細やかで全体に行きわたる実施計画・維持保全を推進することができ，実質的なキャンパスマスタープランとして，中期計画を上回る成果を実現するとともに，第４期にもつながるものとしていく。
	【77-1】 本町団地のキャンパスマスタープランを策定し，教育・研究施設等の機能強化・長寿命化への対応や，競争的スペースや共通的スペース等の共同利用スペースの有効活用を踏まえた戦略的な施設マ		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【77-1】 ○ キャンパスマスタープランの基本方針に基づき，本編，緑地保全マスタープラン編，資料編から構成される本町団地のキャンパスマスタープランを策定した。特に，長期的な観点で戦略的な施設マネジメン	

	ネジメントを実施し，安全で安心な教育研究等の場を提供する。			トができるよう，現在の本学を取り巻く状況を多角的に捉え，キャンパスの持続性・継続性を具現化し，次世代に引き継ぐための将来の姿を想定した施設整備計画を資料編へ取り入れた。 ○ インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を１年前倒しで策定したことに伴い，弘前大学第５次施設整備５か年計画（2021～2025）についても１年早めて策定することができた。	
	【77-2】 学園町団地のキャンパスマスタープランについて，概要及び問題点の把握，整備方針を含めた作業計画等の策定を進める。		Ⅳ	【77-2】 ○ キャンパスマスタープランの基本方針及び本編資料を踏まえ，学園町キャンパスにおける，現状と課題・問題の把握，整備の方向性等について施設整備計画も取り込みまとめた。 ○ インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を１年前倒しで策定したことに伴い，弘前大学第５次施設整備５か年計画（2021～2025）についても１年早めて策定することができた。	
【78】 全学情報基盤システムの運用状況の調査及び更新を行うことにより，情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを適切に運用し，安心・安全なデジタルキャンパス環境整備の一層の充実を図る。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） （平成 28 年度） ○ 既存の情報セキュリティポリシーを抜本的に見直し，関連規程等の全面的な改訂により，全学の情報管理の一元化や責任体制の明確化，インシデント対応チームの設置等，全学的な情報セキュリティ推進体制を構築し，情報セキュリティ対策の一層の強化を図った。また，情報セキュリティマネジメントの適切な運用を図るため，情報資産の運用状況調査を行い，ネットワーク接続機器検索システムを構築した。これにより機器の調査及び使用者への連絡を迅速に行うことが可能となり，情報セキュリティマネジメント体制が大幅に強化された。さらに，情報セキュリティ対策を組織的かつ計画的に実施するため，弘前大学情報セキュリティ対策基本計画（平成 28～30 年度）を策定した。 （平成 29 年度） ○ 弘前大学情報セキュリティ対策基本計画における情報セキュリティインシデントの発生を前提とした多重的セキュリティ対策を踏まえて，学内 LAN 設備更新基本方針を策定した。また，情報セキュリティマネジメントの適切な運用を図るため，情報セキュ	○ 情報セキュリティ対策機能が向上した学内 LAN 設備の適切な運用を図るとともに，既存の情報基盤システムに学務情報システムを統合し，情報セキュリティ対策を強化した新情報基盤システムを導入する。また，情報セキュリティポリシーの不断の見直しを図ることにより，より安心・安全なデジタルキャンパス環境整備の一層の充実を図る。

				リティ内部監査及び外部監査を実施した。 （平成 30 年度） ○ 学内情報基盤環境の充実を図るため，学内 LAN 設備更新基本方針に基づき，仕様書を策定し，平成 31 年度の運用開始に向けた調達手続きを進めるとともに，情報基盤システム更新基本方針を策定し，仕様書案を作成した。また，情報セキュリティマネジメントの一層の強化を図るため，情報セキュリティ内部監査及び外部監査の実施内容を見直しの上で実施した。 ○ さらに，平成 30 年 5 月に発生した情報漏えいの対策として，情報基盤システムにおける主要サービスに対する国外からのアクセス制限，多要素認証の設定，フィッシングメール対策としての攻撃メールを検知し除外するシステムを導入し，再発防止策を実施した。	
	【78-1】 より安心・安全なデジタルキャンパス環境とするため，全学情報基盤システム及び学内 LAN を滞りなく更新し，事業継続マネジメントを適切に運用する。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【78-1】 ○ 令和２年３月，情報基盤システムにおける情報セキュリティ対策機能を統合した新学内 LAN 設備を導入し，運用を開始した。 ○ 光ファイバー網の再敷設と基幹スイッチ等の機器の大規模な再構成により，機器の故障によるネットワーク障害のリスクを従前の設備より大幅に低減させた事業継続性の高いネットワーク環境を整備した。 ○ さらに，入口対策，内部対策，出口対策を重視した多重的セキュリティ対策システムを新たに導入・強化したことにより，従前以上のセキュリティ機能でのネットワーク管理が可能となった。 ○ これらの機能強化により，本学の業務遂行に資するより安心・安全なネットワーク環境の整備を実現した。加えて，情報基盤システム更新基本方針に基づき，学務情報システムの統合や情報セキュリティ対策を一層強化した新情報基盤システムの仕様書を策定し，令和２年度の運用開始に向けた調達手続きを進めた。	

				○ 以上の取組により，より安心・安全なデジタルキャンパス環境の整備に向け，大学の基幹インフラとして，強固な情報セキュリティ環境による事業継続性の高いシステム構築を実現した。	
	【78-2】 情報システム運用の向上のため，情報セキュリティポリシーを含む規程の見直し及び全学情報システムの管理運営組織を設置し，適切な情報セキュリティマネジメント運用が可能な体制を整備する。		IV	【78-2】 ○ 平成 31 年４月，本学における情報戦略の企画・立案及び情報システムの管理運営並びに情報セキュリティを統括する組織として，新たに「情報連携統括本部」を設置した。従前の組織に比して，本部長に情報担当の理事・副学長を置き，全学情報システムの管理運営組織に格上げするとともに，情報セキュリティポリシーを含む関係規程の見直しにより，学内各部局との連携体制も含めた全学の情報セキュリティマネジメントの運用体制を確立した。 ○ さらに，令和元年９月には，情報セキュリティ対策のさらなる強化を組織的かつ計画的に実施するため，弘前大学サイバーセキュリティ対策等基本計画（令和元～３年度）を策定した。同計画に基づき，CSIRT 等の組織強化や情報セキュリティポリシーの整備，情報セキュリティ教育・監査の実施，IP アドレス管理やアクセス監視などの技術的対策を継続して実施することに加え，新たに情報漏洩等のリスク分析に向けた各部局保有の保護情報の調査・把握，各部局で運用中の各種情報システムの調査・把握，東北地区の国立大学における情報セキュリティの相互監査体制の検討など，セキュリティ対策強化のための取組を推進した。 ○ 加えて，なりすまし防止対策の抜本的な強化を図るため，Microsoft のクラウドサービスである Office365 の多要素認証の導入を徹底し，全教職員への適用が完了したことにより，フィッシング詐欺等に対する大幅なリスク低減の効果が発揮できた。 ○ 以上のことから，新たに全学情報システムの管理運営組織を構築し，適切な情報セキュリティマネジメントが運用可能な体制を確立したことにより，大学本部のマネジメント機能を強化した。加えて，技術的な情報セキュリティ対策を一層強化したことにより，情報セキュリティリスクの低減が格段に図ら	

				れたことから，年度計画を上回って実施していると判断した。	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(4)　その他業務運営に関する重要目標
②　安全管理に関する目標

中期目標	【40】学生・教職員の安全衛生等に関する意識啓発により安全衛生管理を充実し，災害等を防止する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【79】 法令を遵守し，安全衛生に関する講習会を開催するなど安全管理関連の活動を実施し，安全管理の周知と知識を向上させる。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 安全衛生講習会を毎年度実施し，また，毎月実施している産業医職場巡視による指摘事項については，「産業医職場巡視指摘事項改善報告書」の提出を求め，改善状況のフォローアップを行うなど，安全衛生管理体制の充実に努めた。 ○ 学内に設置されている局所排気装置すべての現地点検を率先して実施し，不具合が発生している装置を把握した上で，計画的に修繕するよう検討を実施した。 ○ 「施設キャラバン」において部局が抱える安全衛生にかかる問題・課題についてディスカッションを行い，共通認識を持って協力し合うことを確認した。	○ 法令を遵守しながら，構成員の安全・衛生管理を図るため，施設キャラバンを通じて，部局等と協同して，問題点等の共有と改善に努める。 また，産業医や衛生管理者による職場巡視を確実に実施し，法令に準拠している環境を引き続き維持する。
	【79】 安全衛生に関する講習会の開催や産業医の職場巡視等を行う。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【79】 ○ 衛生管理者実務研修会（10 月実施，27 人参加）及び安全衛生講習会（11 月実施，31 人参加）を実施した。いずれも昨年度の開催方法・時期を見直した結果，参加者が増加した。 ○ 部局等に配置されている衛生管理者に対し職場巡視時の重点確認事項を毎月指導し，産業医職場巡視における指摘事項の低減を図った。	

				○ 平成30年度に行った学内に設置されている局所排気装置等の全数現地点検を踏まえ，不具合が発生している装置の機能改善修理を行った。 ○ 実験・研究環境の安全対策のため，実験室等に設置されている高圧ガスボンベの種別・本数を確認し，リスト化した。 ○ ３月に実施予定としていた普通救命講習会については，新型コロナウイルス対策として対面での講習会を中止し，資料を配布する自学講習とした。	
【80】 学生・教職員を対象とした総合防災訓練を行うなど防減災活動を実施するとともに，防災講習会等の開催により防減災に関する知識を啓発する。		Ⅲ		（平成28～30事業年度の実施状況概略） ○ 毎年実施している訓練を実践的でリアリティーのある訓練になるよう工夫を凝らし，実際の災害時には臨機応変に対応できるような訓練を計画・実行した。 ○ また，「災害時行動計画」，「本部機能早期確認マニュアル」，「応急危険度判定及びライフライン供給状況調査マニュアル」などを策定し，災害時に迅速かつ混乱なく対応できるように各担当者のスキルの検証も実施した。	○ 実践的でリアリティーのある訓練とするため，様々な手法・提案を積極的に取り入れ実施し，避難想定マニュアルを整備するなど，更なる発展を目指した訓練を実施する予定である。また，防減災に関する知識を啓発するため，着実に防災講習会を実施する予定である。
	【80-1】 地震，火災発生を想定した総合防災訓練，避難訓練等とともに，建物の応急危険度判定及びインフラ状況確認作業等，実践的な訓練を実施する。		Ⅲ	（平成31事業年度の実施状況） 【80-1】 ○ これまでの訓練に加え実践的な避難・防災訓練となるよう，文京町団地構内の他機関（放送大学）や民間人（レンタルラボ入居者）へも参加を促し，異業種参加型訓練とした。さらに，各部局の特性や施設の構造等を考慮した，より現実的な避難計画の策定を求め，訓練時に難状況を客観的に確認する点検者を定めて行動評価を実施した。その結果を事後検証にて課題抽出・改善につなげるPDCAサイクルを構築した。また，他団地においても，例年同様訓練を実施した。 ○ 入試等の際に，受験者が万全の態勢で試験に臨めるよう，試験時における本学施設等の適正な管理・運営体制について，入試課と調整の上マニュアルを策定した。	

	【80-2】 防災に関する講習会等の開催により，防災意識の高揚を図るとともに防減災に関する知識を啓発する。		Ⅲ	【80-2】 ○　新規採用者オリエンテーションにおいて防災対策に関する講習を４月に実施（87 人参加）したほか，所管する消防署の協力を得ながら，防災・防火に関する講習会を３月に実施予定としていたが，新型コロナウイルス対策として対面での講習会をやめ，資料を配布する自学講習とした。その中で文京町における総合防災訓練時に判明した課題等を整理，改善に向けた取組を周知することで，訓練のPDCA サイクルを構築した。	
【81】 構成員の安全意識を向上させるため，弘前大学ハザードマップを策定・公表する。		Ⅳ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 安心･安全なキャンパス作りに寄与することを目的とした「弘前大学ハザードマップ 2017」を平成 29 年度に策定した。 ○ 平成 30 年に発生した大阪の地震でのブロック塀倒壊死亡事故を受け，策定したハザードマップに基づき全学の危険個所について即座に現地確認をすることができ，注意喚起についても速やかに行った。本点検は，文部科学省からの点検実施依頼文書の発出前の地震発生の翌日にはすでに実施･完了している。さらに，全学会議に点検結果の速報版を報告するなど，迅速に安全対策に関する情報を全学へ発信するとともに，学長リーダーシップ経費により，すべてのブロック塀について自己財源による改修工事を実施した。 ○ 平成 30 年内に策定することとしていた「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」が年度当初に完成できたため，平成 31 年度に実施予定としていた施設環境部職員による施設点検パトロールを前倒して実施（３団地，総敷地面積約 40 万㎡）した。その結果を分析・評価のうえ，優先順位を決めて修繕計画に反映させ，平成 31 年度の本格実施を見据えた行動計画の更新作業を行った。	○ 平成 29 年度から継続して実施している施設キャラバンの中で部局等と積極的に情報交換する場を設けることによって，他部局等の構成員から危険箇所等の情報を提供してもらえるなど，安全安心の意識がより一層高まってきた。 ○ ハザードマップを更新するだけではなく，大学の構成員に対して安全意識を更に浸透させるため，読みやすい形のリーフレットを作成し配付する予定である。 ○ ハザードマップの本来の目的である危険をあらかじめ除去するという観点から，周辺自治体に積極的に働きかけ，除雪や道路の舗装修復などを含む現実問題の解決について，大学の自己財源を充当することなく実施されるなど，協働して安全で安心な環境を維持する仕組みが構築できつつあり，今後もこうした連携の強化を図っている。

					○ 以上のようなこれまでの取り組みと今後の見通しにより，中期計画を上回る成果が実現できる見通しである。
	【81】 弘前大学ハザードマップ，行動計画を踏まえ，施設・設備の整備を推進する。		Ⅳ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【81】 ○ ハザードマップを更新し，消防設備に関する情報及び構内の外灯の配置状況を新たに追加掲載し，災害時により役立つツールとなるよう改善した。 ○ 弘前市と積極的に対話をする機会を設け，大学敷地周辺における危険個所について情報提供を行い，道路の危険個所について，弘前市による修復工事が円滑に実施された。 ○ 青森県や弘前市に働きかけ，降雪時には協力し合いながら，本学構成員のみならず周辺住民等のための安全・安心が確保されるよう除排雪作業が実施される仕組みを構築した。 ○ ハザードマップというネガティブな事態への対応を図るだけでなく，環境美化というポジティブな面の対応を広げていくため，施設環境部職員が編集者となり，「キャンパス美化通信」を隔週で発刊し全学に配信した。自主的に環境美化活動について掲載するなど，部局等の美化意識の啓発に努めた。環境に関するコミュニケーションが高まり，部局から危険箇所についても連絡が入るようになるなど，安全安心の観点からも効果がもたらされた。 　枝による断線事故防止のために剪定した桜の枝について，これまでは業者が廃棄していたものを教職員へ無料配布することとし，こうしたことも施設コミュニケーションの向上に役立っている。	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(4)　その他業務運営に関する重要目標
③　法令遵守等に関する目標

中期目標	【41】法令等に基づく適正な法人運営を行う。 【42】情報セキュリティ環境の充実を図り，適正な情報管理を推進する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成 31 事業年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 令和２及び３事業年度の実施予定
【82】 研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に対する規範意識を徹底するため，説明会及び e-ラーニング等を活用し，競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して研究倫理教育を実施する。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 新採用職員研修及び新任教員ガイダンスにおいて，公的研究費の不正使用防止について説明した。また，教職員を対象に開催した科研費説明会においても公的研究費の適正な執行について周知徹底を図った。（平成 28 年度～） ○ 会計検査院の決算検査報告における指摘事項等について，学長名で各部局長宛てに通知し注意喚起を行ったほか，役員会及び事務連絡会議において周知徹底を図った。（平成 28 年度～） ○ 「教員発注に関する契約事務の手引き」を平成 28 年９月に改訂し，契約関係業務研修会において，調達手続きにおける教職員が遵守すべき基本的事項はもとより，不正経理等の防止についても周知を図った。 ○ 新規採用者，転入者等及び昨年度未受講の構成員に対し e-Learning によるコンプライアンス教育を実施し知識の向上を図ることとしており，受講状況を確認しながら本学において研究活動を行う全ての教職員に受講させている。併せて，同受講者から誓約書の徴取を行い不正経理防止に関する取り組みを行った。（平成 28 年度～） ○ 本学の取引先を訪問し，経営者等に対して，不正経理に係る最新情報を提供し，企業側のコンプライア	○ 令和２年度以降においても，引き続き公的研究費の不正使用防止に向けた学内教職員への周知徹底及び e-Learning によるコンプライアンス教育等に取り組むことから，令和２・３年度においても中期計画を確実に実施できる見通しである ○ 引き続き e-ラーニングプログラム(eL CoRE)を利用し，新規採用者及び一定期間経過者への受講を義務付け，研究倫理教育を行う。 ○ 研究不正防止に特化した講演会を開催し，更なる研究倫理意識の醸成を図る。 ○ 研究データの保存・管理等に関する研究者の意識向上のため，研究データ管理のガイドラインを作成する。

ンスの徹底を要請した。（平成 29～30 年度）

○ 平成 30 年 10 月に本学職員のコンプライアンス意識の向上を図るため，公正取引委員会講師による不正取引に関する基礎知識から違反事例等についての講義「官製談合防止法等に関する研修会」を初めて開催し，83 人が参加した。

【公正な研究活動推進の取組】

○ e-learning による研究倫理教育

平成 27 年度から，全教職員に e-learning を活用した研究倫理教育を５年に１回受講することを義務付けるとともに，学内研究助成事業の応募条件とするなど，研究倫理教育の確実な実施及び公正な研究活動の推進に努めている。

	受講対象者	受講人数	受講率
平成 28 年度	255 人	249 人	97.6%
平成 29 年度	199 人	199 人	100.0%
平成 30 年度	157 人	157 人	100.0%
平成 31 年度	173 人	173 人	100.0%

○ 研究倫理に関する講演会開催

研究・イノベーション推進機構リスクマネジメント部門において，平成 30 年 12 月に黒木登志夫氏（日本学術振興会学術システム研究センター顧問，東京大学名誉教授，元岐阜大学長）を講師として，初めて研究不正防止に特化した取組を企画し「研究倫理・研究不正防止」に関する講演会を開催し，公正な研究活動を更に推進する取組とした（参加者：58 人）。

【リスクマネジメント部門の新設】

○ 研究・イノベーション推進機構に，研究や産学連携活動における各種リスクマネジメントに関する業務を行う「リスクマネジメント部門」を新設（平成 30 年４月）し，利益相反マネジメント，安全保障輸出管理及び研究倫理教育等の研究推進体制を強化した。

○ 安全保障輸出管理体制について，輸出管理の確実な実施が図られるよう，これまで本部集中型の管理体制であったものを，平成 30 年度から新たに部局安全保障輸出管理責任者及び部局安全保障輸出管理アド

				バイザーを配置して，部局における該非判定の一次チェックを強化する体制への見直しを実施したことにより，安全保障輸出管理に関する意識啓発が促進され，事前確認シートの提出件数が大幅に増加した。	
	【82-1】 学内における各種説明会等を活用し，不正経理等の防止について周知徹底するとともに，構成員の規範意識を向上させるため，コンプライアンス教育を実施する。		Ⅲ	（平成31事業年度の実施状況） 【82-1】 ○ 平成31年４月開催の新採用職員研修（13名参加）及び新任教員ガイダンス（28名参加）の中で，公的研究費不正使用防止について周知徹底を図った。また，９月開催の令和元年度弘前大学科研費説明会（教職員141名が参加）の中で研究費不正使用防止と不適切な会計処理防止についても周知徹底を図った。 ○ 平成31年４月の新規採用者，転入者等及び昨年度未受講の構成員に対し e-Learning によるコンプライアンス教育を実施し知識の向上を図ることとしており，受講状況を確認しながら本学において研究活動を行う全ての教職員に受講させている（年度末までに全員が受講済み）。併せて，同受講者から誓約書の徴取を行い不正経理防止に関する取り組みを行った。 ○ 令和元年10月に本学職員の公的資金に関する意識向上を図るため，財務省主税局より講師を招いて「税制の現状等」に関する講演を行い，経済社会を支える重要な基盤制度及び公的サービスの財源調達機能について，約80名の参加者が理解を深めた。 ○ 会計検査院の平成30年度決算検査報告における指摘事項等について，令和元年12月に学長名で各部局長宛てに通知し注意喚起を行ったほか，同月開催の役員会及び事務連絡会議において周知徹底を図った。	
	【82-2】 研究倫理教育や研究倫理意識を醸成するための講習会等を実施する。		Ⅳ	【82-2】 ○ 新規採用者及び前回受講から５年経過者を対象として，e-ラーニングプログラム(eL CoRE)を利用し，９月までの期間内の受講を義務付け，研究倫理教育を行った。受講対象者がより潤滑に学習を行うことが出来るよう環境整備を行った結果，受講率 100％となった。 ○ 昨年度に引き続き黒木登志夫氏（日本学術振興会学	

				術システム研究センター顧問，東京大学名誉教授，元岐阜大学長）を講師として，研究不正防止に特化した「研究不正防止講演会」を令和元年 11 月に開催し，32 人が参加した。 ○ 安全保障輸出管理の業務において，教職員から事前確認手続の簡略化・効率化を要望する意見が多かったため，令和２年度から「電子申請システム」導入に向けて規程改正，利用マニュアル作成等を行い安全保障輸出管理体制の整備・充実を図った。安全保障輸出管理の徹底による法令順守とともに，研究者倫理の醸成に資する取組であり，年度当初の計画に掲げた講習会の実施に留まらない実績を上げている。	
	【82-3】 研究データの保存・管理等に関する状況を把握するとともに，研究者の意識向上を図り，研究分野の特性に応じた研究データの保存方法を検討する。		Ⅲ	【82-3】 ○ 研究データの保存・管理等に関する状況を把握するため，令和２年３月に全学的にアンケート調査を実施した。研究者の意識の醸成を図るとともに，調査結果をもとに，研究データ管理のガイドライン作成の検討に活用することとした。	
【83】 不正発生要因の分析を行い，不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し，牽制機能を強化・充実する。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 平成 28 年度から新たにリスクアプローチ監査の観点に基づき，７月に特定監査項目（競争的資金等）に係る監査を，９月に基本監査項目に係る監査を実施し，監査結果については，役員会，教育研究評議会及び経営協議会で報告の上，学内に周知し，運営体制の強化を促した。	○ 重点的かつ機動的監査（リスクアプローチ監査）の観点から，特定監査項目（競争的資金等）に係る監査を７月に実施し，基本監査項目に係る監査を９月に実施する。なお，監査項目は，前年度の監査結果を検証の上，見直しを行い，監査の質の向上を図る。
	【83】 不正発生要因の分析に基づき内部監査実施計画を策定し，重点的・機動的な監査を実施する。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【83】 ○ 重点的かつ機動的監査（リスクアプローチ監査）の観点から，７月に特定監査項目（競争的資金等）に係る監査を，９月に基本監査項目として学内コンプライアンス，会計全般，教育の改善，附属病院の経営，関係機関との連携，広報，外部資金等に係る監査を実施した。監査結果は，役員会，教育研究評議会及び経営協議会で報告の上，学内に周知し，運営体制の強化を促した。	

【84】 情報セキュリティセミナーの定期的な開催及び e-ラーニングの活用により，教職員・学生に対する情報セキュリティ教育の充実を図る。		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 平成 28 年度に策定した情報セキュリティポリシーについて，大学公式ウェブサイトに専用ページを設置し，周知体制を構築するとともに，以下の情報セキュリティ教育を展開した。さらに，平成 30 年度には情報セキュリティ監査を実施したことにより，情報セキュリティポリシーにかかる各部局の取組状況を把握し，情報セキュリティポリシーの整備・周知・教育等の改善体制を整備し，情報セキュリティ教育体制の充実を図った。 （情報セキュリティ教育の取組） ・情報セキュリティセミナー ・標的型攻撃対応訓練 ・e-learning による情報倫理教育 ・新採用研修及び新任教員ガイダンス ・情報セキュリティ研修会 ・弘前大学 CSIRT 教育訓練 ・国立大学法人等 CSIRT 研修 ・NII-SOCS 研修 ・弘前大学 CSIRT 勉強会開催	○ 教職員・学生の情報セキュリティに関する知識及び対策の啓発を推進するため，弘前大学情報セキュリティ年度講習計画に沿った定期的な情報セキュリティ教育を実施する。また，全学情報システムの管理運営組織の構成員に対して，IT マネジメント力を強化するため，情報セキュリティ対策や IT 化に有効な教育を実施する。
	【84-1】 弘前大学情報セキュリティ対策基本計画の確実な実施のため，役職及び業務に対応した適切な情報セキュリティ教育を実施し，情報セキュリティに関する知識及び対策の啓発を進める。		Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） ○ 令和元年９月に策定した弘前大学サイバーセキュリティ対策等基本計画（令和元～３年度）において，情報セキュリティ教育の計画的実施を定め，サイバーセキュリティ対策の強化体制を整備するとともに，弘前大学情報セキュリティ年度講習計画及び令和元年度弘前大学情報セキュリティ年度講習計画を策定し，以下の情報セキュリティ教育を展開した。 （情報セキュリティ教育の取組） ・学生を対象とした e-learning による情報セキュリティ教育（平成 31 年４月～令和元年６月実施） ・教職員を対象とした e-learning による情報セキュリティ教育（令和元年 11 月～２年３月実施） ・部局からの要請に応じた情報セキュリティ対策セミナー（令和元年 11 月実施） ・全学教職員を対象とした情報セキュリティセミナー（文京町地区及び本町地区の各キャンパスで開催：令和２年２月実施，77 名参加）	
	【84-2】 全学情報システムの管理運営組織の構成員に，情報セキュリティに関する資格取得のための教育を実施し，情報セキュリティマネジメント力を強化する。		Ⅲ	【84-2】 ○ 情報連携統括本部構成員の情報セキュリティマネジメント力を強化するため，以下の情報セキュリティ教育を実施した。 （情報セキュリティ教育の取組）	

				・大学等 CSIRT 研修（令和元年９月実施：１名） ・国立大学法人等情報化要員研修（情報処理安全確保支援士習得／令和元年 10 月・11 月実施：１名） ・情報システム統一研修（第２四半期１名・第３四半期１名・第４四半期２名） ・放送大学受講（後期１名）	

（４） その他業務運営に関する特記事項等

１．特記事項
※「２．共通の観点」に記載した取組は除く。

○学生に対する研究倫理教育の実施 計画番号【10】【82】
【平成 28～30 事業年度】
・ 平成 29 年度に，平成 30 年度以降入学の大学院生から研究倫理教育 e ラーニングプログラムの受講を必須とし，また，学位規則等を改正して，受講証明書を,修士または博士の学位論文等を提出する際の必要書類とした。
【平成 31 事業年度】
・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。
・ 平成 31 年度から，研究倫理教育 e ラーニングプログラムを大学院における教養教育として位置付け，かつ，大学院共通科目の扱いとして，大学院初年次生に入学後半年以内に受講修了することを義務付けた。

○入学者選抜改革検討委員会の設置による体制の強化等 計画番号【22】
【平成 28～30 事業年度】
・ 平成 28 年６月に，入学者選抜改革検討委員会を常置委員会として設置し，また，前年度に設置したアドミッションセンター及び学長を委員長とする入学試験委員会との連携体制を整備し，入学者選抜の実施体制を強化した。平成 29 年度入試では推薦入試から全学的に AO 入試に移行し，令和３年度入試では総合型選抜の募集人員を全学で３割に拡充することとした。また，高大接続改革を踏まえた「学力の３要素」を多面的・総合的に評価するため，アドミッションポリシーの改正，面接試験の拡充，出願書類（調査書及び志望理由書）の活用，記述式問題の拡充などにより，入学者選抜の多様化と評価尺度の多元化を図り，意欲・能力ある学生を評価するための入学者選抜方法を構築した。
【平成 31 事業年度】
・ 上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。
・ 入学者選抜改革の一環として，令和２年度一般入試から，志願者の利便性を考慮してインターネット出願を導入した。

○監事機能の強化によるリスク最小化に向けた取組 計画番号【56】
・ 共通の観点 104 ページ参照

○施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む） 計画番号【72】【76-1】【81】
【平成 28～30 事業年度】
・ 平成 28 年度，学部改組に伴い必要となった教育研究スペースを，新たな建物を増やすことなく確保するために，学長直属の組織である学長戦略室と施設環境部が情報共有し精査した，総面積約 2,800 ㎡のうち約 1,615 ㎡のスペースを再配分した後，改修工事を実施した。
・ 平成 29 年度，多様化する教育・研究活動に対応した整備計画に基づき，稼働率の低かった本町団地の課外活動用器具庫等の取り壊し工事を自己財源にて実施し，その跡地に地域産学官連携科学技術振興事業費補助金を用いた健康未来イノベーションセンターの新営工事を実施した。
・ 本学独自の「弘前大学ハザードマップ」を策定し，日頃から災害等へ備えていたことにより，平成 30 年６月に大阪で発生したブロック塀倒壊事故を受け，全キャンパスの危険箇所についての現地調査を即座に実施することができた。また，現地調査を実施したブロック塀には，安全対策のための張り紙をし，教職員のみならず周辺住民への注意喚起を促した。
さらに，本調査を基にした工事実施計画を策定し，学長のリーダーシップにより，直ちに自己財源にてブロック塀倒壊予防工事を実施することが決定され，進められた当該工事は，11 月に竣工した。
なお，本調査は，文部科学省からの点検実施依頼文書発出時にはすでに完了しており，事故発生後，速やかに，役員会を含む全学会議に点検結果の速報版を報告するなど，迅速に安全対策に関する情報を全学へ発信することができた。
【平成 31 事業年度】
・ 施設・設備・環境の内部質保証を保つため，各部局等と協働して実施する「施設キャラバン」を用いて自己点検・評価するための要項を策定した。
・ 新たな２教育組織の新設に必要なスペースを，新たな建物を増やすことなく，既存施設のリノベーションにより，合計 420 ㎡の面積を確保した。

○各種マニュアル等の作成 計画番号【72】【76】【77】【79】【80】【81】
【平成 28～30 事業年度】
・ 平成 28 年度：国立大学法人弘前大学インフラ長寿命化計画（行動計画）
・ 平成 29 年度：インフラ長寿命化計画（個別施設計画基本編），弘前大学災害対策本部施設対策班災害時行動計画，応急危険度判定及びライフライン供給状況調査マニュアル，弘前大学ハザードマップ 2017
・ 平成 30 年度：キャンパス美化推進マップ，弘前大学キャンパスマスタープラン（文京町団地編），弘前大学屋外環境管理アクションプラン，弘前大学ハザードマップ 2018
【平成 31 事業年度】
・ 令和元年度：施設・設備・環境の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項，弘前大学第５次施設整備５ヶ年計画（2021～2025），弘前大学ハザードマップ 2019，国立大学法人弘前大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）

○環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進　計画番号【76-1】【79】

【平成 28～30 事業年度】

・　平成 30 年度実施した学生生活実態調査において，要望の声が多かった講義室等の環境改善のため，冷房設備が未設置である講義室等への設置要望についての全学的な調査を実施し，学長のリーダーシップのもと，３か年で完了させる冷房設備整備計画を策定・実施している。

・　平成 29 年度から実施している「施設キャラバン」において部局が抱えている安全衛生に関する問題点・課題について共通認識を持つことができたため，平成 30 年度，学内に設置されている局所排気装置等の全数現地点検を実施し，その結果を踏まえた修繕計画を策定した。

【平成 31 事業年度】

・　平成 30 年度に実施した局所排気装置等の全数現地点検による修繕計画による機能改善修理を実施した。

○キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備　計画番号【72】【76-2】【77】

【平成 28～30 事業年度】

・　平成 29 年度から継続して，部局長（教員）等と施設環境部が直接対話を行う「施設キャラバン」を実施している。部局の抱える課題等や大学の施設マネジメント等に関して情報共有を行うとともに，収集した情報をキャンパスマスタープラン等に反映させている。

・　キャンパスマスタープランを基に策定した施設整備方針に基づく整備を確実に実施する財源を財務部と協同で確保し，戦略的な施設マネジメントを実施するシステムを構築した。

【平成 31 事業年度】

・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

○多用な財源を活用した整備手法による整備　計画番号【76】【81】

【平成 28～30 事業年度】

・　「施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）」に記載した事項に同じ。

【平成 31 事業年度】

・　弘前市と積極的に対話をする機会を設け本学敷地周辺における危険個所について情報提供を行い，舗装が崩れている部分については本学の財源を使用することなく弘前市により修復工事が実施された。

○安全・安心なデジタルキャンパス環境の整備　計画番号【78】

【平成 28～30 事業年度】

・　平成 28 年度に策定した弘前大学情報セキュリティ対策基本計画における情報セキュリティインシデントの発生を前提とした多重的セキュリティ対策を踏まえて，学内 LAN 設備更新基本方針を策定するとともに，同基本方針に基づき，仕様書を策定し，平成 31 年度の運用開始に向けた調達手続きを進めた。

【平成 31 事業年度】

・　令和２年３月，情報基盤システムにおける情報セキュリティ対策機能を統合した新学内 LAN 設備を導入し，運用を開始した。光ファイバー網の再敷設と基幹スイッチ等の機器の大規模な再構成により，機器の故障によるネットワーク障害のリスクを従前システムより大幅に低減させた事業継続性の高いネットワーク環境を整備した。さらに，入口対策，内部対策，出口対策を重視した多重的セキュリティ対策システムを新たに導入・強化したことにより，従前以上のセキュリティ機能でのネットワーク管理が可能となった。これらの機能強化により，本学の業務遂行に資するより安心・安全なネットワーク環境の整備を実現した。

○情報セキュリティ対策の強化　計画番号【78】【84】

【平成 28～30 事業年度】

・　平成 28 年度に策定した情報セキュリティポリシーについて，大学公式ウェブサイトに専用ページを設置し，周知体制を構築するとともに，各種セミナーや標的型対応訓練等の情報セキュリティ教育を展開した。さらに，情報セキュリティ対策を組織的かつ計画的に実施するため，弘前大学情報セキュリティ対策基本計画（平成 28～30 年度）を策定した。加えて，情報セキュリティ監査の実施により，情報セキュリティポリシーにかかる各部局の取組状況を把握し，情報セキュリティポリシーの整備・周知・教育等の改善体制を整備し，情報セキュリティ教育体制の充実を図った。

【平成 31 事業年度】

・　上記，情報セキュリティ教育の取組を継続して実施するとともに，令和元年９月，情報セキュリティ対策のさらなる強化を組織的かつ計画的に実施するため，弘前大学サイバーセキュリティ対策等基本計画（令和元～３年度）を策定した。同計画に基づき，CSIRT 等の組織強化や情報セキュリティポリシーの整備，情報セキュリティ教育・監査の実施，IP アドレス管理やアクセス監視などの技術的対策を継続して実施することに加え，新たに情報漏洩等のリスク分析に向けた各部局保有の保護情報の調査・把握，各部局で運用中の各種情報システムの調査・把握，東北地区の国立大学における情報セキュリティの相互監査体制の検討など，セキュリティ対策強化のための取組を推進した。

　また，なりすまし防止対策の抜本的な強化を図るため，Microsoft のクラウドサービスである Office365 の多要素認証の導入を徹底し，全教職員への適用が完了したことにより，フィッシング詐欺等に対する大幅なリスク低減の効果が発揮できた。

　さらに，平成 31 年４月，本学における情報戦略の企画・立案及び情報システムの管理運営並びに情報セキュリティを統括する組織として，新たに「情報連携統括本部」を設置した。従前の組織に比して，本部長に情報担当の理事・副学長を置き，全学情報システムの管理運営組織に格上げするとともに，学内各部局との連携体制も含めた全学の情報セキュリティマネジメントの運用体制を確立させ，大学本部のマネジメント機能を強化した。

　加えて，令和２年３月には，新学内 LAN 設備を導入し，情報セキュリティ対策の一層の強化を図った。従前の設備に比して，各種リスクを大幅に低減させた事業継続性の高いネットワーク環境を構築し，本学の業務遂行に資するより安心・安全なネットワーク環境の整備を実現し，情報セキュリティ対策の充実を図っている。

○情報セキュリティポリシーによる全学情報システムの運用・管理体制の強化
計画番号【78】【84】

・　共通の観点 104 ページ参照

○安全衛生に関する体制及び規程等の整備・運用状況　計画番号【79】

・　共通の観点 104 ページ参照

○薬品管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況　計画番号【79】

・　共通の観点 104 ページ参照

○排水管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況　計画番号【79】

・　共通の観点 104 ページ参照

○火災等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況 計画番号【80-1】

・　共通の観点 104 ページ参照

○自治体と協働する取組　計画番号【81】

【平成 31 事業年度】

・　令和元年度，青森県や弘前市に働きかけ，降雪時には協力し合いながら本学構成員のみならず周辺住民等のための安全・安心が確保されるよう除排雪作業が実施される仕組みを構築した。

○公正な研究活動の推進　計画番号【82-2】【82-3】

【平成 31 事業年度】

・　新規採用者，未受講者及び前回受講から５年経過者を対象として，e-ラーニングプログラム(eL　CoRE)を利用し，９月までの期間内の受講を義務付け，研究倫理教育を行った。また，昨年度に引き続き黒木登志夫氏（日本学術振興会学術システム研究センター顧問，東京大学名誉教授，元岐阜大学長）を講師として「研究不正防止講演会」を 11 月に開催し，32 人が参加した。

○コンプライアンス教育等の実施　計画番号【82】

・　共通の観点 105 ページ参照

○ハラスメント防止に関する取組　計画番号【82】

・　共通の観点 105 ページ参照

○コンプライアンス研修会等の開催　計画番号【82】

・　共通の観点 105 ページ参照

○研究費の不正使用防止に向けた取組　計画番号【82】

・　共通の観点 105 ページ参照

○公正な研究活動の推進　計画番号【82-2】【82-3】
・　共通の観点 105 ページ参照

○リスクマネジメント部門の新設　計画番号【82-2】
・　共通の観点 106 ページ参照

○安全保障輸出管理体制の強化　計画番号【82-2】
・　共通の観点 106 ページ参照

○法令遵守違反の未然防止に向けた取組　計画番号【83】
【平成 28～30 事業年度】
・　法人内部監査室において，学内コンプライアンスに関する事項を監査し，法令及び学内規程等の遵守を確認している。対応が不十分であった学内規程等の一部については改善を促し，翌年度，フォローアップ調査を行っている。
【平成 31 事業年度】
・　上記，28～30 年度の取組みを継続して実施。

２．共通の観点に係る取組状況

○監事機能の強化によるリスク最小化に向けた取組　計画番号【56】

・　学長と監事との意見交換の結果，学長のリーダーシップの下，平成 30 年度に役員を構成員とする「リスク検証会議」を設置した。会議は，事前に役員が大学の運営に影響を及ぼす可能性のある事案について把握し，リスク管理において重要な発生初期段階での情報共有及び対応の検討を行うことで，迅速な初動対応が可能となるなど他大学の手本となるような先進的取組となった。また，従前から設置しているリスクマネジメント委員会において，事後の検証・総括を行うことにより，再発防止を含めたリスク管理強化を図り，リスクに対する初期対応から事後の検証・総括に至るまで組織的に実施する一連の体制を構築し，リスクを最小限に留めることを可能とした。加えて，学内にコンプライアンス総括責任者（理事（総務担当））を委員長とし，各理事を委員とした「コンプライアンス委員会」を設置しており，リスク検証会議事案を含めたコンプライアンス事案の発生及び対応状況並びにコンプライアンスに係る取組み等について情報を共有し，必要に応じ，総合的な検証及び防止について審議を行っている。なお，当該委員会には，監事も陪席し，学内コンプライアンス体制の監視も行っている。

○情報セキュリティポリシーによる全学情報システムの運用・管理体制の強化
計画番号【78】【84】

・　平成 28 年度に既存の情報セキュリティポリシーを抜本的に見直し，関連規程等を全面的に改訂した。全学情報総括責任者の直接的な指揮の下，全学情報実施責任者及び部局情報総括責任者と連携し，本学の保有する情報の保護・活用及び適切な情報セキュリティ対策について，全学的な情報セキュリティ推進体制を構築し，情報セキュリティ対策の一層の強化を図った。

　また，当該ポリシーに基づき，各種要項，手順，基準及びガイドラインを整備・運用するとともに，平成 28 年度に弘前大学情報セキュリティ対策基本計画（平成 28～30 年度）を策定，令和元年９月には同計画を改訂し，弘前大学サイバーセキュリティ対策等基本計画（令和元～３年度）を策定するなど，情報セキュリティ対策を組織的かつ計画的に推進する体制を整備した。

　加えて，平成 31 年４月，本学における情報戦略の企画・立案及び情報システムの管理運営並びに情報セキュリティ統括する組織として「情報連携統括本部」を設置し，全学の情報セキュリティマネジメントの運用体制を確立させ，大学本部のマネジメント機能を強化した。

○安全衛生に関する体制及び規程等の整備・運用状況　計画番号【79】

①安全衛生に関する体制について

・　「国立大学法人弘前大学職員安全衛生管理規程」第６条から第 15 条にて安全衛生管理体制を定めている。

②規程等の整備・運用状況

・　本学における安全衛生の管理に関し必要な事項を定めた「国立大学法人弘前大学職員安全衛生管理規程」，「国立大学法人弘前大学職員安全衛生管理細則」を整備し，安全衛生対策を講じている。

○薬品管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況　計画番号【79】

①薬品管理体制について

・　「国立大学法人弘前大学有害化学物質及び毒物・劇物管理規程」第７条第２項の規定に基づき，化学物質等管理委員会を組織し，PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に定める化学物質の排出・移動等の管理に関すること，毒劇物の保管方法及び廃棄に関すること等について，調査を継続して実施している。

②規程等の整備･運用状況　計画番号【79】

・　本学における，PRTR 物質及び毒劇物による危害の発生を未然に防止することを目的とする「国立大学法人弘前大学有害化学物質及び毒物・劇物管理規程」，発火性，引火性，爆発性のある危険物及び人体に有害な化学薬品等の保安・管理に関して必要な事項を定め，災害等の発生を防止することを目的とする「国立大学法人弘前大学危険薬品保安管理要項」を整備している。また，毒物及び劇物の取扱マニュアルとして，「国立大学法人弘前大学有害化学物質及び毒物・劇物管理規程」第 10 条第２項及び第 11 条第２項，並びに「国立大学法人弘前大学危険薬品保安管理要項」第 21 に基づき「化学物質等」及び「危険薬品」取扱状況の調査を継続して実施し，化学物質等による危害発生の未然防止に努めている。

○排水管理に関する体制及び規程等の整備･運用状況　計画番号【79】

①排水管理に関する体制について

・　「国立大学法人弘前大学構内下水排水管理規程」第４条に基づき化学物質等管理委員会を設置している。

②規程等の整備・運用状況

・　本学から排水基準に適合しない排水を公共下水道または公共用水域に排出しないための必要な事項を定めた「国立大学法人弘前大学構内下水排水管理細則」を整備し，環境保全策を講じている。

○火災等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況　計画番号【80-1】

①防火管理体制について

・　自衛消防隊統括管理者講習を毎年度受講させ，有資格者は令和元年度末時点で 12 人となった。

②規程等の整備状況・運用状況

・　「国立大学法人弘前大学防火･防災管理規程」を整備し，火災予防策を講じるとともに，学内各団地において団地全体の消防訓練（通報，避難誘導及び消火訓練）

等を継続して実施している。特に附属病院においては，毎年度，多数の傷病者の受入れを想定して，災害対策室の設置，職員の参集，初動時対応者からの引き継ぎ，院内各施設の被災状況の把握，トリアージを行うなど，医師，看護師，医療技術者，事務職員，学生等が参加する大規模な訓練を継続して実施している。

○コンプライアンス教育等の実施　計画番号【82】

・　年度当初（４月から５月）に，新規採用者事務系職員または新任教員に対する研修を実施し，当該研修においてコンプライアンスの徹底を周知している。

　また，ハラスメントについて，全職員を対象とするハラスメント対策講習会をキャンパスごとの職種構成に合わせた内容によりそれぞれ実施したほか，講習会の資料をホームページに公開して参加できなかった職員にも理解と意識の向上を図った。このほか，学内にハラスメント相談員を設けて，ハラスメントに起因する問題が生じた際に適切に対応できるよう毎年研修会を実施している。

○ハラスメント防止に関する取組　計画番号【82】

・　「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により，平成 29 年１月から，妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するための雇用管理上必要な措置が義務づけられたことに伴い，平成 29 年１月に「国立大学法人弘前大学ハラスメント防止等に関する規程」を改正し，同法を遵守するための体制を整備した。

○コンプライアンス研修会等の開催　計画番号【82】

・　コンプライアンスの理解・浸透を促進するため，全ての役員及び教職員を対象に，外部講師による「コンプライアンス研修会」を平成 29 及び 30 年度に開催した。参加者数は２回とも約 150 名であったが，研修会資料を，本学ホームページに公開したところ，平成 30 年度の研修資料へのアクセス件数は前年度の約２倍となり前年度実績を大きく上回る結果となった。また，フォローアップ資料を本学ホームページに学内限定で公開し，教職員が各自でコンプライアンスに対する意識等をチェックできるシステムを構築したところ，１ケ月のアクセス件数が 266 件となり，本学教職員のコンプライアンスに対する意識の向上が進んでいることが確認できた。しかしながら，更なる研修会への参加及び全学的にコンプライアンス啓発活動を推進するため，コンプライアンス啓発用チラシ及びリーフレットを作成し，すべての役員及び教職員に配付するなど，本学教職員のコンプライアンスへの意識を醸成させるため，様々な取組みを継続的に実施した。

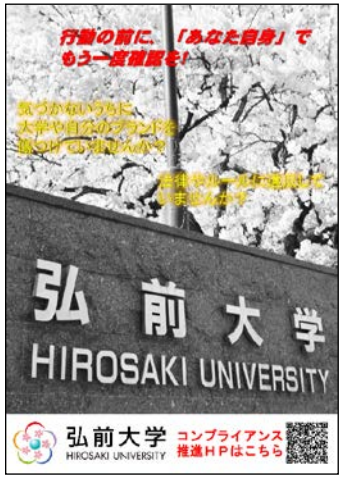

○研究費の不正使用防止に向けた取組　計画番号【82】

・　会計検査院の決算検査報告における指摘事項等について，学長名で各部局長宛てに通知し注意喚起を図ったほか，役員会等の学内会議において周知徹底を図った。また，教職員を対象とした科研費説明会，コンプライアンス研修会，新採用職員研修及び新任教員ガイダンスの中で，研究費の不正使用防止と不適切な会計処理防止について周知徹底を図った。

・　平成 27 年度に，研究活動を行うすべての教職員に対し e-Learning によるコンプライアンス教育を実施するとともに誓約書の聴取を行うなど，不正経理防止に関する取組を開始した。翌年度以降は，受講済者を除く新規採用者，転入者，前年度未受講者等を対象として継続的に実施し，受講率 100％を維持している。

　さらに，取引先事業者の不正防止に対する理解と協力を得るための取組として，平成 29・30 年度に本学の主要取引先（前年度の取引件数・金額の上位企業 10 社）を訪問し，経営者等に対して不正経理に係る最新情報を提供するなど，企業側のコンプライアンスの徹底を要請した。

○公正な研究活動の推進　計画番号【82-2】【82-3】

・　研究活動における不正行為を事前に防止し，公正な研究活動を推進するため，平成 27 年度から全教職員に e-learning を活用した研究倫理教育を５年に１回受講することを義務付け，受講率 100％を達成した。また，初めて研究不正防止に特化した取組を企画し，平成 30 年 12 月４日に黒木登志夫氏（日本学術振興会システム研究センター顧問，東京大学名誉教授，元岐阜大学長）を講師として，「研究倫理・研究不正」に関する講演会を開催した（参加者：58 人）。その他，学生に対する研究倫理教育も実施し，研究に深く関わる大学院生については受講を必須とした。

　また，令和元年度においても令和元年 11 月に引き続き黒木登志夫氏を講師とし，「研究不正防止講演会」を開催した。（参加者：32 人）

○リスクマネジメント部門の新設　計画番号【82-2】

・　研究・イノベーション推進機構に，研究や産学連携活動における各種リスクマネジメントに関する業務を行う「リスクマネジメント部門」を新設（平成 30 年４月）した。部門長に研究リスクマネジメントに精通している学部教員を配置し，利益相反マネジメント，安全保障輸出管理及び研究倫理教育等の研究推進体制を強化した。

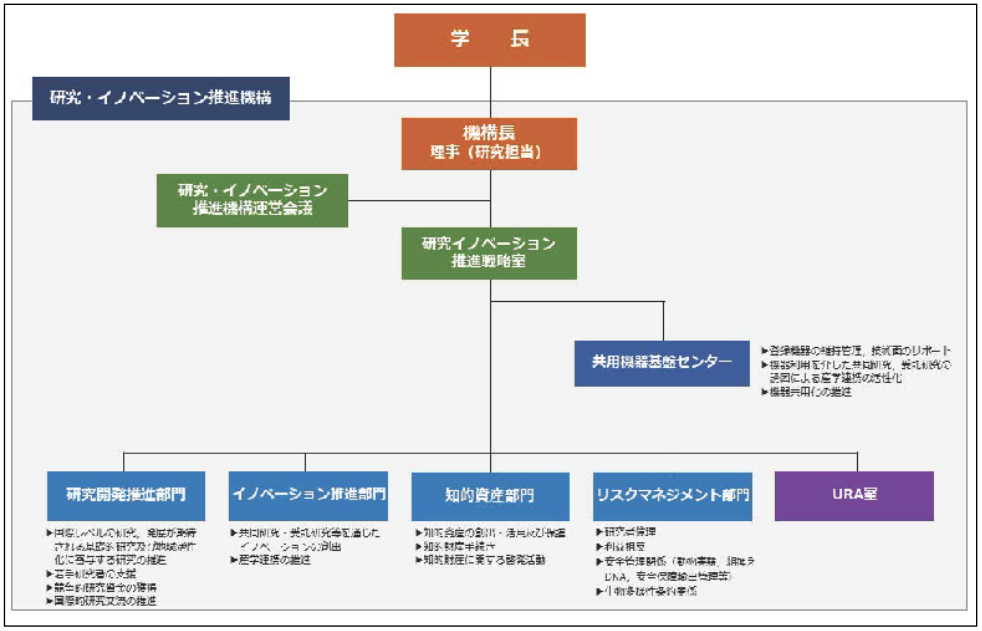

○安全保障輸出管理体制の強化　計画番号【82-2】

・　安全保障輸出管理体制について，輸出管理の確実な実施が図られるよう，これまで本部集中型の管理体制であったものを，平成 30 年度から新たに部局安全保障輸出管理責任者及び部局安全保障輸出管理アドバイザーを配置して，部局における該非判定の一次チェックを強化する体制への見直しを実施したことにより，安全保障輸出管理に関する意識啓発が促進され，事前確認シートの提出件数が大幅に増加した。

・　申請者の利便性の向上，情報の共有，手続きの効率化等のため，電子申請システムを導入し，令和２年４月から運用することとした。安全保障輸出管理の徹底による法令順守とともに，研究者倫理の醸成に資する取組であり，年度当初の計画に掲げた講習会の実施に留まらない実績を上げている。

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上
(3)　その他の目標
③ 附属病院に関する目標

中期目標	【19】高度急性期病院として，地域医療機関等との連携を強化し，質の高い医療を提供する。 【20】専門性及び国際性を備えた優れた医療人を養成する。 【21】臨床に根ざした先進的医療技術等の研究・開発に取り組む。 【22】教育・研究・診療機能の充実及び療養・労働環境の改善を図る。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和２及び３事業年度の実施予定
【43】 各診療部門特有の診療機能に関するクォリティ･インディケータ(医療の質に関する指標)を新たに設定し，安心･安全で質の高い医療を提供する。	Ⅳ	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) **【クォリティ・インディケータ】** ○ 医療の質を表すクォリティ・インディケータについて，国立大学附属病院長会議から示された共通指標に加え，本院独自の指標を設定し公表した。指標については年々充実を図った。 **【医療安全に関する第三者評価】** ○ 安全で質の高い医療を提供するため，日本品質保証機構による「ISO9001(品質マネジメントシステム)」の認証を毎年維持し，平成 30 年度にはバージョンアップした 2015 年版の認証を取得した。 ○ 医療安全管理体制確立及び改善のため，国立大学附属病院長会議常置委員会による医療安全・質向上のための相互チェック及び特定機能病院間相互のピアレビューを行った。 **【感染制御に関する取組】** ○ 抗菌薬の適正使用を推進するため，平成 29 年度新たに AST(抗菌薬適正使用支援チーム)を設置した。さらに，本院感染制御センターが中心となっている青森県感染対策協議会(AICON)の活動が高く評価され，薬剤耐性対策推進国民啓発会議(内閣官房，厚生労働省など所管)において，第１回薬剤耐性対策普及啓発活動表彰・薬剤耐性対策推進国民啓発会議議長賞(最高賞)を受賞した。 ○ 医療安全管理及び感染対策に関する知識向上及び情報共有のため，定期的に研修会を開催するとともに，当日参加できなかった職員を対象に DVD 研修を開催し，医療上の課題について情報共有を行った。	**【クォリティ・インディケータ】** ○ 引き続き，本院独自の指標について見直し，充実を図る。 **【医療安全に関する第三者評価】** ○ 認証評価･相互レビューの継続的実施に加え，令和２年度に臨床検査室の国際規格である ISO15189 の認証取得を目指す。 **【感染制御に関する取組】** ○ AICON の中核として，域内における抗菌薬の適正使用の定着化を図る。

（平成 31 事業年度の実施状況）

【クォリティ・インディケータ】

○ 本院独自の指標について新たに５項目設定し公表した。

【医療安全に関する第三者評価の実施】

○ ISO 内部監査員養成研修会を開催し，新たに 28 人の内部監査員を養成し，内部評価体制の充実を図った。

○ 国立大学病院長会議による相互チェック及び特定機能病院間相互のピアレビューを実施した。

【感染制御に関する取組】

○ 感染対策相互チェックを実施した。

○ 引き続き，医療安全管理及び感染対策に関する研修会等を実施した。

研修種別	H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
医療安全管理に関する研修	9	3,855	10	4,305	9	4,102	10	4,194
感染対策に関する研修	9	2,875	8	2,832	11	3,053	7	3,328

【44】
高度急性期病院としての役割を踏まえ，地域医療機関，地方公共団体等との連携を強化し，地域におけるがん及び脳卒中等の医療課題に積極的に取り組む。

Ⅳ

（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）

【高度急性期病院としての地域連携】

○ 総合患者支援センターにおいて，外来新患予約対応の開始及び対象診療科の拡大を図り，地域医療機関からの紹介患者の受入れの円滑化，患者サービスの向上を図った。

○ 突発する感染症への対応を想定し，平成 28 年度に弘前保健所と共同で MERS 疑似症患者発生を想定した搬送・収容に関する訓練を実施した。平成 30 年度には青森県全体の感染対策向上を図るため，新興・再興感染症対策特別講演会を実施した。

○ 北東北で初めて「ロボットスーツ HAL(医療用下肢タイプ)」による先進的なリハビリテーションを平成 29 年２月に導入するとともに，HAL に関する医療者研修会を定期的に開催し，他施設からの新規導入に関する相談に応じた。
　さらに，平成 31 年３月には，上肢用リハビリテーションロボット DIEGO を導入し，バーチャルリアリティー(仮想現実)技術を応用した先進的なリハビリテーションを開始した。

○ 地域の苦しい現状を踏まえ，平成 28 年度から外科系二次救急輪番に参画している。実施回数の増加により受入患者数も増加し，地域救急医療の維持に大きく貢献した。

【感染制御に係る地域連携】

○ AICON において小規模病院や施設における感染対策を啓発し，県内のレベルアップを図る

【先進的医療技術に係る地域連携】

○ HAL 及び DIEGO を用いた先進的なロボットリハビリテーションについて，さらなる質の向上を図りつつ，地域の医療機関へのノウハウの普及を図る。

		【がん等の地域の医療課題への対応】 ○ 青森県におけるがんの 75 歳未満死亡率は，平成 16 年以降全国最下位であり，がんの罹患率は全国平均並みだが早期発見が少ないという本学の研究・分析結果を受け，青森県が実施した「大腸がん検診モデル事業」（受託事業）に参画した。この事業により，検診対象年齢を迎えても受診しなかった方(1,139 人)を対象に延べ 55 日，742 人に検査を実施し，初期大腸がんや大腸ポリープ等の前がん病変の早期発見・治療につながった(要治療と診断された者 132 人)。 ○ 弘前市及び地域医療機関と連携し，心疾患，脳血管疾患の救急医療体制充実を図るため，医療関係者間コミュニケーションアプリ Join を導入し，令和元年度からの本格稼働を前に試験運用を行った。 ○ がん診療連携拠点病院としての診療機能を強化するため，緩和ケアチームとがん治療を行う各部署をつなぐリンクナース(緩和ケア推進ナース)を全病棟に配置した。これにより，緩和ケアチームとの連携がスムーズになり，がん患者や家族が抱える様々な苦痛や悩みに対して緩和ケアチームによる専門的な医療や支援が提供できるようになり，がんの緩和ケアに関する品質を高めることができた。	**【救急医療に係る地域連携】** ○ 内科系,外科系の二次救急輪番について実施し，地域救急医療の維持に大きく貢献していく。
		（平成 31 事業年度の実施状況） **【高度急性期病院としての地域連携】** ○ ２種感染症指定医療機関として，弘前保健所と合同で，新型インフルエンザ患者の発生を想定した搬送等の対応訓練を実施した。 ○ AICON への加盟を地域医療機関等へ働きかけ，昨年度から４施設増え，34 医療機関，２検査機関に拡大した加盟となった。 ○ 青森県との共催で新興・再興感染症対策特別講演会を開催し，県内各所より 100 名以上の出席があった。 ○ ロボットスーツ HAL については，治療成績の分析により，短期及び長期治療経過においても歩行能力の改善・維持効果が有害事象なく安全に得られることを明らかにし，その結果を県内外の研修会・講演会及び国内外の学術学会で報告し，有用性を広く示すとともに，市内関連病院との合同勉強会を５回開催しノウハウの普及を図った。また，上肢用リハビリテーションロボット DIEGO の本格運用を開始した。 ○ 二次救急輪番について地域の苦しい現状を踏まえ，外科系の輪番回数を増やすとともに，新たに内科系についても二次救急輪番を受け持つこととし，地域救急医療の維持に大きく貢献した。	

		<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">H28年度</th><th colspan="2">H29年度</th><th colspan="2">H30年度</th><th colspan="2">H31年度</th></tr><tr><th>実施回数</th><th>受入人数</th><th>実施回数</th><th>受入人数</th><th>実施回数</th><th>受入人数</th><th>実施回数</th><th>受入人数</th></tr><tr><td>二次救急輪番(外科)</td><td>27</td><td>201</td><td>42</td><td>328</td><td>51</td><td>485</td><td>79</td><td>815</td></tr><tr><td>二次救急輪番(内科)</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>26</td><td>260</td></tr></table> ○ 水難事故及び水害発生時の対応を想定し，県内で初めて青森海上保安部と連携したヘリコプター離着陸並びに患者引き継ぎの合同訓練を行った。弘前地区消防事務組合も含めて約 20 人が参加し，水難事故及び水害発生時の連絡体制を構築することができた。 **【がん等の地域の医療課題への対応】** ○ 引き続き，青森県からの要請を受け「大腸がん検診モデル事業」を実施した。なお，青森県では本事業で得られたデータをがん死亡率の改善に向けた基礎資料として利用することとしており，その研究には本学が係わる予定である。 ○ 昨年度試験運用を開始した Join を用いた弘前市内の救急体制充実にあたっては，くも膜下出血，脳内出血，脳梗塞など脳血管疾患 72 症例，急性大動脈解離，胸部大動脈瘤破裂，急性動脈閉塞など心疾患 21 症例に対し，患者受入れ前の情報共有や搬送の是非などに活用したほか，市内４病院並びに関係機関からなる「弘前市 ICT 技術活用先端医療体制検討協議会」において病院長が会長を務め，効果検証のとりまとめ役を担うなど中心的な役割を果たした。	
【45】 被ばく医療及び高度救命救急医療の中核的役割を担うとともに，災害医療においては，地域の防災訓練に指導・助言するなど積極的に参画する。	Ⅳ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） **【被ばく医療への取組】** ○ 国の原子力規制委員会において，全国レベルの原子力災害医療機関である「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」に本学が指定されたことを受け，「原子力災害時医療に関する基礎研修」を毎年度開催（平成 30 年度までで７回開催）し，延べ約 1,300 人が受講し，放射線及び放射線影響に関する基本的知識の向上を図った。 ○ 原子力災害発生時の専門的医療に備えるため，本学が担当するエリア(北海道・青森県・宮城県)の原子力災害拠点病院に対し「原子力災害医療派遣チームに係る専門研修」を毎年開催し，計 86 人が受講した。 また，より専門的な人材育成を目的とした「原子力災害時医療中核人材研修」も毎年開催し，計 40 人が受講した。 さらに，青森県，北海道及び宮城県の原子力防災訓練に専門的立場から助言するなど協力し連携を深めた。 **【災害医療への取組】** ○ 災害時の医療を想定した総合防災訓練を医師，医療スタッフ，事務職員及び学生など	**【被ばく医療への取組】** ○ 各研修を引き続き開催するとともに，より実践的な内容になるよう，質の向上を図る。 **【災害医療への取組】** ○ 訓練終了後アンケート結果等を参考にしながら，より災害対策に関する知識及び技術の習得や防災意識の高揚につながる訓練になるよう改訂し，PDCA サイクルを確立する。

を対象として毎年度実施しているが，平成 29 年度には災害対策マニュアルの全面改訂，大規模災害時の医学部附属病院事業継続計画(BCP)基本・運用編の新規策定を行い，一般的なシナリオにない事例を訓練に盛り込むなど，訓練の質的濃度を高めた。

（平成 31 事業年度の実施状況）

【被ばく医療への取組】

○ 「原子力災害時医療に関する基礎研修」，「原子力災害医療派遣チームに係る専門研修」，「原子力災害時医療中核人材研修」を引き続き開催した。

原子力災害は，一般的な自然災害への対応とは大きく異なり，スタッフ全員が予備知識を持つことが大前提となる。医学部附属病院スタッフを対象とした「原子力災害時医療に関する基礎研修」は，平成 31 年度の開催をもって延べ 1,603 人が受講しており，このような原子力災害への対応力を備えている病院は，日本中でも稀有な特徴と言える。また，「原子力災害医療派遣チームに係る専門研修」は，近隣の他病院にも専門派遣チームを整えるために実施しているもので，日本 DMAT のように有事の際には一病院の力ではなく県内複数の病院が総合力で災害に立ち向かうための力を育てている。さらには，「原子力災害時医療中核人材研修」においては，有事の際に専門的な立場から各方面に指導・提言・コーディネート出来るようなリーダーシップを担う人材を育成しているところである。

（人）

項目	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	受講者合計
原子力災害時医療に関する基礎研修	580	245	484	294	1,603
原子力災害医療派遣チームに係る専門研修	—	59	27	37	123
原子力災害時医療中核人材研修	—	20	20	27	67

【災害医療への取組】

○ 前年度の総合防災訓練後に実施されたアンケート結果等を基に，災害対策マニュアル及び事業継続計画（BCP）の改訂を行うとともに，総合防災訓練 WG を新たに設置し，訓練における重点項目等を精査した。総合防災訓練の際には，国立大学附属病院災害対策相互訪問事業として秋田大学の訪問を受け入れ，十分な体制整備が行われている旨の評価を受けた。また，青森県及び弘前市の総合防災訓練では，被害想定や訓練項目の企画立案において専門的な立場から指導・助言で関わり，地域の災害対策に大きく貢献している。

【46】 地域と連携した専門医養成体制の充実・強化を図るため,「総合臨床研修センター」を設置し，高度医療を提供できる専門医を養成する。	Ⅲ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） **【専門医養成体制の充実・強化】** ○ 専門医資格取得に関する研究業績を充実させるため，海外学会への参加旅費支援を毎年行っており，平成 28 年度から 30 年度までに専門研修医 48 人，指導医 34 人に対し計 14,686 千円の支援を行った。また，国内研修参加支援も行い，専門研修医 25 人に対し 1,577 千円の支援を行った。 （平成 31 事業年度の実施状況） **【専門医養成体制の充実・強化】** ○ 引き続き，専門医資格取得に関する研究業績を充実させるため，海外学会への参加旅費支援を行い，専門研修医 19 人，指導医 12 人に対し 5,423 千円の支援を行った。また，専門医養成体制の充実・強化を図るため，令和元年 10 月に卒後臨床研修センターを改組し「総合臨床研修センター」を設置した。	**【専門医養成体制の充実・強化】** ○ 引き続き,専門医資格取得に関する研究業績を充実させるため,海外学会への参加旅費支援を行う。
【47】 医療人の専門性，国際性の向上及び臨床現場への定着，復帰支援の ため，「メディカルスタッフ教育研修センター」を設置し,教育・研修体制を充実する。	Ⅲ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） **【専門的な医療人育成に係る取組】** ○ 平成 29 年度に日本病院薬剤師会のがん薬物療法認定薬剤師研修施設に認定されたことにより，本院の薬剤師のみならず地域の薬剤師を受け入れてのがん専門薬剤師の研修が可能となった。また，チーム医療における薬剤師の役割を強化するため，専門薬剤師の育成及び質の向上を図っており，平成 30 年度に 1 人が日本医療薬学会認定薬剤師を取得し，有資格者が 10 人となった。 **【総合臨床研修センターの設置】** ○ 「総合臨床研修センター」(仮称)設置に向け，平成 30 年度に「総合臨床研修センター」(仮称)ＷＧを設置し，当該センター設置にあたって考慮すべき事項の確認，検討を行った。 **【国際性向上へ向けた取組】** ○ 看護師の国際性向上のため，外国人講師による英会話研修を実施し，平成 28 年度～30 年度までに計 31 人の看護師が参加し，英会話のスキル向上を図った。 **【教育・研修体制の充実】** ○ 看護師のシミュレーション教育の技術向上を目的として，平成 27 年度からハワイ大学のシミュレーション教育研修に計６人派遣した。平成 30 年度からは国際連携本部の講師派遣による「日常英会話トレーニング」の受講を開始した。また，地域の看護職員の実践力向上のため，看護職員・看護学生・看護教員を対象とした「臨地実習指導者育成研修」及び「学びなおし研修」を実施し，延べ 131 人が受講した。さらに，「つがるブランド地域先導ナース育成事業」の「病院からつなぐ地域包括ケア看護実践者育成コース」を実施し，本院看護部からの５人を含め 17 人が受講した。 ○ 国立大学附属病院長会議が主催する海外実務研修に，本院の管理栄養士が選考され，台湾の６医療施設を訪問し，外国人患者の受入体制の整備状況や各職種間における連	**【専門的な医療人育成に係る取組】** ○ 新たに取得した専門薬剤師の資格を最大限に発揮できるよう,「がんゲノム医療室」や「抗菌薬適正使用支援チーム」に有資格薬剤師を配属・専任させるための部内体制を整え,チーム医療に能動的に参加できるよう支援する。また,各専門領域における専門薬剤師の育成及び質の向上を図るため，引き続き,学会発表や論文作成を支援する。 **【総合臨床研修センターの設置】** ○ 令和元年 10 月に設置した「メディカルスタッフ教育研修センター」において,外部機関が開催する関連研修会等への職員派遣や院内向け講演会の開催をし，知見を深める。得た知見を活かし実施事業等の検証を行い,その結果を

		携体制を調査するとともに，最先端の医療情報システムや質の高いサービスを学ぶ機会が得られた。	基により効果的なセンター運営を行い，一層のメディカルスタッフの質向上を図る。 **【国際性向上へ向けた取組】** ○ 看護師の国際性向上のため，外国人講師による英会話研修を引き続き実施し，英会話のスキル向上を図る。 **【教育・研修体制の充実】** ○ 看護師のシミュレーション教育の技術向上を目的として，シミュレーション教育において世界有数の施設であるハワイ大学のシミュレーション教育研修に派遣し，グローバルな医療，看護の視点を持った看護師育成及び技術向上に取り組む。また，地域の看護職員の実践力向上のため，看護職員・看護学生・看護教員を対象とした「臨地実習指導者育成研修」及び「学びなおし研修」を計画・実施する。
		（平成 31 事業年度の実施状況） **【専門的な医療人育成に係る取組】** ○ 薬剤師の資質向上を図るとともにチーム医療に貢献できる薬剤師を育成するため，４人の薬剤師が各専門領域における専門薬剤師の資格維持または新規取得に向けて，各学術団体が主催する講習会や学会に参加した。また，今年度新たに４名の薬剤師が，妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師，腎臓病薬物療法認定薬剤師，日本臨床薬理学会認定薬剤師及びがん専門薬剤師の資格をそれぞれ取得した。加えて，薬物療法専門薬剤師研修施設及び日本臨床薬理学会認定薬剤師制度研修施設に認定されたことにより，他施設の薬剤師を受け入れての研修が可能となった。 **【総合臨床研修センターの設置】** ○ 「総合臨床研修センター」（仮称）設置検討ＷＧにおいて，当該センターのあり方や業務内容等の検討を重ね，令和元年 10 月に「メディカルスタッフ教育研修センター」を設置した。 **【国際性向上へ向けた取組】** ○ 看護師の国際性向上のため，外国人講師による英会話研修を引き続き実施し，計 11 人の看護師が参加し，英会話のスキル向上を図った。 **【教育・研修体制の充実】** ○ 看護師のシミュレーション教育の技術向上を目的として，シミュレーション教育において世界有数の施設であるハワイ大学のシミュレーション教育研修に平成 31 年度も２人派遣し，グローバルな医療，看護の視点を持った看護師育成の機会となっている。また，基本的看護技術研修，フィジカルアセスメント，急変時対応の研修項目にシミュレーション教育を取り入れている。 　さらに，今年度も引き続き地域の看護職員の実践力向上のため，看護職員・看護学生・看護教員を対象とした「臨地実習指導者育成研修」を実施し，計 66 人が受講した。	

【48】 臨床試験管理センターに生物統計専門家等を配置し，臨床研究及び臨床試験の支援体制を強化する。英語研究論文年間 140 編以上とする。	Ⅳ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） **【臨床研究支援体制の整備】** ○ 平成 30 年度施行の臨床研究法に対応するため，臨床試験管理センターに生物統計・データ解析対応の教員１人，臨床研究のモニタリング・監査対応の教員２人を配置した。 ○ センターの組織体制を臨床研究支援部，治験支援部，及び事務局の３つの部門に再編した。さらに，平成 30 年８月に本学臨床研究審査委員会が東北厚生局に認定され，平成 30 年度は８回委員会を開催し，新規 16 件，継続３件，変更８件について審査した。 **【先進的臨床研究及び成果の発信】** ○ 先進的な臨床研究・開発を推進するため，平成 28 年度から本院独自の支援を行った。医師主導型臨床研究 20 件 9,650 千円，先進医療技術７件 4,160 千円。 ○ 研究成果の国際誌への投稿を推進するため，平成 29 年度から英文校正にかかる費用の支援を行った。 ○ こうした取り組みにより，平成 30 年度の英語論文数は平成 28 年度の 97 編から 44 編増の 141 編となり，中期計画で設定した特定機能病院の承認要件である 70 編の２倍となる高い目標値を達成するとともに，内容的にも以下に示すように国際水準を満たすものも多く，各種の賞を受賞するとともに，企業との共同研究により特許や実用につながっている。 **（主な研究・開発実績）** ○ 内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の防災分野の課題「レジリエントな防災・減災機能の強化」において，摂南大学との共同研究として研究開発課題「被災者のヘルスリテラシー向上を目的とした地域の医療防災ネットワークの構築　―避難所・病院・自治体・薬局をつなぐ新たな試み―」に参画。 東京において全国規模のフォーラムを開催し，その成果を「病院からの全患者避難」としてとりまとめて出版。 全国の 3,000 病院を対象に病院防災体制の整備状況について調査を行い，日本災害医学会及び日本生体医工学会総会において発表。 ○ 京都大学等との共同研究による，新たな「先天性骨髄不全症」とその原因となる遺伝子の変異を発見し，米国学術雑誌「The American Journal of Human Genetics」（IF9.924）に掲載された。 ○ 国立成育医療センター等との共同研究により，抗がん剤「6-メルカプトプリン」による副作用の起こりやすさに関連する NUDT15 遺伝子の多型を詳細に解析する手法を確立した。 ○ 米国 Sanford-Burnham-Prebys 研究所に教員２人を長期派遣し，ヒアルロン酸分解酵素の共同研究を行い，細胞表面で作用する新規ヒアルロニダーゼを同定した。この研究	**【臨床研究支援体制の整備】** ○ 臨床研究が適正かつ円滑に実施されるよう，実施されている臨床試験の監査・モニタリングが確実に実施されているか定期的に確認を行い，状況に応じて，治験コーディネーター（CRC）が当該業務を支援する。 **【先進的臨床研究及び成果の発信】** ○ 先進的な臨床研究・開発，企業等との共同研究を積極的に推進するとともにし，その成果について英語論文による国際的な発信に努める。 ○ これまでの高い研究成果について，安全性を確保しつつ実用につなげられるよう，引き続き共同研究等を推進する。

		成果は J.Biol.Chem.に公表し，Editor's Pick（編集委員長推薦論文）に採択され，糖鎖生物学領域の最優秀論文として第１回箱守仙一郎賞を受賞した。 ○ 前立腺癌の診断精度を向上させる新規アッセイ法開発のため，富士フイルムとの共同研究を行い，前立腺特異抗原の糖鎖変異を標的にした新規アッセイ法を確立し特許出願した。この研究により共同研究員は第 104 回日本泌尿器学会総会賞を受賞した。 さらに，前立腺癌診断精度の向上のための癌性糖鎖変異 PSA（S2,3PSA）検査装置の開発（知財特許（特願 2017-562101）が平成 30 年３月 30 日特許査定となり PCT 申請済み（PCT/JP2016/086537））。 ○ 日本医療研究開発機構（AMED）の先進機器開発プログラムにおいて，コニカミノルタと前立腺癌の新規バイオマーカーに関する共同研究を行い，従来法を凌駕する精度を有する癌性糖鎖変異 PSA(LDN-PSA-Gi)検査装置のプロトタイプを開発した。この研究成果は第 105 回日本泌尿器科学会総会総会賞を受賞した。同検査装置を用いて前立腺癌新規バイオマーカーに関する多施設後ろ向き研究を行い，その有用性に関する論文発表（Yoneyama et al., Cancer Sci. 2019 Aug;110(8):2573-2589.）を行った。 ○ 東京都中小企業振興公社の次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 により，システムインスツルメンツ社(SIC)との共同研究を実施。前立腺特異抗原の癌性糖鎖変異を検出できるモノクローナル抗体を２種類樹立した。 ○ 臓器移植の普及啓発及び移植医療の普及・向上の功績が認められ，臓器移植対策推進功労者として本学泌尿器科学講座教授に厚生労働大臣より感謝状が授与された。 ○ 積水化学工業との共同研究により，癌性糖鎖変異 PSA の超高感度検出を可能にする基盤装置の原理検証開発を実施した。 ○ 青森県が医療・健康福祉分野での産業振興を推進する「青森ライフイノベーション戦略」に基づき，本院整形外科，青森県及び企業が連携して膝靭帯損傷時の簡易測定器「膝関節運動テスタ（KMI）」を開発し，県の医工連携の製品化第１号として全国販売を開始した。「KMI」は，膝の前十字靭帯損傷時に生じる緩み具合を数値化でき，携帯可能でかつ価格も抑えたものであり診療所等への普及が期待される。 ○ 県内の電気器具製造企業との共同研究により，3D プリンターで腫瘍部分を着色し可視化した実物大の膀胱や腎臓などの臓器模型を製作し，患者説明や術前訓練，医学教育用として活用している。 ○ 手術器械の効率的な管理を目的とした洗浄・滅菌可能なシリコンタグの開発，器械データを QR コード化し iPad 等での読み取りとデータ管理が可能となるシステムを県内の企業と共同開発した。器械の情報が画像でも確認できルことにより，医療職以外のスタッフに管理の一部を移管することが可能となるため看護師の業務削減が期待される。	

		（平成 31 事業年度の実施状況） **【臨床研究支援体制の整備】** ○ よりよい臨床研究支援体制にするため，本院の「臨床研究標準業務手順書」を改訂した。臨床試験管理センターのホームページもリニューアルし，各種申請のアップロード機能等を充実させた。 **【先進的臨床研究及び成果の発信】** ◯ 引き続き，医師主導型臨床研究，英文校正等にかかる支援を行った。 （表） **（主な研究・開発実績）** ○ 富士フイルムとの共同研究により開発した検査装置を用い，S2,3PSA 検査の薬事申請にかかる臨床性能試験を実施し，令和２年６月に PMDA に薬事申請予定。 ○ コニカミノルタとの共同研究により，癌性糖鎖変異 PSA（LDN-PSA-Gi 検査）の前立腺癌診断におけるバイオマーカー価値検証，LDN-PSA-Gi の前立腺癌細胞における合成機序に関する基礎研究を実施した。 ○ システムインスツルメンツ社（SIC）との共同研究により，前年度に樹立した前立腺特異抗原糖鎖の癌性変異を検出できるモノクローナル抗体の２種類の特性，機能解析を実施した。その成果を共同出願にて特許申請準備中である。 ○ 積水化学工業との共同研究により，癌性糖鎖変異 PSA の超高感度検出を可能にする基盤装置の原理検証開発を実施した。得られた成果を共同出願にて特許申請準備中である。	

項目	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
医師主導型臨床研究	４件 3,000千円	１１件 4,050千円	５件 2,600千円	３件 1,450千円
先進医療技術	２件 2,000千円	２件 1,000千円	３件 1,160千円	０件 ０円
英文校正費用支援	―	―	７０件 2,776千円	８９件 4,363千円

【49】 国の財政状況等を踏まえ，老朽化した病棟の改修計画を進める。さらに，医療機器等をマスタープランに則り計画的に更新し基盤整備を行う。	Ⅳ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） **【病棟新営に係る取組】** ○ 老朽化した病棟の整備計画について，平成 31 年度概算要求として「病棟新営」を文部科学省へ提出し，予算内示を受けた。病棟新営に向けて基本設計を策定した。 **【医療機器の計画的更新】** ○ 平成 28 年度から平成 30 年度における医療機器の更新・整備については，３年間で総額 2,343,642 千円の予算を確保し生命維持装置等の更新のほか，平成 30 年度はハイブ	**【病棟新営に係る取組】** ○ 令和元年度に着工予定の病棟新営事業について，令和４年度の完成に向けて計画を推し進める。 **【医療機器の計画的更新】**

		リッド手術システムの新規整備を行うなど高度医療に必要となる診療基盤の充実を図った。 **【収益力強化のための取組】** ○ 施設・設備の改善を含め，計画的に整備するために必要となる財源の確保のため，増収，経費節減の両方からの取り組みを行った。 ○ 下記のような取組を行い，３か年で 2,207 百万円の増収（対平成 27 年度比）。 平成 28 年度－臨床工学技士を増員し体制を整備したことによる特定集中治療室管理料の上位区分への変更，医師事務作業補助体制加算の新規算定等。 平成 29 年度－ハイケアユニット入院医療管理料，急性期看護補助体制加算，看護職員夜間配置加算の上位区分への変更，手術枠の見直しによる手術室の効率的運用等。 平成 30 年度－抗菌薬適正使用支援加算の新規算定，診療録管理体制加算及び後発医薬品使用体制加算の上位区分への変更等。 ○ 医薬品・医療材料・医療機器について品目の見直し及び価格交渉サポート等価格交渉の強化・共同調達，後発医薬品の採用の促進などにより，３か年で計 255 百万円を節減。 ○ 毎年度院内予算配分において，本院の機能強化，経営貢献，労働時間短縮等に関する指標を基に各診療科等へインセンティブ配分を実施し，診療科における経営意識を高めている。平成 30 年度は 13 項目 75,528 千円（診療科等配分額の 36%）を配分。 ○ HOMAS2 により診断群分類別の収益性データを分析し，平成 31 年２月に熊本で開催された大学病院情報マネジメント部門連絡会議にてポスター発表を行った。 国立大学病院データベースセンター(DBC)が提供している経営分析システム「A#」を活用し，診断群分類別の費用構造と経費率を分析した。この取組が DBC から評価され，大学情報マネジメント部門連絡会議にてセッション発表を行った。	○ 今後も自己財源や借入金等を活用し，計画的な医療機器の更新・整備を行う。 **【収益力強化のための取組】** ○ 診療報酬の改訂や病床稼働率などの経営指標を見極めながら，施設基準の新規・上位区分の届出や患者数増，診療単価増に向け積極的に取り組む。 ○ 引き続き，品目の見直し及び価格交渉の強化，後発医薬品の採用の促進などにより，経費節減に努める。 ○ インセンティブ配分を見直しながら，各診療科における経営意識を更に高める。 ○ これまで，病棟改修及び医療機器等の計画的な更新を推進するとともに，これを可能とするための増収・経費削減に積極的に取り組み，併せて戦略的な予算配分を行い病院内における経営意識を高めるなど，すでに十分な成果を実現しており，取り組みを継続，改善を図ることで，中期計画を上回る成果を実現することができる。
		（平成 31 事業年度の実施状況） **【病棟新営に係る取組】** ○ 平成 31 年度概算要求として認められた「病棟新営」について実施設計を策定し，令和２年１月に着工した。 **【医療機器の計画的更新】** ○ 医療機器更新・整備について，約 3.6 億円の予算を確保し，血液浄化装置等，更新計画に基づいた整備を行うとともに，財政投融資を活用し高精度磁気共鳴断層撮影装置(MRI)を１台増設した。 **【収益力強化のための取組】** ○ ハイブリッド手術室の本格稼働，外来化学療法室３床増床により，病院収入は平成 30	

年度比 1,472 百万円増の 22,789 百万円となった。

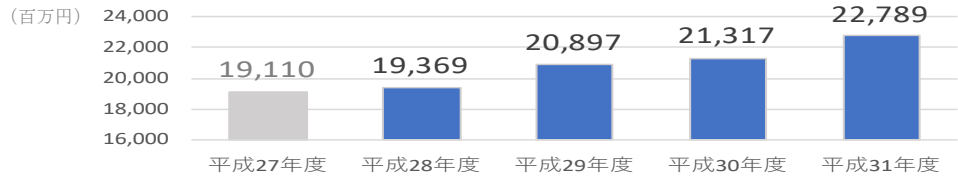

○ 医薬品・医療材料・医療機器の価格交渉の強化などにより，更に計 152 百万円の経費を節減。

○ 各診療科における経営意識を高めるため，インセンティブ配分を増やし，13 項目 89,072 千円（診療科等配分額の 39%）とした。

（千円）

インセンティブ項目	項目詳細	H28	H29	H30	H31
（１）附属病院機能強化への貢献に対するインセンティブ	英語論文	4,740	3,780	2,910	廃止
	医師主導型臨床試験	2,200	3,000	3,450	3,000
	先進医療実施体制	1,200	1,800	1,800	2,100
	CPC（剖検率）	1,425	2,800	3,000	2,800
（２）経営貢献に対するインセンティブ	収支に対する評価	30,000	30,000	40,000	40,000
	労務に対する評価	10,000	10,000	10,000	10,000
	特別調整加算	10,600	17,000	11,200	16,000
	診断書作成加算		1,504	1,560	1,557
	診療施設等に対する評価				5,616
	退院時サマリ作成率加算		351	587	廃止
（３）医療費節減加算	医療材料費節減加算	329	194	368	533
	医薬品費節減加算				1,925
（４）セカンドオピニオン加算	-	160	190	130	190
（５）院内研修会出席率加算	-		410	515	544
（６）労働時間短縮加算	-			8	4,807
	合計	**60,654**	**71,029**	**75,528**	**89,072**
	予算配分額に占める割合（%）	**31.42**	**35.03**	**35.55**	**38.67**

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上
(3)　その他の目標
④ 附属学校に関する目標

中期目標	【23】教育学部及び教職大学院の方針・計画に基づき，附属学校の機能を最大限発揮できるガバナンス体制を構築する。 【24】教育学部や教職大学院が地域社会と密接に連携・協働し，高度で先進的な教育の実践・研究の場としての機能を強化する。 【25】教育実習生の実践的指導力の向上に重点をおいた教育実習指導を展開する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和２及び３事業年度の実施予定
【50】 学部長・研究科長のリーダーシップの下，附属学校における教育・研究・教員養成に関して学校運営体制の見直しを行う。	Ⅳ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 新たな附属学校園運営体制への移行に向けた運営方針の作成を完了し，全国の附属学校に先駆け，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校の校長を全国公募により募集し，校長適任者を選考した。 ○学部，教職大学院との連携を強化するため附属学校園運営協議会を設置するとともに，平成 31 年度から，附属学校担当副学部長を統括校長に配置し，附属学校園間の連携並びに附属学校園と学部，教職大学院との連携を強化するための組織体制を整備した。 （平成 31 事業年度の実施状況） ○ 統括校長，各学校園の専任校長による新たな管理運営体制を開始させた。新管理運営体制が円滑に進むように，附属学校経営企画会議及び附属学校運営会議を新たに立ち上げてガバナンスの強化を図った。 ○ 附属学校副統括校長を中心とし，学部・教職大学院・附属学校が連携する教育実践共通研究推進委員会のもとで，附属学校園全体で一貫した教育を展開するための共同研究テーマについて検討を進め設定した。 ○ 附属中学校において，県内の遠隔地の公立学校との共同教員研修会を実施した。八戸市内の中学校の全教員 26 名と，授業参観及び教科ごとの質疑応答，校内研究に関する情報交換を行われるなど双方にとって非常に有意義なものとなり，今後，広域な連携を更に発展させていくことが期待できるものとなった。	○ 学部長のリーダーシップの下，学部と附属学校の連携を図りながら，新たな運営体制に基づき，附属学校の円滑な運営を進める。 ○ 附属学校園全体で一貫した教育を展開するための指針に基づいて活動の充実を図る。 ○ 第４期中期計画期間に向けて附属学校園の規模の適正化と研修機能の強化に関する検討を行うことにより，第３期中期計画の実績を更に進展させる。 ○ すでに全国に先駆けて校長の常勤化をはじめとした附属学校のガバナンスの強化を進めるなど体制を整備するとともに，共同研究，地域実装まで展開しており，さらに，こうした取り組みを推し進めることにより，中期計画を上回る取り組みを積み重ねることができる。

		○ 以上のとおり，学部長のリーダーシップの下，全国に先駆けて校長の常勤化をはじめとした附属学校のガバナンスの強化を進めるとともに，統括校長の配置や学部・教職大学院及び地域との連携体制を強化するための制度設計及びその実装まで展開しており，中期計画を上回る取り組みを実施している。	
【51】 教育委員会や公立学校などと連携を図り，地域が抱える教育課題の解決のため，環境教育，健康教育，インクルーシブ教育等の教育プログラムを研究・開発する。	Ⅳ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ○ 教育委員会と展開する連携推進協議会の活動において，環境教育，健康教育，インクルーシブ教育等に関する地域ニーズの把握を行った。 これに基づき，学部・研究科との連携による新たな教育プログラムの研究・開発のための制度設計を行った。 ○ 環境教育については，青森県教育委員会からの要望により必修科目とした「あおもりの教育Ⅰ（環境）」（独自テーマ科目）をベースに，弘前大学地域戦略研究所新エネルギー研究部門との連携により，附属中学校での環境教育プログラムの開発を行い，平成 30 年度に試行した。 ○ 健康教育については「教室内温熱・空気環境のマルチポイント同期計測システムの保健学習における活用」の研究を進め，教育システム情報学会 JsiSE2017 第 42 回全国大会（平成 29 年 8 月）において発表し，その概要が同大会の冊子に掲載された。 学部の保健体育講座等との間で「附属学校園健康教育推進事業（新規）」を立ち上げ，各学校園で健康教育全体計画及び年間指導計画の作成を行うとともに，幼・小・中一貫した健康教育のあり方についての制度設計を行った。また，すでに健康教育の重点化を行っている特別支援学校と連携する体制を整えた。 ○ インクルーシブ教育については，特別支援学校において，国立大学附属学校で唯一，スポーツ庁委託事業「Special プロジェクト 2020（特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業）」を受託し，障害者スポーツの拠点としての機能を明確にするため，附属特別支援学校が中心となり地域の学校や社会福祉協議会，総合型スポーツクラブとの連携による「弘前大学モデル」を開発した。 ○ 附属学校園におけるインクルーシブ教育システムの推	○ 健康教育プログラムについて検証を進めその定着を図る。 ○ 教職大学院の環境教育をベースにした教育プログラムについて附属中学校を中心に試行し，その効果の検証を進め改善を図る。 ○ 附属小学校に設置した学習支援室を中心に，附属学校園が連携して，インクルーシブ教育推進のため，通常の学級における特別支援教育の教育プログラムの研究・開発を行い，学習支援室の拡充についての方向性を定めていく。 ○ これまでの成果に加え，以上のような効果の検証と改善を図ることにより，更に中期計画を上回る成果の上乗せを実現できる見通しである。

		進に向け，平成 29 年４月に幼・小・中の子供を対象の学習支援室（ぴあルーム）を設置した。 　通常の学級における特別支援教育や通級指導の教育プログラムについて，研究成果を地域に発信した。 ○ 地域のニーズに沿った健康教育，環境教育等を展開するため，学部・研究科との連携による新たな教育プログラムの研究・開発を進めた。（平成 28～30 年度） ○　以上のとおり，教育委員会などと連携を図り，地域が抱える教育課題を的確に把握しながら，その解決のため，環境教育，健康教育，インクルーシブ教育等の教育プログラムを研究・開発し，実践に移してきた。 　さらに，附属特別支援学校による地域の障害者スポーツの拠点づくりや「弘前大学モデル」の開発による社会実装についても取り組んでおり，平成 29 年度・平成 30 年度の「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校改革の特色ある取り組み事例」（文部科学省）に２年連続して選出され，全国的へ情報発信されている。	
		（平成 31 事業年度の実施状況） ○ 附属学校園健康教育協議会を中心に健康教育プログラムの試行・検証を進めるとともに，教職大学院の環境教育をベースにした教育プログラムについて附属中学校を中心に試行し，地域の教育委員会との連携協議会等を通じて成果を発信した。 ○ 附属小学校に設置した学習支援室を中心に，附属学校園が連携して，インクルーシブ教育推進のため，通常の学級における特別支援教育の教育プログラムの研究・開発を行うとともに，その成果について，公開の研修会等を通じて地域に発信した。	

【52】総合大学の強みを活用し，学部・研究科を超えた多様な学問領域を融合し，アクティブ・ラーニングをはじめとする新しい教育方法の研究・開発を行う。

Ⅲ

（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）

○ アクティブ・ラーニング等をはじめとする新しい指導方法について，児童・生徒が身に付けるべき資質・能力や教科横断的・教科連携的な指導の視点から研究方針を策定した。（平成 28 年度）

［研究会等活動実績］

区　　分	参加者数
（附属小学校） 公開研究発表会「共に学ぶ～アクティブ・ラーニングの視点を生かして～」	600 人
（附属特別支援学校） 展覧会「あそびのかたち・生きる跡」	570 人

○ 次期改定学習指導要領を見据えた新しい教育方法の研究・開発を行い，その成果について公開研究会等を通じて地域に発信した。（平成 29 年度）

［研究会等活動実績］

区　　分	参加者数
（附属中学校） 公開授業研修会「深い学び」について	120 人
（附属特別支援学校） 公開研究会「豊かに表現する児童生徒を育む授業の在り方」	31 人

○ 教職大学院において他学部等と連携して行っている地域課題への取組をモデルとして，学識的知見を活かし，次期改訂学習指導要領を見据えた新しい教育方法の研究・開発を行った。また，その成果について，公開研究会等を通じて地域に発信した。（平成 30 年度）

［研究会等活動実績］

区　　分	参加者数
（附属中学校） 公開研究会「次期学習指導要領」について	230 人

○ 教職大学院において他学部・他研究科と連携して行われている地域課題への取組をモデルとして，学識的知見を活かし，次期改訂学習指導要領を見据えた新しい教育方法の研究・開発について，令和２年度からの小学校での学習指導要領の本格実施，令和３年度からの中学校での本格実施を踏まえて，実践の展開を通じて検証を進める。その成果について，更なる発信・普及の充実を図っていく。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>（平成 31 事業年度の実施状況）
○　教職大学院において他学部・他研究科と連携して行っている地域課題への取組をモデルとして，次期改訂学習指導要領を見据えた新しい教育方法の研究・開発について，段階的に実践へと移行した。またその成果については，公開研究会等を通じて地域に発信した。
○　附属学校教員と教育学部教員等が連携して，新たな教育プログラムの研究等を行う制度として，「弘前大学教育学部附属学校共同研究奨励費」助成事業を継続して実施し，平成 31 年度は 18 件の研究に合計 1,083 千円を助成した。
○　地域との連携による共生社会を目指した障害のある子どもたちアクティブ・ラーニングモデルの開発・展開した。
［研究会等活動実績］
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>参加者数</th></tr>
<tr><td>（附属幼稚園）公開研究会</td><td>50 人</td></tr>
<tr><td>（附属小学校）公開研究会</td><td>550 人</td></tr>
<tr><td>（附属中学校）公開研究授業</td><td>80 人</td></tr>
<tr><td>（附属特別支援学校）
学習会「発達性強調運動障害（ＤＣＤ）」</td><td>124 人</td></tr>
<tr><td>（附属特別支援学校）
造形作品展「みんなのすき～Ｒのミライへ～」</td><td>250 人</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>【53】
教育学部及び教職大学院との連携の下，附属学校教員と学生とによる協働的な省察活動を組み入れた質の高い教育実習指導体制を構築することで，多様で困難な教育課題に対しても果敢に取り組み，柔軟かつ適切に対処できる実践的指導力を育成する。</td>
<td>Ⅲ</td>
<td>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）
○ 学部教員・附属学校教員と学生とによる協働的な省察活動を組み入れた質の高い教育実習指導体制を整備した。（平成 28 年度）
○ 学部，研究科及び附属学校教員と学生による協働的な省察活動を組み入れた教育実習指導体制の下，ポートフォリオを活用した学生の自律的発展力の開発を図った。（平成 29 年度）
○ 学部，研究科及び附属学校教員と学生による協働的な省察活動を組み入れた教育実習指導体制の拡充を図るとともに，ポートフォリオを活用することによって，学生の自律的発展力の開発と客観的評価の指標を作成した。（平成 30 年度）</td>
<td>○ 教職大学院と附属学校教員との連携による学部の教育実習指導体制を充実させる。

○ 附属学校教員と学生による協働的な省察活動を組み入れた実習に関する調査・検証を行うとともに，学生が自立的・協働的に実習を進めるために「教育実習てびき」を改定する。</td>
</tr>
</table>

		（平成 31 事業年度の実施状況） ○ 学部，研究科及び附属学校教員と学生による協働的な省察活動を組み入れた教育実習指導体制の拡充と学生数の変化に対応した更新を図るとともに，ポートフォリオの活用による学生の自律的発展力の開発と，その客観的評価を行うための指標作成を進めた。 ○ 新たな附属学校運営体制への移行に伴い，学部，研究科及び附属学校がより密接に連携した教育実習指導体制を構築した。 ○ 教育実習部門会議に，ガバナンス改革により配置された常勤校長を附属と学部研究科の調整役（企画・運営を含む）として位置付け，連携の強化を図るとともに，実習における学生の個別的対応体制を強化した。	

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項等

○教育研究等の質の向上に関する全体的な状況について

１．教育

○教育学部附属教員養成学研究開発センターによる教員養成 IR の推進
計画番号【３】

・　教員養成学部・大学での IR は始まったばかりであり，教員養成カリキュラムの効果検証をテーマとし，地域の学校教員養成機能の強化という教育学部・教育学研究科の目的の達成を基礎づけるものである。①近年大学に求められている教学 IR（institutional research）の確立と，②教員就職率の向上という全国の教育学部・大学が抱える二つの課題を視野に収めつつ，③客観的なデータに基づき教員養成カリキュラムとそれに基づく指導の改善に向けた具体的知見が示されている点で，その研究的・実践的意義は大きいと考える。在学生の出身高校偏差値，入試区分，半期毎の GPA，１年次から４年次までの教職意識調査結果などを一括した IR データベースにもとづく研究の成果は，全国の国立教員養成大学・学部からなる日本教育大学協会から高く評価され，その研究誌である日本教育大学協会研究年報（令和２年３月）に推薦論文として掲載された。

○主体的・能動的学修の推進　計画番号【４】【14】

・　主体的・能動的学修を展開するため，主に教養教育を行う総合教育棟の講義室をアクティブ・ラーニング用途に更新し，アクティブ・ラーニングを展開するための学習環境を改善している。これにより，教養教育におけるアクティブ・ラーニング導入率は，平成 31 年度 61.9％となり，前年度に引き続き，中期計画目標値 50％以上を大きく上回っている。

○地域の人材や資源を活用した実践的な授業の拡充　計画番号【６】

・　本学では，平成 26 年度の『「地域志向」大学改革宣言（学長宣言）』以降，地域が抱える課題の解決に貢献する取組を進めている。平成 31 年度は地域志向科目を 336 科目開講し，第３期中期計画に掲げる地域志向科目 200 科目以上開講の目標値を上回った。また，地域（自治体や企業）の人材をゲストスピーカーとして活用して授業を行った。これらにより，県内就職志望率は平成 26 年度 36.8％から，平成 31 年度 50.1％と前年度に引き続き目標値を達成し，地域の課題解決に取り組む意欲と能力を持った人材の育成に貢献した。

○地域の社会人の学び直しのための教育プログラムの開発・実施　計画番号【６】

・　社会人の学び直しの場として「弘前大学グリーンカレッジ」を開講している。平成 31 年度は，教養教育科目から学期ごとに 100 科目以上をグリーンカレッジ開放科目とし，18 人の社会人を受け入れた。これをきっかけとして，平成 31 年度に学部等の科目等履修生に２人が入学しており，社会人の学び直しに貢献している。

　また，「弘前大学グリーンカレッジ履修証明プログラム」として，教養教育科目を用いて，令和２年度から「アートワールドひろさきキュアプログラム」を開設，修了者には「ひろだいアートサポーター」の称号を授与することとし，社会人の学び直しの機会を充実した。

○「地域を志向したキャリア教育」の充実　計画番号【７】

・　平成 31 年度は，初年次キャリア教育科目として「キャリア形成の基礎（１年次必修）」の高次元化として２年次生を対象に「キャリア形成の発展（３学部選択必修）」を 24 授業開講し，913 人が受講した。また，３年次生対象の高年次キャリア教育科目「キャリア形成の発展（３学部必修）」を７授業開講し，837 人が受講した。また，平成 28 年度からこれまで実施してきた学部４年間にわたる体系的なキャリア教育を見直し，新たなキャリア教育を令和２年度から試行する予定である。

○教職大学院・教職員支援機構・県教委の三者連携による中堅教員研修プログラムの開発と展開　計画番号【11】

・　本学教職大学院は，「教員の資質向上のための研修プログラム開発支援事業」（教職員支援機構公募事業：単年度契約）に，開設時の平成 29 年度から平成 31 年度にかけて３年連続で採択され，青森県教育委員会と連携し学び続ける資質能力をもったミドルリーダー養成のための研修開発プログラムの開発に取り組んだ。

　県教委学校教育課指導主事及び青森県総合学校教育センター指導主事との間で「ミドルリーダー養成研修プログラム開発協議会」を組織し，協議会，研修会，研修講座検討会，他大学・他県教育委員会の視察・資料収集を３年間にわたり展開することにより，青森県のミドルリーダー養成研修プログラムの企画・実施・運営・評価等について検討し，研修プログラムを開発した。このプログラムを教職大学院のカリキュラムに反映させるとともに，平成 31 年度には青森県教育委員会及び青森県中核市（青森市・八戸市）中堅教員研修会において企画・運営・実施を試行，理論と実践の融合により教員の資質向上を目指す教職大学院のリソースを地域に展開し好評を得た。その結果，令和２年度から，青森県，青森市，八戸市教育委員会中堅教員研修会の正式なプログラムとして採用されることとなった。

○学生の経済支援の充実　計画番号【16】

・　大学独自の「弘前大学大学院振興基金」について，学生の経済支援の充実のため，従前より実施していた授業料免除に加え，平成 31 年度は新たに入学料免除を実施し，60 人（全額免除２人，半額免除 58 人）の学生の経済支援を行った。

○学生参加型の選書　計画番号【30】

・　図書選定のための新たな取組として，平成 29 年度から，学生参加型の選書ツアー「Book Hunting」を実施している。この取り組みの成果として，平成 29 年度には 180 冊，平成 30 年度には 313 冊，平成 31 年度には 183 冊の図書を整備した。平成 30 年度からは，「Book Hunting」によって整備された図書の専用コーナーを新設することによって，当該図書の利用促進を図った。選定された図書は平成 31 年度のベスト貸出しの上位に３点入るなど，貸出状況は良好に推移し，学生に対する読書推進のための活動に大いに寄与している。

○学内組織との連携による資料整備　計画番号【30】

・　平成 28 年度より，教養教育開発実践センター及び国際連携本部に対して，グローバル人材・地域志向型人材・イノベーション創出人材養成のための関連資料の選定を依頼している。平成 28 年度には 1,131 冊，平成 29 年度には 1,036 冊，平成 30 年度には 566 冊，平成 31 年度には 788 冊の図書類の整備を図ることによって，地域の人材や資源を活用した実践的な授業への支援に寄与した。

２．研究

○研究者海外派遣事業の実施　計画番号【23】

・　平成 31 年度の新規事業として，国際的な研究者間の交流，若手研究者のネットワーク形成を推進し，優れた中堅・若手教員を海外の大学・研究機関に派遣することにより，共同研究等の機会を提供するとともに，国際共著論文数の増加及び国際研究拠点の構築等を目指すことを目的として，平成 31 年度から実施し，３件を採択した。（研究費配分総額： 1,500 千円）。

○国際研究拠点形成支援事業の実施　計画番号【23】

・　平成 31 年度の新規事業として，本学の特色ある分野における国際的な研究交流拠点の構築とともに，研究者間の交流，若手研究者のネットワーク形成を推進することを目的として，共同研究，国際シンポジウム，セミナー，研究者交流等を効果的に組み合わせて実施する事業に対して経費を支援するもの。平成 31 年度から初めて実施し，３件採択した。（研究費配分総額：2,980 千円）。

○学内研究助成事業の見直し・推進　計画番号【24】【32-1】

・　「機関研究」の募集種目を見直し，新規性・競争的優位性のある「次世代機関研究」に「文理融合型」枠を設けた。平成 31 年度は，研究レベルやキャリアに応じた，本学を代表する研究に対して，以下のとおり重点配分した。

「弘前大学機関研究」
採択件数：３件，研究費配分総額：23,000 千円
「弘前大学若手機関研究」
採択件数：１件，研究費配分総額： 3,000 千円　（継続課題のみ）
「弘前大学次世代機関研究」
採択件数：２件，研究費配分総額： 4,000 千円

・　学内研究助成事業として平成 26 年度から実施している，若手及び新任研究者が一人で取り組む将来の発展が期待できる独創的な研究を対象とした「若手・新任研究者支援事業」を，平成 30 年度からは科研費公募時の審査区分表において異なる中区分に該当する複数の研究者で組織された研究課題を支援する「異分野連携型若手研究支援事業」へと再編し，平成 30 年度は 11 件へ計 10,987 千円，平成 31 年度は 11 件へ計 10,765 千円を助成した。平成 26 年度に「若手・新任研究者支援事業」で支援した若手研究者が，平成 31 年度の「弘前大学学術特別賞」において「学術特別賞（遠藤賞）」を受賞したほか，平成 26 年度から平成 30 年度に「若手・新任研究者支援事業」及び「異分野連携型若手研究支援事業」で支援した若手研究者が，平成 26 年度から平成 31 年度までの「若手優秀論文賞」受賞者 15 人中 10 人を占めるなど，着実に成果が現れている。

・　「弘前大学研究論文校閲料支援事業」を実施し，外国語による研究論文を国際ジャーナル等各種の学術雑誌へ投稿する際必要となる経費を支援した。本学の海外投稿論文及び国際共著論文数の増加につながる取組とした。（平成 31 年度支援実績　36 件）

○弘前大学 COI 拠点の独創的な取組　計画番号【29-1】

・　弘前大学 COI 研究推進機構の取り組みが，プラチナ構想ネットワーク（会長：小宮山 宏）主催「第 7 回プラチナ大賞」の最高賞である大賞・総務大臣賞を受賞した(令和元年 11 月)。「プラチナ大賞」は，社会や地域の課題を新たな取り組みで解決する自治体や企業を表彰し，社会モデルとして広げることを目的として設立され，今回は，全国の自治体や企業等から 50 件の応募があり，一次審査によって 13 件の取組が選出。最終審査発表会・表彰式において首長や企業の経営トップ等が各取組を発表し，弘前大学 COI 研究推進機構の取り組みが各賞の中で最も優れたものとして表彰された。平成 31 年度の「第１回 日本オープンイノベーション大賞」において「内閣総理大臣賞」の受賞に続き，２年連続の大きな受賞となった。

○研究・イノベーション推進機構の改組　計画番号【30-1】

・　研究基盤支援を総合的かつ戦略的に実施するため，平成 31 年度に研究・イノベーション推進機構の改組を行った。学内共同教育研究施設である機器分析センターを廃止し，同センターの機能を引き継いだ「共用機器基盤センター」を機構に設置し，全学的な研究機器の整備や機器共用化の一層の推進に取り組み，設備共用化推進経費支援制度を新設し，学部の遊休研究設備のリユース・アップグレードに対する経費を支援するなどの取組を開始し。また，「研究戦略室」を「研究イノベーション推進戦略室」に改称し，研究基盤支援の企画・立案機能の強化を図るほか，「URA 室」を設置して，URA の組織としての位置付けを明確化した。

○学術情報の収集・発信　計画番号【30】

・　弘前大学学術情報リポジトリは，平成 19 年３月に公開されて以来，学術論文等，の学内の研究成果を登録してきた。令和２年３月末おいて，全体のコンテンツ数は 5,901 件に上っている。ダウンロード数は累計で 500 万件を突破し，平成 31 年度には 584,369 件（昨年度：348,735 件 前年比：1.7 倍）がダウンロードされることによって，学術情報の収集・発信等に大きく寄与している。

　また，弘前大学，弘前学院大学，東北女子大学・東北女子短期大学，弘前医療福祉大学との間で，地域の研究成果を発信する目的で，平成 22 年度に設置された「ひろさき地域リポジトリ」は，主として紀要に掲載された論文のコンテンツを登録してきた。「地域リポジトリ」を立ち上げている大学は全国で 10 か所のみであって，弘前大学は地域の知の拠点として，他大学のコンテンツ登録をサポートしてきた。その結果，コンテンツ数 907 件に上っている。平成 31 年度には 145,339 件（昨年度：118,909 件 前年比：1.2 倍）がダウンロードされることによって，地域の学術情報の収集・発信等に大きく寄与している。

○科研費獲得のための取組　計画番号【70】

・　毎年度，「科研費申請の基本方針」を策定し，各教員に対して，科研費申請を促し，採択に向けてアカデミックチェックの義務付けなどの研究計画調書の質の向上に取り組むよう求めている。また，科研費獲得向上スキルセミナーや科研費説明会を開催し，研究計画調書の書き方や採択に向けてのノウハウ等について，学内外の講師を活用し，採択向上の取組を継続的に実施している。平成 31 年度の科研費獲得は，採択件数 382 件，採択金額 677,560 千円，件数については，第３期中において４年連続過去最高となり，科研費獲得に向けた取組の成果が着実に現れている。

３．社会との連携や社会貢献

○教育行政機関と教・医連携による地域の教育課題解決へ向けた取組　計画番号【３】【11】【51】

・　平成 27 年度に近隣６市町村教育委員会，教育学部・医学研究科との間で，地域の教育・健康課題，地域の教育力向上，次世代の教員養成に関する目的連携協定を締結し，「健康教育」「インクルーシブ教育システム構築」「地域協働型教員養成」について平成 28 年度から本格的に事業展開した。青森県の課題でもある短命県返上を目的とした子どもたちの学校における健康教育のサポート（教育学部，教職大学院と医学研究科社会医学講座との連携）や，地域の教育課題であるインクルーシブ教育システム構築（教育学部，教育学研究科，医学研究科附属子どものこころの発達研究センターとの連携）など，教育行政機関のみでは実施が困難な教育課題解決に教育委員会と連携して取り組んだ。

　平成 27 年から健康教育推進事業（研修会８回：総参加者数 708 名），インクルーシブ教育システム構築推進事業（研修会９回：総参加者数 1,307 名），地域コラボレーション活動（総派遣学生数 644 名）を実施した。その結果，地域の６市町村の公立学校への健康教育プログラムの普及につながった。また，インクルーシブ教育システム構築においては，学校のみならず幼稚園教諭や保護者を含めた地域の就学支援システムの構築の足掛かりになった。本取組は，「国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する取組状況について～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～Vol．１」に取り上げられた。

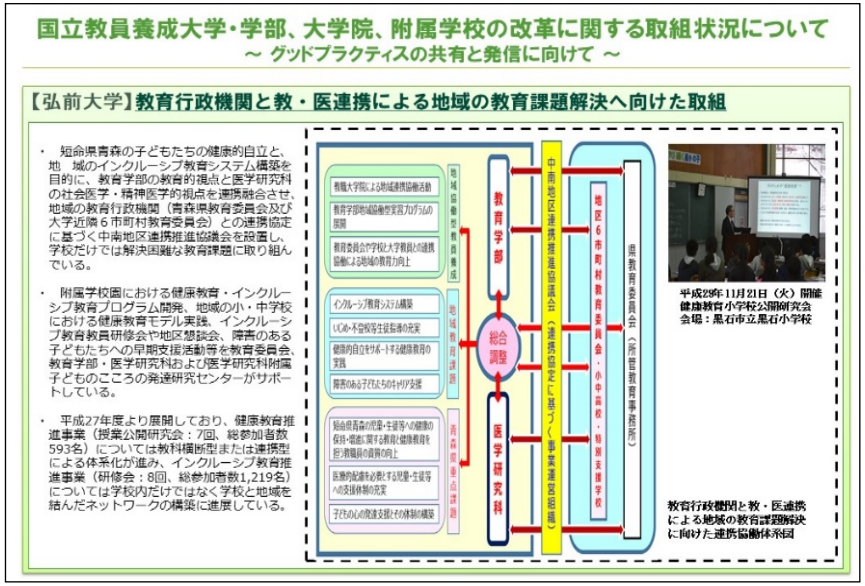

○ボランティアセンターによる自治体等と連携したボランティア活動の推進
計画番号【35】

・　ボランティアセンターは東日本大震災を機に設立され，ボランティアを通じて本学のシーズの一つである学生力を活用し，地域課題解決に資する取組を組織間連携のもとに行うとともに，地域課題の理解促進等の教育的効果の付与などを通じて，積極的に地域社会の発展に貢献する人材の育成に寄与してきた。平成 31 年度には，サイバー防犯ボランティア（実施：平成 29 年度～）の学生延べ 36 名の活動が評価を得て，青森県警察本部から表彰を受けた。

また，平成 30 年からは，子どもの貧困問題・孤食問題に積極的にも取り組んでおり，弘前市，青森県社会福祉協議会，八戸学院大学などと連携して公開講座及び連絡会を開催し，子ども食堂の運営・開業サポート等を行った結果，平成 31 年度の青森県内の小学校数に対する子ども食堂の充足率が 5%弱から 10%強へ上昇，弘前市内では 10%弱から 24%強へ上昇し，地域課題の解決に寄与した。

○研究機関・博物館・大学の共同研究による「文献観光資源学」の推進
計画番号【25】

・　平成 29 年度に大学共同利用機関法人人間文化機構国文学研究資料館（以下「国文研」という。）と弘前大学教育学部，弘前大学人文社会科学部，及び津軽地方の公的資料所蔵機関である弘前市教育委員会（弘前市立弘前図書館・弘前市立博物館），青森県立郷土館の五者が覚書を締結し「津軽デジタル風土記の構築」プロジェクトを展開した。「津軽デジタル風土記の構築」プロジェクトは，国文研が推進する「文献観光資源学」の中の柱の一つであり，全国に先駆けたモデルケースとして位置付けられている。従来紙媒体で限られていた場所（研究機関・博物館・大学等）に集中していた地域資料，すなわち古典籍や古文書・絵図などの歴史資料，さらには，固定的な碑文などもデジタル化しアクセスを容易にするとともに，紙媒体と併用することによって再資源化し，新たなデジタル環境の構築，そしてそれを地域の資源として生かしていくという未来志向のプロジェクトを展開した。平成 31 年度には，プロジェクトを貫徹し，「本州北端の風土記」となる文化遺産について HP を中心に広く公開した。（https://tsugaru-fudoki.jp/「津軽デジタル風土記」）

○COC+事業の実施　計画番号【35-1】

・　本事業は，５年間にわたり弘前大学が中心となって青森県内の高等教育機関，青森県と県内自治体，100 を超える企業・団体・NPO などが「オール青森」体制で地域の将来を担う人材の育成と学生の青森県内への就職や起業支援，雇用創出に一丸となって取り組んできた。

平成 31 年度は，人材確保に悩む県内企業を対象として，７月及び９月に「『採用力』向上ワークショップ」を開催した。学生も参加しともに採用戦略を考えたことで，採用力向上のためのノウハウを得ることができた。また，採用力向上につながるワークショップの方法が書かれた「我が社なりの採用戦略プログラム」を作成し，令和２年２月に事業協働機関へ配布したことで，県内企業等の採用活動を支援するとともに，国による補助事業終了後も産学官連携を維持し，今後の青森県内における若者の定着促進に資する取組を進める。

○深浦エコサテライトキャンパス「大学が地域住民とともに展開する文化財保護事業」　計画番号【35-2】

・　本学が連携協定を締結している深浦町と共同開設した「深浦エコサテライトキャンパス」では，公開講座及び滞在型学習支援プログラム事業を実施している。

平成 31 年度は，1,200 年以上の歴史がある深浦町円覚寺を会場とし，地元高校生を対象に，寺が所蔵している和古書の文化財保護・保存調査に係る公開講座を実施した。参加者からは「円覚寺の所蔵品を初めて見ることができた，深浦町にあることを自慢していきたい」などの声が上がり，地域の文化財を発端とした教育的効果が得られ，住民や高校生への文化財保護の啓発につながった。

○大学コンソーシアム学都ひろさきにおける事業の展開　計画番号【35-2】

・　弘前市内の６つの高等教育機関（弘前大学，弘前学院大学，東北女子大学，東北女子短期大学，弘前医療福祉大学，放送大学青森学習センター）で構成する「大学コンソーシアム学都ひろさき」の主要事業である「教育事業」「連携推進事業」「学生交流事業」を実施した。

平成 31 年度は，本コンソーシアムの学生委員会「いしてまい」が弘前市と連携し，深刻な問題となっているゴミの排出量削減やリサイクル率の向上を目的として，市役所職員と協働して「衣類回収ボックス設置活動」を展開し，本学及び弘前学院大学へ期間限定で設置。約 250kg の衣類を回収し，両大学学生への意識啓発の促進が図られた。また，弘前市長からは，次年度以降への学生委員会への活動に関するアドバイスをいただくなど，地域活動における行政の助長を得られることとなった。

○自治体や経済界等との包括連携協定締結及び連携事業の展開
計画番号【35-2】【38-3】

・　自治体等との包括連携協定の締結については，中期計画に掲げている目標値（平成 27 年度比 1.5 倍の 26 件）を３年前倒しの平成 30 年度に達成したことに加え，平成 31 年度においては，協定未締地域であった津軽半島地域に所在する「蓬田村」，県内中小企業に強いネットワークを持つ「㈱商工組合中央金庫」と締結して，更なる上積みを図り 28 件までに伸ばしている。

また，平成 28 年度から開始している，協定締結自治体と連携した地域課題の解決に向けた取組「連携調査研究事業」については，自治体からも資金拠出を行い，「リンゴの栽培・加工技術研究」「県産ニンニクの栽培研究」など，本学の強み・特色である食分野を中心として，平成 28 年度の４件の約４倍となる 15 件

の事業を展開しており，本学の教育研究活動の成果を地域貢献につなげる取組が顕著に進捗している。

○白神自然環境人材育成講座　計画番号【36】

・　平成 28 年度後期から，履修証明プログラム「白神自然環境人材育成講座」を開講し，白神山地をはじめとする青森県の自然環境に深い見識をもち，環境の保全に配慮しながら，自然資源の管理と活用することのできる人材を育成している。本プログラムは，教養課程において開講する講義科目と，白神を深く学ぶ特設科目を組み合わせた 10 科目の専門人材育成講座で，履修期間は２年間としている。

平成 31 年度には２期生３名が履修期間を満了し，うち２名が「白神自然環境サポーター」の認定及び履修証明書の交付を受けた。修了生は弘前大学白神研究会に所属するなど，本学教員と連携し白神山地の保全・活用に貢献している。

○市内大学図書館との連携　計画番号【37】

・　本学附属図書館は，昭和 63 年に弘前学院大学附属図書館，東北女子大学附属図書館との間で，相互利用協定を締結している。三者間の協定に，新たに弘前医療福祉大学・短期大学部総合図書館を加えて，弘前市内四大学図書館間の相互利用協定を令和２年１月６日に締結した。従来，近隣の大学の図書館を利用するためには紹介状が必要であったが，この協定の締結によって紹介状が不要となった。以上の取組の結果として，近隣の大学図書館との連携をより一層深めるとともに，利用証の発行，資料の貸出，館内資料の複写等の面において学生及び教職員の利便性を大きく向上させた。

○図書館利用者アンケートによる図書館サービス向上　計画番号【37】

・　利用者の要望等をサービスの向上につなげる取り組みの一環として，令和元年 11 月に「図書館利用者アンケート」を実施し，アンケート結果を令和２年２月に図書館 HP に掲載した。当館は学外者の利用も多い。平成 31 年度の学外者入館者数は 20,052 人，前年度比で 17%増加している。以上のことから，アンケートの対象には，本学の学生や教職員だけでなく，一般の利用者も含まれている。アンケート結果への対応として，利用者から要望の多かった「飲用スペースの拡張」と「開館時間の変更」（平日の開館時間を午前９時から午前８時 30 分へ変更）を令和２年４月から実施することとした。

○学術講演会連動ミニ展示　計画番号【37】

・　平成 31 年度に研究・イノベーション推進機構が開催した学術講演会に連動し，講演者の著書に POP をつけて展示した。これは，学術講演会開催を周知するとともに，聴講した人が本を読むことで，更に知識を深めるための取組となった。

○外務省との連携による資料館企画展　計画番号【37】

・　資料館では，平成 31 年度に「“装う”アフリカ」をテーマとする第 22 回企画展を開催した（会期：令和元年６月１日～７月 20 日）。この企画展に関しては，第７回アフリカ開発会議（TICAD7）（共催：日本政府〔外務省〕，国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所，世界銀行東京事務所）から「TICAD7 パートナー事業」の一つに認定された。政府関係機関との共催は初めての取組であり，今後，我が国とアフリカの関係の深化に寄与することが期待される。企画展開催期間中の来館者数は 838 人であった。

○地方創生ネットワーク会議　計画番号【38-1】

・　平成 29 年度から，本学と連携協定を締結している青森県内自治体や金融機関等が連携して地方創生を推進することを目的に「弘前大学地方創生ネットワーク会議」を年３，４回開催している。

平成 31 年度は，年間テーマ「人口減少問題」を設定し，毎回テーマを多角的に捉えたプログラムを提供するとともに，パネルディスカッション等を通じた出席者との双方向で討議可能なスタイルへ見直しを図った結果，地域課題に対する情報共有や理解が深まり，参加機関同士における連携強化が促進された。開催後のアンケート調査では，プログラム全体に対する満足度において，ほぼすべての回答で「満足」との評価が得られた。

４．グローバル化

○海外研究機関とのネットワーク形成と国際交流を推進するための取組
計画番号【39】

・　海外研究機関との積極的なネットワークを形成するため，海外協定校の新規開拓や部局間交流を推進した結果，本学の大学間交流協定校は第２期中期目標期間終了時の 26 機関から 51 機関へ，部局間交流協定校は 21 機関から 44 機関へといずれも約２倍に増加し，教員交流プログラムの派遣先や学生交流の増加につながった。また，被ばく医療総合研究所では，タイ王国に所在する大学間及び部局間交流協定校と連携して放射線に関するセミナー等を複数回開催したほか，インドネシア原子力庁やアイルランド環境保護庁といった海外研究機関と大学間交流協定を締結以降，共同調査や技術支援を実施し，アイルランド環境保護庁からは同庁研究員を客員研究員として受け入れ，高周波誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）に関する基礎研修を実施した。これらの取組により，同研究所を中心に放射線分野，被ばく医療分野に関する国際的なネットワークが構築され，当該分野における国際連携が強化された。

○日本人学生と外国人学生とがともに授業を受ける機会の拡充　計画番号【40】

・　国際性を涵養するため，日本語で実施されてきた教養教育科目の授業において，英語での解説を３分の１以上加えることで実施できる授業を募集し，教養教育科目に留学生が受講しやすくする工夫を加え，留学生と日本人学生が一緒に受ける機会を拡充している。平成 31 年度は，前年度から 12 科目増の 23 科目を開講し，338 人増の 750 人が受講し，キャンパスの国際化に貢献した。

○学生の海外派遣を促進するための取組　計画番号【41】

・　学生の海外派遣を促進するため，海外協定校へ長期留学する学生や英語圏以外の協定校へ短期留学する学生に対する経済支援を拡充するとともに，学生のニーズに合わせて，企業訪問や現地学生との交流を主とした海外短期研修プログラムを開発・実施した。また，地域社会や国際社会において必要な課題探求・問題解決力を備えた人材を育成するため，市民と協働で海外現地調査や解決策の提言を行う「グローカル人材育成事業」を実施したほか，農学生命科学部国際園芸農学科では平成 28 年度入学者から専門教育科目において海外研修を必修化し，「食」と「農業」の分野において国際的にも活躍できる人材育成に取り組んだ。これらの取組により，海外派遣学生数は第２期中期目標期間終了時の 171 人から平成 30 年度には 269 人（1.57 倍）となり，数値目標を早期に達成できた。平成 31 年度は 285 人（1.67 倍）が見込まれていたが，新型コロナウイルス感染症の影響により直前に渡航が取り止めになったプログラム等があり，242 人（1.42 倍）となった。

○受入留学生の支援体制を強化・充実させるための取組　計画番号【42】

・　海外協定校からの大学院入学者に対する修学支援のため，入学料等を減免する制度（協定校留学生授業料等免除制度）を継続して実施したほか，弘前大学基金による「外国人留学生寄宿舎奨学金制度」の創設，書籍等購入費支援などの修学支援を実施し，経済面での支援を充実させた。また，教員個々のネットワークを生かしてヨーロッパ方面の海外協定校の開拓を積極的に行い，本学受入れ後も安心して留学生活を送ることができるよう担当教員がサポートする体制を取ることで協定校からの留学生受入れを促進した。これらの取組により，第２期中期目標期間終了時の 186 人から平成 30 年度には 280 人（1.51 倍），平成 31 年度には 304 人（1.63 倍）となり，受入留学生を平成 27 年度と比較して 1.5 倍以上とする中期計画で設定した数値目標を早期に達成できた。

○附属病院について

１．評価の共通観点に係る取組状況

（１）教育・研究面の観点

○臨床研究支援体制の強化　計画番号【48】
・　臨床試験管理センターに，生物統計・モニタリング・監査等に対応するための教員３人を新たに配置するとともに，臨床試験管理センターを３つの部門に再編し，臨床研究推進のための組織体制強化を図った。

○先進的医療技術の研究・開発の主な実績　計画番号【48】
・　平成 30 年度に京都大学との共同研究により，新たな「先天性骨髄不全症」とその原因となる遺伝子の変異を発見し，米国学術雑誌「The American Journal of Human Genetics」(IF9.924)に掲載された。

○英語研究論文発表の推進　計画番号【48】
・　平成 30 年度から新たに英文校正にかかる費用を病院全体で負担することとし，平成 30 年度は 70 件 2,776 千円，平成 31 年度は 89 件 4,363 千円の支援を行った。平成 30 年度の英語論文数は平成 28 年度の 97 編から 44 編増の 141 編となり，中期計画で設定した特定機能病院の承認要件である 70 編の２倍となる高い目標値を達成した。

○被ばく医療への取組　計画番号【45】
・　本学が原子力規制委員会から「高度被ばく医療センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」に指定されたことを受けて，弘前大学放射線安全総合支援センターが主催する「原子力災害時医療に関する基礎研修」を，４年間７回の開催で延べ約 1,600 人が受講した。この研修は，放射線及び放射線影響に関する基本的知識の向上を図るとともに，より専門的な人材育成を目的とした「原子力災害時医療中核人材研修」も毎年開催し，計 67 人が受講した。また，平成 29 年度から原子力災害発生時の専門的医療に備えるため，本学が担当するエリア(北海道・青森県・宮城県)の原子力災害拠点病院に対し「原子力災害医療派遣チームに係る専門研修」を毎年開催し，計 123 人が受講した。さらに，青森県，北海道及び宮城県の原子力防災訓練に専門的立場から助言するなど協力し連携を深めた。

（２）診療面の観点

○感染制御に関する取組　計画番号【43】
・　感染制御センターが事務局となっている青森県感染対策協議会(AICON)の活動が評価され，薬剤耐性対策推進国民啓発会議(内閣官房，厚生労働省など所管)において，第１回薬剤耐性対策普及啓発活動表彰・薬剤耐性対策推進国民啓発会議議長賞(最高賞)を受賞した。

○先進的医療技術に関する取組　計画番号【44】
・　平成 28 年度に北東北で初めて「ロボットスーツ HAL(医療用下肢タイプ)」を導入し，延べ 697 人に先進的なリハビリテーションを実施した。治療成績の分析により，短期及び長期治療経過においても歩行能力の改善・維持効果が得られることを明らかにし，その結果を国内外の学術学会等で報告し，有用性を広く示し普及啓発に取り組んでいる。

○がん死亡率改善に向けた取組　計画番号【44】
・　青森県におけるがんの 75 歳未満死亡率は，平成 16 年以降全国最下位であり，がんの罹患率は全国平均並みだが早期発見が少ないという本学の研究・分析結果を受け，青森県が実施した「大腸がん検診モデル事業」へ参画することとし，受託事業として平成 30 年度から２年間実施した。延べ 87 日，1,040 人に検査を実施し，初期大腸がんや大腸ポリープ等の前がん病変の早期発見につながった(要治療と診断された者 149 人)。

○地域救急医療への貢献　計画番号【44】
・　地域の要請に応え，平成 28 年度から外科系二次救急輪番を開始し，さらに，平成 31 年度からは地域の救急医療体制を維持するため，外科系の輪番回数を増やし，新たに内科系二次救急輪番も受け持つこととした。本来特定機能病院が担うべき第三次救急のみならず，二次救急輪番へ参画することにより，地域医療崩壊を防ぐ最後の砦としてその使命を全うしている。

項目	H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	実施回数	受入人数	実施回数	受入人数	実施回数	受入人数	実施回数	受入人数
二次救急輪番(外科)	27	201	42	328	51	485	79	815
二次救急輪番(内科)	－	－	－	－	－	－	26	260

（運営面の観点）

○病棟の整備状況　計画番号【49】

・　老朽化した病棟の整備計画について，平成 29 年度から文部科学省と協議を重ね，平成 31 年度概算要求として文部科学省へ提出した「病棟新営」が認められ，令和２年１月に着工した。

○増収及び経費削減の取り組み　計画番号【49】

・　増収策として，ハイブリッド手術室の整備に伴う手術件数の増及び外来化学療法室３床増床に伴う注射件数の増等により，病院収入額は４か年で 3,679 百万円の増収となった(対平成 27 年度比)。

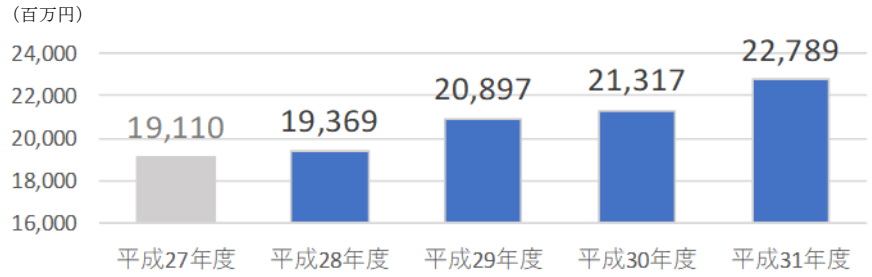

・　経費削減策として，医薬品･医療材料・医療機器について品目の見直し及び価格交渉の実施，後発医薬品の採用促進，医療材料購入・医療機器更新における共同調達，委託業者による価格交渉サポート等の取組により，４か年で 407 百万円を節減した。

○戦略的な予算配分　計画番号【49】

・　院内予算配分において，本院の機能強化，経営貢献，労働時間短縮等に関する指標を基に各診療科等へインセンティブ配分を行っている(各年度診療科等配分額の約 35%)。なお，インセンティブ項目は毎年度見直しを行っている。

○国立大学病院管理会計システム(HOMAS2)等を活用した経営分析　計画番号【49】

・　大学病院情報マネジメント部門連絡会議において，HOMAS2 による診断群分類別の収益性データを分析し，各診療科へヒアリング･報告を行った取組について，ポスター発表を行った。また，国立大学病院データベースセンター(DBC)が提供している経営分析システム「A#」を活用し，診断群分類別の費用構造と経費率を分析し，外部有識者を交えて開催している本院経営戦略会議にて報告を行った取組が DBC から評価され，講師依頼を受けてセッション発表を行った。

○附属学校について

１．特記事項

○ガバナンス改革による附属学校園の一体化と学部・教職大学院との連携強化　計画番号【50】

・　平成 29 年度に教育学部長をトップとした「学部・教職大学院・附属学校園の一体化に関する協議会」を設置し，学部・教職大学院改革と連動した附属学校園のガバナンス改革についての制度設計を行った。その結果，平成 31 年度に附属学校園担当副学部長を統括校長とし，附属小学校・中学校・特別支援学校には全国公募により選出した常勤校長を配置する新体制を構築した。学部・教職大学院・附属学校園の役割の明確化と連携の強化，そして附属学校園の一貫教育体制整備につながっている。その後，学部・教職大学院・附属学校園の管理運営体制を刷新するとともに，学部・教職大学院・附属学校園の連携を強化するための「附属学校経営協議会」を設置し，月１回の協議を実施した。当初の中期計画を上回るスピードでガバナンス改革が進むとともに，学部・教職大学院・附属学校園の一体化が進展した。平成 31 年度には，附属小・中学校の規模の適正化と，第４期中期目標・中期計画に向けて附属学校園の教員研修機能の強化につなげるための改革を開始した。

○附属学校園による地域のインクルーシブ教育システムの推進　計画番号【51】

・　平成 29 年 4 月に附属幼・小・中の幼児児童生徒対象の学習支援室（ぴあルーム）を開設し，附属特別支援学校の職員を主任として配置した。平成 29 年４月から令和２年３月までの利用状況は，保護者面談を延べ 207 件（月平均６件），教員との面談（ケース会議含む）を延べ 198 件（月平均６件），幼児児童生徒に対する定期的なぴあルームでの指導・支援を延べ 1,607 件（月平均 45 件）実施した。この取り組みの成果について，専任教員により日本教育大学協会研究集会を通じて全国に情報発信を行うとともに，地域の学校教員に「ぴあルーム」とその取り組みを広く公開した。また，附属小学校において，平成 29・30 年度に文部科学省「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業～特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業～」を受託，特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画を大学と協力して策定し，合理的配慮に係る体制整備，発達障害等の可能性のある児童を取り巻くいじめの防止や不登校対策等の生徒指導上の課題に対する体制整備，校内支援体制の整備等に取り組んだ。この事業に係る授業 UD 研修会には，県内外の教職員や教育関係者総計 590 名（２年間）の参加があり，青森県内の公立小・中学校への UD に配慮した授業に対する理解が進む契機となった。

○附属特別支援学校を核とした地域の障害者スポーツの拠点化構想「弘前大学モデル」の提案　計画番号【51】

・　平成 29 年度から特別支援学校は全国附属学校で唯一スポーツ庁委託事業（「Special プロジェクト 2020（特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業）」）を受託し，特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業に取り組んでいる。プロジェクト実行委員会を特別支援学校関係者，関係行政機関，福祉事業関係者，地域の総合型スポーツクラブを交えて組織し，障害者スポーツ普及を展開した。その実績は，実技指導研修会５回（参加者合計 197 名），スポーツ大会４回（参加者合計 626 名），出前講習会７回（参加者合計 224 名），スポーツ教室 37 回（参加者合計 1,285 名）である。これらを通じて，障害者スポーツの拠点としての機能を明確にするため附属特別支援学校が中心となり地域の特別支援学校や社会福祉協議会，総合型スポーツクラブとの連携による「弘前大学モデル」を開発した。さらに，平成 31 年度には福島県の障害児スポーツ団体との間でインターネットを通したスポーツ大会（参加者：青森県 135 名・福島県 18 名，審判員：青森県 14 名・福島県 10 名，学生役員：弘前大学学生 44 名）を開催，障害者スポーツ大会サテライト方式ロールモデルを構築し，障害者スポーツの普及に大きく貢献した。本取組は，「国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する取組状況について～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～Vol．２」に取り上げられた。

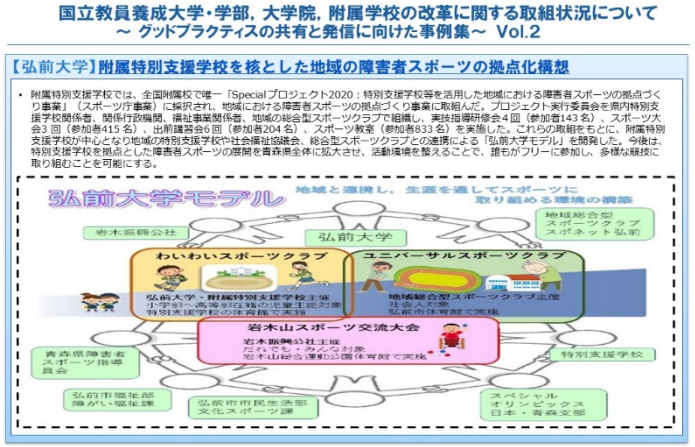

地域の障害者スポーツの拠点化構想（国立教員養成大学・学部附属学校の改革に関する取組におけるグッドプラクティス）

２．評価の共通観点に係る取組状況

（１）教育課題への対応について

○学校現場が抱える教育課題について，実験的，先導的に取り組んでいるか。
計画番号【51】

・　青森県教育委員会の教育課題として，「健康教育」と「環境教育」「インクルーシブ教育システム構築」の３つの教育課題があげられている。このうち，「健康教育」と「インクルーシブ教育システム構築」について，教育学部と医学研究科が大学近隣の６市町村教育委員会と目的連携協定を締結した後に「中南地区連携推進協議会」を設置し，教育プログラムの開発に取り組んでいる。特に，附属学校園では，学部・教職大学院の教育研究実践の場としての機能，及び地域の先進的モデル校の機能を果たすため，「附属学校園健康教育推進事業協議会」，「ぴあルーム」（附属四校園の通常学級に通う支援の必要な子どもたちのサポート拠点）を設置し，学部・教職大学院教員と協働して研究開発に取り組み，その成果を研修会で公表したり，紀要・報告書等で地域に発信したりし，好評を得ている。

○審議会答申などにより明確となる新たな教育課題や国の方策について，率先して取り組んでいるか。計画番号【52】

・　審議会の答申を踏まえ，アクティブ・ラーニング等をはじめとする新しい指導方法について，平成 28 年度に児童・生徒が身につけるべき資質・能力や教科横断的・教科連携的な指導の視点から研究方針を策定し，附属小学校・特別支援学校で事業展開している。さらに，平成 29 年度からは，附属学校園全体で次期改訂学習指導要領を見据えた新しい教育方法の研究・開発を行うこととし，その成果について公開研究会や教育実践研究紀要等を通じて地域に発信しており，好評を得ている。

○地域における指導的あるいはモデル的な学校となるように，多様な子供たちを受け入れながら，様々な教育課題の研究開発の成果公表等に取り組んでいるか。
計画番号【51】【52】

・　附属幼稚園・小学校は，入学定員確保のために，受験者のほぼ全員が入学している状況であり，多様な子供たちを受け入れている。また，発達障害等，特別な支援が必要な子供達の教育充実を目的として，附属小学校に「ぴあルーム」を開設し学部内措置で経験豊富な専任教員１名を配置し，幼稚園から途切れのないサポートを行っている。様々な教育課題の研究開発の成果公表については，学部の研究紀要とは別に，教育学部教育実践紀要「クロスロード」を年１回刊行し，学部と附属学校園との学校における実践的課題に対応する研究成果を全国に向けて発信している。

（２）大学・学部との連携

○附属学校の運営等について，大学・学部側との間で協議機関等が設置され十分に機能しているか。計画番号【50】

・　教育学部長をトップとした「学部・教職大学院・附属学校園の一体化に関する協議会」を設置し，学部・教職大学院改革と連動した附属学校園のガバナンス改革についての制度設計を行った。その結果，平成 31 年度に附属担当副学部長を統括校長とし，附属小学校・中学校・特別支援学校には全国公募により選出した常勤校長を配置する新体制を構築した。学部・教職大学院・附属学校園の役割の明確化と連携の強化，そして附属学校園の一貫教育体制整備につながっている。その後，学部・教職大学院・附属学校園の管理運営体制を刷新するとともに，学部・教職大学院・附属学校園の連携を強化するための「附属学校園経営協議会」を設置し，月１回の協議を実施することにより，中期計画を上回る取り組みを実施している。

○大学・学部の教員が，学校現場での指導を経験する意義を踏まえ，一定期間附属学校での授業の担当や，行事への参加などについてのシステムが構築されているか。計画番号【50】【53】

・　学部・教職大学院教員については，附属学校園教員との研究面での連携を強化するための「教育実践協同研究推進委員会」や，教育実習をはじめとした教員養成カリキュラムを相互間で連携協議する「教育実践総合センター教育実習部門会議」を組織し，大学・学部教員が授業を担当したり，行事に参加したりするシステムを構築している。具体的には，これらの組織により，教職大学院の教員による提案事業や，附属小学校・中学校の公開授業研究会における学部教員の提案授業及び授業検討会での指導助言，そして教科教育・教科専門教員を中心に，附属中学校における Tuesday 実習（3 年次必修長期継続型教育実習）での模範授業等を実施している。

○附属学校が大学・学部におけるＦＤの実践の場として活用されているか。
計画番号【50】【53】

・　教育学部学務委員会 FD 部門が，学部教員の年間 FD 計画を立案し，定期的に FD 研修会を行っている。その中で，毎年，新任教員を対象とした附属学校４校園での実地 FD 研修を行っている。また，「教育実践協同研究推進委員会」と「教育実践総合センター教育実習部門会議」により，学部と附属学校園との連携事業に学部全教員が何らかの関りを持つ体制が整備されており，FD の場として活用されて居り，教育学部教員として必要な学校現場における教育理論と実践の理解につながっている。

○大学・学部のリソースを生かしながら，質の高い教育課程や教育方法の開発に取り組んでいるか。　計画番号【52】

・　「教育実践協同研究推進委員会」により，教育・教科分野毎に学部・教職大学院と附属学校園の教員との間で教育課程や教育方法等を研究開発する分科会を組織し，大学・学部の人的・物的リソースを生かしながら日常的に取り組んでいる。この取組は，附属学校園の質の高い教育課程や教育方法の開発に寄与しているとともに，人事交流で青森県教育員会から派遣されてきた附属学校園教員の研修機能を持ち合わせており，青森県の学校教員の資質の向上につながっている。

○附属学校での実践研究の成果が大学･学部の教員養成カリキュラムに反映されるシステムが構築されているか。　計画番号【52】

・　附属学校園での実践研究成果の発表の場である公開研究会には，学部教員が，提案授業の企画・立案の段階から共同提案者または助言者として参画している。この公開研究会（提案授業・授業検討会）に学部学生を無料で参加させ，教育現場における教育の現代的課題の対応等について現職の教員と一緒に学ぶ体制を取り，その後，学部教員によりゼミ等で省察検討会を実施し，附属学校園での実践研究成果を教員養成カリキュラムに反映させるシステムを構築している。

①大学・学部における研究への協力について

○大学･学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。　計画番号【50】【52】

・　学部，教職大学院，附属学校園の全教員により，「教育実践協同研究推進委員会」を組織し，全体会の実施と教育・教科分野等の日常的な分科会活動を行い，学部教員が学校における実践的課題解決に資するための研究活動，及び附属学校園教員の資質の向上につながっている。これらの活動をサポートする施策として，学部長のミッション達成経費より，学部教員と附属学校園教員との共同研究助成（年間 10 件程度，約 100 万円）を行う支援体制を構築している。

○大学･学部と附属学校が連携して，附属学校を活用する具体的な研究計画の立案･実践が行われているか。　計画番号【50】【52】

・　上述の「教育実践協同研究推進委員会」により，学部・教職大学院教員全員と附属学校園教員全員が一同に会する全体会（年１，２回）と，分科会ごとの年４回の定例研究会を開催している。一方，この組織を介して，学部・教職大学院教員の実践研究計画の企画・立案，附属学校園での実施や，附属学校園の公開研究会（提案授業）に関連する研究計画の立案・企画のための取組を日常的に行っている。

○大学・学部との連携により，学校における実践的課題解決に資するための研究活動が行われているか。　計画番号【51】【52】

・　弘前大学教育学部研究紀要とは別に，教育学部紀要「クロスロード（教育実践報告）」（教育実践協同研究推進委員会編集 ISSN 1345-675X）を年１回刊行（20 編程度）し，学部と附属学校園との学校における実践的課題に対応する研究成果を全国に向けて発信している。また，これらの研究の内容については，日本教育大学協会研究集会等において，学部教員・教職大学院教員と附属学校園教員との共同研究として発表している。

②教育実習について

○質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場として実習生の受入れを進めているか。　計画番号【53】

・　附属学校園では，質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場としての機能を確保するため，教育学部附属教員養成学研究開発センターにより開発された１年次から４年次まで体系化された教育実習プログラムに即して，学部教員と連携して，教育実習を展開している。この教育実習プログラムを円滑に進めるために，「教育学部教育実践総合センター」に，学部各講座教員と附属小学校・中学校・特別支援学校長，副幼稚園長とで構成される「教育実習部門」を設置し，日常的に教育実習への連携協力体制について協議・調整を行い，実効性のある実習の展開・学生指導につなげている。

○大学・学部の教育実習計画は，附属学校を十分に活用したものとなっているか。（附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけについて検討が進められているか。）　計画番号【53】

・　教育学部附属教員養成学研究開発センターにより開発された１年次から４年次まで体系化された教育実習プログラムに即して，「教育学部附属教育実践総合セ

ンター教育実習部門」で実習計画が立案され，実行されている。また，教育学部近隣市町村と教育学部との連携協定に基づき，地域の教育実習受入校とで連絡協議会を設置し，２・３年次の附属学校での教育実習が完了した学生が，４年次に公立学校での学校サポーター実習を履修するシステムが構築されており，年次進行で体系的に教育実践力を高めるこの体制は，学生並びに受入校からの評価が高い。

○大学・学部の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。 計画番号【50】【53】

・ 学部・教職大学院と附属学校園との間での教育実習実施のための協力調整は，「教育学部附属教育実践総合センター教育実習部門」で行う体制となっている。この組織は，学部からは各教科の教育実習担当者 49 名，教職大学院実習担当者１名，附属学校園統括校長，附属学校長３名，副園長１名，及び附属学校園実習主任４名で構成されており，月１回の定例会議のほか，実習開始前後において，適宜臨時会議が招集され協力調整機能を維持・強化している。

○大学・学部と遠隔地にある附属学校については，教育実習の実施に支障が生じてないか。 計画番号【52】

・ 附属学校は教育学部から近距離（約２㎞）にあり，教育実習を実施するにあたり支障は生じていない。

（３）地域との連携

○教育委員会と附属学校との間で組織的な連携体制が構築されているか。

・ 青森県教育委員会と附属学校園との間で，人事交流をはじめ，管理運営に関する協議を年２回定期的に行うとともに，校長が公立学校長会へ出席し，地域の抱える教育課題についての情報交換を定期的に行っている。また，大学近隣６市町村教育委員会との間で学部・教職大学院を交えての連携協議会が年２回開催され，この協議会にも附属学校園の代表者が出席しており，教育委員会との組織的な連携体制が構築されている。

○地域の学校が抱える教育課題の解決に教育委員会と連携して取り組んでいるか。

・ 地域の学校が抱える教育課題の解決については，附属学校園の教員が，大学近隣地域の教育委員会や市町村公立学校の教員が組織する研修会及び研究会に参加することにより，課題把握や情報交換を行っている。これらの連携を参考に，附属学校園での研究計画を企画・立案し，実践研究を行っている。その研究成果の場である公開研究会は，県教育委員会及び地域の教育委員会・校長会の後援のもと行われ，地域の各学校の校外研修会として位置付けられ，多くの参加者を得ている。

○教育委員会と連携し，広く県内から計画的に教員の派遣・研修が行われているか。また研修後に各地域に研修成果を生かした貢献ができているか。 計画番号【50】【52】

・ 青森県内各地区の教育委員会や学校からの要請にこたえて，附属学校園の教員を研修会に派遣している。遠隔地の八戸地区の中学校の全教員が附属中学校に研修に来るなど，地域貢献が進展している。

（４）附属学校の役割・機能の見直し

○附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われているか。 計画番号【50】

・ 平成 31 年度の附属学校園ガバナンス改革により，統括校長を配置するとともに，統括校長を中心に学校園長・副園長・教頭・事務担当者で組織する「附属学校園運営会議」を設置し，月１回，将来構想・基本計画や運営上の課題等について協議している。統括校長は，副学部長（附属学校担当）が兼任しており，「附属学校園運営会議」における将来構想・基本計画について，適宜，学部長・副学部長会議や学部の基本構想会議，教授会に諮り，附属学校の在り方やその改善・見直しについて，十分検討が行われている。

○附属学校として求められる機能の強化を図る観点から，その規模も含めた存在意義の明確化や大学の持つリソースの一層の活用がなされているか。 計画番号【50】【51】

・ 上述の学内体制に加え，青森県や地域の教育委員会と教育学部との定期的な協議会の折に，附属学校園の在り方等についても併せて協議を行い，地域の意見の聴取等を行っており，地域のニーズに即した附属学校園の機能強化につなげている。なお，地域の意向にこたえ，今後，附属学校園の教員養成機能はもとより研修体制の強化を行う方向である。これに併せて附属小学校・中学校の規模の見直しを行う計画である。

Ⅱ　予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

※　財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅲ　短期借入金の限度額

中 期 計 画 別 紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実　績
1　短期借入金の限度額 ２，６３７，２９３千円 2　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1　短期借入金の限度額 ２，６３７，２９３千円 2　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	実績なし

Ⅳ　重要財産を譲渡し，又は担保に供する計画

中 期 計 画 別 紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実　績
1．重要な財産を担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い，本学の土地及び建物を担保に供する。	1．重要な財産を担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い，本学の土地及び建物を担保に供する。	附属病院の病棟整備に伴う工事及び「高精度磁気共鳴断層撮影装置」の整備に必要となった経費の長期借入に伴い，本学の土地及び建物を担保に供した。

Ⅴ　剰余金の使途

中 期 計 画 別 紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実　績
○　毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は，その全部又は一部を，文部科学大臣の承認を受けて，教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	○　決算において剰余金が発生した場合は，その全部又は一部を，文部科学大臣の承認を受けて，教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	文部科学大臣の承認を受けた剰余金のうち，207,276 千円を取り崩して教育研究の質の向上等に充てた。

Ⅵ　そ　の　他　　1　施設・設備に関する計画

中 期 計 画 別 紙

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　源
文京町講堂耐震改修, 小規模改修, 手術支援システム	総額 689	施設整備費補助金 （ 44 ） 長期借入金 （ 363 ） (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （ 282 ）

（注１）施設・設備の内容，金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注２）小規模改修について平成 28 年度以降は平成 27 年度同額として試算している。
なお，各事業年度の施設整備費補助金，（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金，長期借入金については，事業の進展等により所要額の変動が予想されるため，具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。

中期計画別紙に基づく年度計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　源
総合研究棟（医学系）改修，実験研究棟（動物実験施設）改修，ライフライン再生（給排水設備，空調設備），園舎改修，病棟，基幹・環境整備（支障切り回し），小規模改修等	総額 2,393	施設整備費補助金 （ 1,252 ） 長期借入金 （ 1,110 ） (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （ 31 ）

（注）施設・設備の内容，金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

実　績

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　源
総合研究棟（医学系）改修，実験研究棟（動物実験施設）改修，ライフライン再生（給排水設備，空調設備），園舎改修，病棟，基幹・環境整備（支障切り回し），小規模改修等	総額 2,088	施設整備費補助金 （ 1,043） 長期借入金 （ 1,014） (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （ 31）

○　計画の実施状況等

「高精度磁気共鳴断層撮影装置」の入札に関し，当初の予定より安価に抑えることができたため，長期借入金に差異が生じている。

また，進捗状況により計画が変更となった事業があったため，施設整備費補助金に差異が生じた。

Ⅶ　そ　の　他　　２　人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実　績
○全学的な視点による教員の選考と機能的な教員配置を実現するとともに，教育研究の活性化を図るため，教員定員の20%への年俸制の適用及び外国人教員数を平成27年度と比較し倍増させる。また，ポイント制による教員定員の管理を行い，若手教員の雇用を推進する体制を整備する。	○全学的な視点による教員配置を行うため，教員の採用・補充等については，引き続き学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施するとともに，外国人教員の補充が可能なポストを確認しつつ，教員公募を行う。また，若手教員の雇用を推進するための雇用計画を策定する。【年度計画57】	○『「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P40,41,59,62，参照』
○組織的かつ計画的な人材の育成・確保を行うため，SD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを整備する。	○検証した研修の評価をもとに，SDプログラムの整備に向けて，「国立大学法人弘前大学人材育成方針（研修の体系化）」の見直しを行う。【年度計画59】	○『「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P44,59,62，参照』
○職員の視野を広げ多様な経験を積むことで企画力・折衝力等を向上させるため，国の機関及び他大学等との人事交流等について，派遣先を民間企業や地域の自治体等へ拡充するとともに，グローバル化に対応するため，語学研修の実施等を通じて職員の英語をはじめとする外国語能力を向上させる。	○北東北国立３大学事務職員人事交流，文部科学省行政実務研修生等による国の機関との人事交流を引き続き実施する。また，民間企業等への派遣研修について， 職員に多様な経験を積ませ視野を広げるため，受入が可能な機関等の調査結果をもとに，民間企業・地方自治体等への派遣研修を引き続き実施する。【年度計画60-1】	○『「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P46，参照』
	○外国語能力が必要となる業務の調査結果を踏まえて，英語の能力向上を目的とした実効性のある研修等を検討する。【年度計画60-2】	○『「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P47,59，参照』

○ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代育成支援対策，ジェンダーバランス改善等の取組により，男女共同参画を推進する。なお，ジェンダーバランスの改善にあたり，女性教員の採用比率年平均27.5%，在職比率19.0%にし，上位職（学長・理事・監事・副学長・学部長・評議員相当）の女性を平成27年度と比較し倍増させる。	○ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代支援対策のため，託児利用料補助制度の検証を行う。また，女性限定公募の積極的な実施やトップセミナーの開催，ダイバーシティレポート制度及びプロモーションメンター制度の本格運用によって研究者や上位職への女性の採用・登用を進め，ジェンダーバランス改善を加速する。【年度計画63】	○『「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P50,51,60，参照』

○　別表１（学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	（人）	（人）	（%）
【学士課程】			
人文社会科学部			
文化創生課程	440	444	100.9
社会経営課程	620	656	105.8
人文学部			
人間文化課程	－	22	－
現代社会課程	－	22	－
経済経営課程	－	18	－
教育学部			
学校教育教員養成課程	600	635	105.8
養護教諭養成課程	80	82	102.5
生涯教育課程	－	8	－
医学部			
医学科	772	793	102.7
保健学科	860	830	96.5
理工学部			
数物科学科	312	311	99.6
物質創成化学科	208	211	101.4
地球環境防災学科	260	264	101.5
電子情報工学科	220	238	108.1
機械科学科	320	320	100.0
自然エネルギー学科	120	121	100.8
数理科学科	－	0	－
物理科学科	－	1	－
地球環境学科	－	4	－
知能機械工学科	－	11	－
学部共通	20	6	－
農学生命科学部			
生物学科	160	165	103.1
分子生命科学科	160	168	105.0
食料資源学科	220	225	102.2
国際園芸農学科	200	204	102.0
地域環境工学科	120	127	105.8
生物資源学科	－	5	－
園芸農学科	－	7	－
学士課程　計	5,692	5,898	103.6
【修士課程】			
人文社会科学研究科			
文化科学専攻	20	31	155.0
応用社会科学専攻	12	20	166.6
教育学研究科			
学校教育専攻	32	40	125.0
教科教育専攻	-	1	－
養護教育専攻	-	0	－
保健学研究科			
保健学専攻	60	70	116.6
理工学研究科			
理工学専攻	240	214	89.1
農学生命科学研究科			
農学生命科学専攻	120	106	88.3
修士課程　計	484	482	99.5
【博士課程】			
医学研究科			
医科学専攻	240	257	107.0
保健学研究科			
保健学専攻	36	49	136.1
理工学研究科			
機能創成科学専攻	18	10	55.5
安全システム工学専攻	18	24	133.3
地域社会研究科			
地域社会専攻	18	38	211.1
博士課程　計	330	378	114.5
【専門職学位課程】			
教育学研究科			
教職実践専攻	32	32	100.0
専門職学位課程　計	32	32	100.0

注）理工学部の収容定員における「学部共通 20 人」は，３年次編入定員である。

○　計画の実施状況等

【収容定員と収容数に差がある（定員充足が 90%未満）場合の主な理由】

《修士課程》

○理工学研究科理工学専攻

近年，企業における理工系人材の採用意欲の高まりから，学士課程の卒業生に対する求人数が増加しており，工学系の学科に限らず理工学部の学生の就職意欲が高まっている。企業からの求人情報は直接学生に送付されることが増えており，大学院進学を指導する前に進路を就職と決める学生が増加する原因になっている。

また，大学院修了者の多くが遠方に就職していることから，学部学生が日常的に大学院修了者と接する機会が乏しく，大学院での学修が就職後の活躍の場を広げていること等の進学後の進路状況等を直接修了者から聴く機会が少ないことも，就職を選択する学生が少なくないことの原因になっている。

博士前期課程の入学定員は，学部の改組を行ない学士課程の入学定員を３００名から３６０名とした平成２８年度に，９０名から１２０名とした。平成２８年度から平成３１年度までの４年間は，学士課程の卒業者数に対する博士前期課程の入学定員の割合が一時的に低くなっているため，学士課程修了者の進学率は大きく変わってはいないものの，収容定員に対する充足率が低くなっている。

充足率の向上に向け，学生の進学意欲を高めるために，大学院進学の意義について，学士課程の早い時期から指導している。大学院修了者を招聘し，学部学生に向けて大学院での学修が就職後の活躍の場を広げていること等に関する情報提供の機会を増やしている。

博士前期課程における学修と学部の教育課程との接続を柔軟なものとし，学部の教育課程を通して進学することの価値を理解し，進学意欲を高めることができるよう配慮している。具体的には，博士前期課程の開講科目を学部４年次に履修することを認め大学院進学後に単位を認定することで，学士課程と博士前期課程を通して連続的に研究活動を含む学修に取り組むことができるようにしている。

進学者に対しては，博士課程在学中の研究支援活動（リサーチアシスタント）に参加することを推奨し経済的支援を行っている。大学としても，検定料や入学料の免除等の経済的支援を実施している。

○農学生命科学研究科農学生命科学専攻

景気の回復に伴い，有効求人倍率も上昇が続いており，学部学生の就職環境は売り手市場の状況が続いていた。このため，企業の即戦力となるような学生を輩出する農学生命科学部においては，進路選択に際し大学院進学よりも就職を選択した学生が多く，結果として主な入学者である学部からの進学者が減少したことが定員未充足の主な要因となっている。

このような状況を踏まえ，大学院進学者を確保するため，学部４年次前期から大学院の講義を年間 10 単位まで受講することを認め，大学院入学後に単位を認定する「大学院入学前学習システム」を実施し，早い段階で大学院進学への動機づけを図っている。

また，外国人留学生の確保に向けた取り組みとして，平成 30 年度は新たに８大学の学部等と連携協定を締結し，人的・学術交流の充実を図り，志願者の確保に努めている。

更に，本学部の入学者は北海道ならびに東北地域が多いことから，平成 30 年度から北海道・東北地区の国立工業高等専門学校を訪問し，専攻科の学生の大学院進学希望があることを確認し，学生への大学院進学説明会を開催している。また，全国の国立工業高等専門学校への入試広報を充実し，高専専攻科学生の獲得を目指している。

《博士課程》

○理工学研究科機能創成科学専攻

機能創成科学専攻の入学者は学内の博士前期課程（修士課程）修了者の進学と学内外からの留学生であるが，前期課程修了者の進学者数が年度によって変動すること，また教員が受け入れることができる留学生の数と国外からの志願者数が年度によって変動することから，入学者数の変動が大きい。収容定員が少ないことから充足率の変動も大きくなりやすい。これらが一時的に充足率を低くすることの原因になっている。

学内の博士前期課程（修士課程）修了者の博士後期課程（博士課程）への進学者数を増やすために，本研究科において博士の学位を取得した修了者による進路に関する講演会を開催し，キャリア形成の参考となる情報の提供を行っている。また，進学者に対しては，博士課程在学中の研究支援活動（リサーチアシスタント）や教育支援活動（ティーチングアシスタント）に参加することを推奨しており，これらを通して授業料相当額を上回る経済的支援を行っている。継続して支援を行うとともに，経済的支援についての，学士課程や博士前期課程に在籍している学生への周知に努めている。これらの情報を修了者が自らの経験に基づいて，後輩である前期課程在学者や学士課程在学者に伝えることで，後期課程への進学意欲が醸成されることを期待している。

後期課程に進学する留学生を増やすために，主に協定校から留学してきている学士課程や博士前期課程に在籍している留学生に対し，本学の博士課程に関する情報の提供を行なうとともに，帰国後にも継続して情報の提供を行うことで国際的な広報にも努めている。

○ 別表2（学部，研究科等の定員超過の状況について）

（平成28年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数（L）【（B）−（D,E,F,G,I,Kの合計）】	定員超過率（M）（L）／（A）×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち，修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数（I）	長期履修学生数（J）	長期履修学生に係る控除数（K）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）							
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学部	265	277	2	0	1	0	1	0	0	0	0	275	103.8%
教育学部	890	952	2	0	0	0	17	38	30	0	0	905	101.7%
医学部	1,613	1,599	5	0	0	0	13	106	98	0	0	1,488	92.3%
理工学部	1,280	1,315	6	0	0	0	7	43	37	0	0	1,271	99.3%
農学生命科学部	770	814	2	0	0	0	19	27	26	0	0	769	99.9%
（研究科等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学研究科	32	42	17	0	0	8	4	11	11	9	3	16	50.0%
教育学研究科（修士課程）	64	75	4	0	0	3	4	10	2	14	5	61	95.3%
教育学研究科（専門職学位課程）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医学研究科	210	229	9	1	0	1	24	27	21	0	0	182	86.7%
保健学研究科（博士前期課程）	55	77	0	0	0	0	8	13	13	14	5	51	92.7%
保健学研究科（博士後期課程）	30	42	0	0	0	0	1	10	9	9	3	29	96.7%
理工学研究科（博士前期課程）	210	215	6	0	0	1	4	2	2	0	0	208	99.0%
理工学研究科（博士後期課程）	28	32	14	7	1	8	1	4	3	2	0	12	42.9%
農学生命科学研究科	120	73	8	0	1	3	1	4	4	0	0	64	53.3%
地域社会研究科	18	36	3	0	0	3	2	13	9	18	4	18	100.0%

○計画の実施状況等

【定員超過率が110%以上の主な理由】
（該当なし）

○ 別表2（学部，研究科等の定員超過の状況について）

弘前大学

（平成29年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数（L）【（B）−（D,E,F,G,I,Kの合計）】	定員超過率（M）（L）／（A）×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち，修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数（I）	長期履修学生数（J）	長期履修学生に係る控除数（K）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）							
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学部	530	545	4	0	2	0	1	0	0	0	0	542	102.3%
教育学部	820	878	1	0	0	0	16	31	23	0	0	839	102.3%
医学部	1,620	1,614	4	0	0	0	12	115	104	0	0	1,498	92.5%
理工学部	1,340	1,361	7	0	0	0	10	32	26	0	0	1,325	98.9%
農学生命科学部	830	836	5	0	0	0	10	23	19	0	0	807	97.2%
（研究科等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学研究科	32	34	11	0	0	8	5	9	8	7	2	11	34.4%
教育学研究科（修士課程）	48	62	4	0	0	1	3	7	6	14	4	48	100.0%
教育学研究科（専門職学位課程）	16	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	112.5%
医学研究科	220	246	12	1	0	1	27	30	20	0	0	197	89.5%
保健学研究科（博士前期課程）	60	81	2	0	0	0	10	15	13	17	5	53	88.3%
保健学研究科（博士後期課程）	33	40	1	0	0	0	4	9	7	6	2	27	81.8%
理工学研究科（博士前期課程）	240	227	4	0	0	0	6	7	7	0	0	214	89.2%
理工学研究科（博士後期課程）	32	27	12	5	0	6	0	2	2	1	0	14	43.8%
農学生命科学研究科	120	92	12	0	1	6	1	4	2	0	0	82	68.3%
地域社会研究科	18	36	3	0	0	3	5	11	8	20	5	15	83.3%

○計画の実施状況等

【定員超過率が110%以上の主な理由】
・教育学研究科（専門職学位課程）

＜ミドルリーダー養成コース＞※入学の対象：現職教員
本教職大学院設置にあたり，青森県教育委員会からの要望書において教員研修の場として大いに期待していること，及び青森県教育委員会から８名程度の派遣を行うことが記載されている。教員の派遣にあたっては，本学との協議のうえ，青森県教育委員会において策定した「弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）教員派遣要項」において，派遣者数を８名とする旨明記されており，県教育委員会との盤石な連携が成立している。厳正な入学選抜試験を実施した結果，合格基準に達した８名を合格とし，定員超過率が100%となった。

＜教育実践開発コース＞※入学の対象：学部卒業・卒業見込み者
本教職大学院は，従来の学術的探究を目指す修士課程と異なり，教員の資質能力の向上を目指し実践的な力量形成を目的としており，教員を目指す学生にとって有用な学びであることを，特に本学教育学部の学生が捉えていたと考えられる。それゆえ，初年度の平成29年度の本コース入学者10名中8名が，本学教育学部卒業生であった。
本コース志願者11名について，APに基づく，公平性，平等性，開放性が確保される入学試験の実施をおこなった結果，合格者数が10名となり，定員超過率が110%を超えた。

なお，平成30年度以降の定員超過率については，適正化されている。

○ 別表2（学部，研究科等の定員超過の状況について）

（平成30年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数（L）【（B）−（D,E,F,G,I,Kの合計）】	定員超過率（M）（L）／（A）×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち，修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数（I）	長期履修学生数（J）	長期履修学生に係る控除数（K）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）							
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学部	795	815	10	0	2	0	1	0	0	0	0	812	102.1%
教育学部	750	796	0	0	0	0	8	31	23	0	0	765	102.0%
医学部	1,627	1,598	2	0	0	0	7	22	11	0	0	1,580	97.1%
理工学部	1,400	1,439	10	0	0	0	13	30	24	0	0	1,402	100.1%
農学生命科学部	830	868	7	0	0	0	16	11	9	0	0	843	101.6%
（研究科等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学研究科	32	48	25	0	0	12	2	8	7	8	3	24	75.0%
教育学研究科（修士課程）	32	54	6	0	0	0	4	14	13	14	4	33	103.1%
教育学研究科（専門職学位課程）	32	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	96.9%
医学研究科	230	244	8	0	0	1	28	34	24	0	0	191	83.0%
保健学研究科（博士前期課程）	60	74	5	0	2	0	2	7	7	13	4	59	98.3%
保健学研究科（博士後期課程）	36	45	1	0	0	0	4	9	4	14	6	31	86.1%
理工学研究科（博士前期課程）	240	208	3	0	0	0	2	3	3	0	0	203	84.6%
理工学研究科（博士後期課程）	36	31	15	4	2	10	1	1	1	1	0	13	36.1%
農学生命科学研究科	120	106	10	0	0	7	3	2	2	0	0	94	78.3%
地域社会研究科	18	41	4	0	0	3	4	17	10	24	8	16	88.9%

○計画の実施状況等

【定員超過率が110%以上の主な理由】
（該当なし）

○ 別表2（学部，研究科等の定員超過の状況について）

（令和元年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数（L）【（B）−（D,E,F,G,I,Kの合計）】	定員超過率（M）（L）／（A）×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち，修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数（I）	長期履修学生数（J）	長期履修学生に係る控除数（K）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）							
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学部	1,060	1,100	16	0	2	0	11	0	0	0	0	1,087	102.5%
教育学部	680	725	0	0	0	0	13	20	19	0	0	693	101.9%
医学部	1,632	1,623	3	0	0	0	12	29	27	0	0	1,584	97.1%
理工学部	1,460	1,487	10	0	1	0	16	21	16	0	0	1,454	99.6%
農学生命科学部	860	901	7	0	0	0	17	22	14	0	0	870	101.2%
（研究科等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学研究科	32	51	27	0	0	11	1	7	6	8	3	30	93.8%
教育学研究科（修士課程）	32	41	4	0	0	0	2	6	4	10	3	32	100.0%
教育学研究科（専門職学位課程）	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	100.0%
医学研究科	240	257	10	1	0	2	46	43	34	0	0	174	72.5%
保健学研究科（博士前期課程）	60	70	3	0	2	0	1	6	5	13	4	58	96.7%
保健学研究科（博士後期課程）	36	49	3	1	0	0	5	9	5	17	7	31	86.1%
理工学研究科（博士前期課程）	240	214	5	0	0	0	4	6	6	0	0	204	85.0%
理工学研究科（博士後期課程）	36	34	19	4	2	11	1	2	1	1	0	15	41.7%
農学生命科学研究科	120	106	11	1	0	4	2	2	2	0	0	97	80.8%
地域社会研究科	18	38	2	0	0	0	4	16	12	22	6	16	88.9%

○計画の実施状況等

【定員超過率が110%以上の主な理由】
（該当なし）